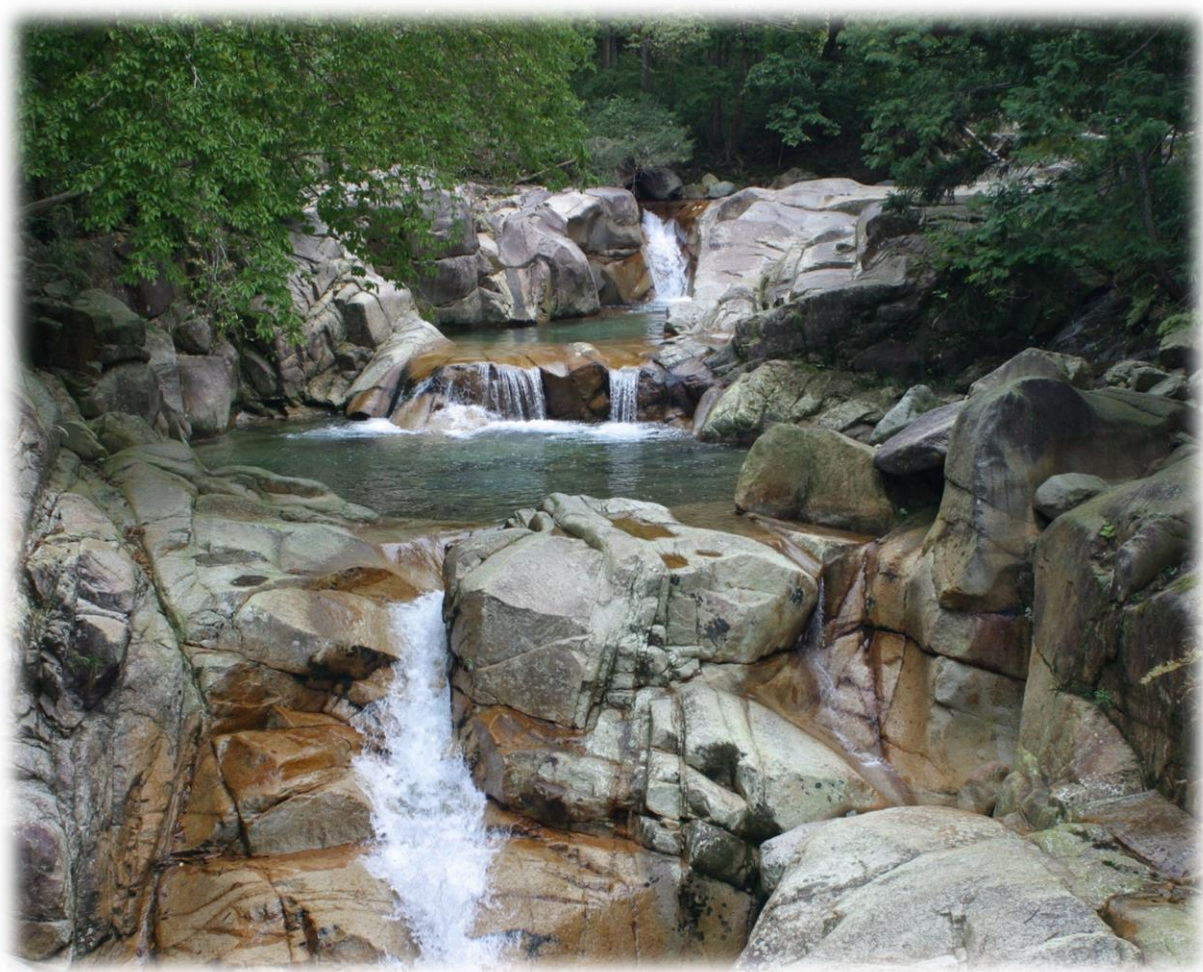


令和元年度版

関市の環境



関市洞戸地内「高賀溪谷」

関市

関 市 民 憲 章 (昭和50年10月15日制定)

わたくしたちは、自然に恵まれた伝統ある刃物のまちの市民であることに誇りと責任を持ち、感謝の心で、郷土を住みよくするために、みんなで力をあわせます。

育てよう　　こころ豊かなまちづくり
鍛えよう　　からだ丈夫なまちづくり
伸ばそう　　希望あふれるまちづくり

■市章

昭和 38 年 7 月 17 日に関市の象徴として定められたもので、「セキ」を図案化し、丸くおさまり、外に向かって発展する意を表しています。



■シンボルマーク

全体としては刃物をモチーフに、人と人とのふれあい、豊かな自然、交通網の結節点などを表現し、21 世紀へと伸びる発展的で斬新なイメージをデザインしています。



■関＊はもみん

ウサギをモチーフに、耳は関市の代表的産業の刃物で未来を切り開くイメージからハサミになっています。新芽のしっぽをつけて新たな発展を表現して、関市とともにキャラクターも育てほしいという願いが込められています。



市 の 木	す	ぎ				
市 の 花	き	く				
市 の 鳥	か	わ	せ	み		
市 の 魚	あ	ゆ				
市 の 色	わ	か	く	さ	い	ろ

関市のキャッチフレーズ

ときめき　きらめき

いきいきせきし

環境都市宣言（平成12年3月27日関市告示第19号）

私たちのまち関市は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、多くの伝統や文化を守り育てながら栄えてきました。

しかし、急速に発展した現代社会は、ものの豊かさ便利さとひきかえに地球温暖化、オゾン層の破壊など私たちの生活を脅かす数多くの環境問題を生み出しています。

次の世代に健全な環境をおくことを目指すため、今こそ、私たちが、自然の尊さや、そのもたらす恵みについて考え、積極的な行動を起こさなければなりません。

私たちのまち関市は、人と自然が共生できる社会をつくり上げていくため、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的に作り出すことを決意し、ここに「環境都市」を宣言します。

目 次

特 集 令和元年度 関市の環境トピックス

- (1) 親子で楽しむ自然観察会…………… 1
- (2) 環境フェアせき2019を開催…………… 2
- (3) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入
小型家電等回収事業の連携と協力に関する協定の締結…………… 3

本 編 平成30年度 関市の環境の状況に関する年次報告書

第1章 環境政策のあらまし

- 1. 関市の環境政策体系…………… 4
- 2. 環境行政のあゆみ…………… 7
- 3. 自然環境…………… 10
- 4. 環境関連法規 …… 12

第2章 関市環境基本計画

- 1. 関市環境基本計画第三次見直し …… 14
- 2. 関市環境基本計画第二次見直しの最終年度における実績値…………… 20

第3章 自然環境

- 1. 希少野生生物分布調査 …… 25

第4章 公害苦情

- 1. 苦情件数の推移 …… 27

第5章 大気汚染

- 1. 大気汚染に係る環境基準 …… 28
- 2. 有害大気汚染物質に係る環境基準…………… 28
- 3. 微小粒子状物質に係る環境基準…………… 28
- 4. 大気汚染測定結果 …… 29

第6章 水質汚濁

- 1. 水質汚濁に係る環境基準 …… 30
- 2. 河川水質調査結果 …… 32
- 3. 農薬に関する指針等 …… 36
- 4. 地下水汚染対策 …… 40
- 5. カワゲラウォッチング …… 41

第7章 騒音・振動

- 1. 騒音及び振動に係る環境基準 …… 42
- 2. 環境騒音調査結果 …… 45
- 3. 工場及び事業場における届出と規制 …… 47
- 4. 特定施設一覧 …… 48
- 5. 特定建設作業 …… 51

6. 騒音・振動対策	53
第8章 悪臭	
1. 悪臭物質の規制基準	54
第9章 化学物質・土壌汚染	
1. 化学物質	55
2. 土壌汚染	56
第10章 廃棄物	
1. 廃棄物の推移	58
2. ごみ減量化補助金等交付状況	60
第11章 地球温暖化対策	
1. 国・県の動向.....	61
2. 関市環境基本計画における温室効果ガス削減への取り組み.....	61
3. 関市環境マネジメントシステム.....	62

資料編

1. 関市に生育・生息している可能性のある希少野生生物種	
・維管束植物	
シダ植物	63
種子植物	64
・脊椎動物	
哺乳類	74
鳥類	75
爬虫類	79
両生類	80
魚類	82
・無脊椎動物	
昆虫類	87
貝類	91
2. 用語解説	
・環境全般	95
・環境汚染、公害等	96
3. 例規	
・関市環境基本条例	102
・関市環境審議会規則	106
・関市ポイ捨て等防止条例	108
・関市ポイ捨て等防止条例施行規則	111

特 集

令和元年度 関市の環境トピックス

関市の環境トピックス-1

～親子で楽しむ自然観察会～



令和元年6月15日（土）関市山田青田地区にて、講師に特定非営利活動法人森のなりわい研究所代表理事・所長の伊藤栄一氏を迎え、「親子で楽しむ自然観察会」を開催しました。梅雨の時期の田んぼや森で生き物や植物を観察し、身近なところから環境保全を考えることを目的として開催しました。

当日は、市内小学生6名が参加し、元気いっぱいに自然の中を駆け回っていました。オタマジャクシ、カエル、ドジョウ、ザリガニ、スジエビなどの水中生物に加えて、ヒヨドリ、セキレイなどの鳥類、カマキリなどの昆虫類も確認することができました。「身近なところで自然に触れる。意外とできないことができた。」



「学区も違う子供たちが、初対面であるにも関わらず、協力していることがよかった。」などの感想があり、自然に触れ合い環境保全を考えるだけではなく、自然を通して人とつながることも実感してもらえたと思います。こういった環境セミナーを今後も継続していきます。



関市の環境トピックス-2

～環境フェアせき2019を開催～



令和元年11月10日(日)に「環境フェアせき2019」をわかくさ・プラザ学習情報館および交流プラザにて開催しました。市内外の環境保全活動を行っている26団体が出展し、各団体の出展ブースでは活動紹介や来場者との交流を深めました。環境鍋の配布では、フードマイレージを意識して、なるべく地元の食材を使用する「地産地消」、野菜の皮をむかずに使用し「フードロスを減らす」、使い捨ての容器を使用しない「マイ食器で食べ

ようプロジェクト」の呼びかけを行い、来場者に環境への意識啓発を行いました。また、関高等学校生によるSGH活動発表や、市内小中学校の環境活動の取り組み及び環境ポスターコンクール作品の展示を行い、学生たちの活動を市民の方に知ってもらうとともに、学生たちが環境について考える機会ができたと思います。今回のイベントを通

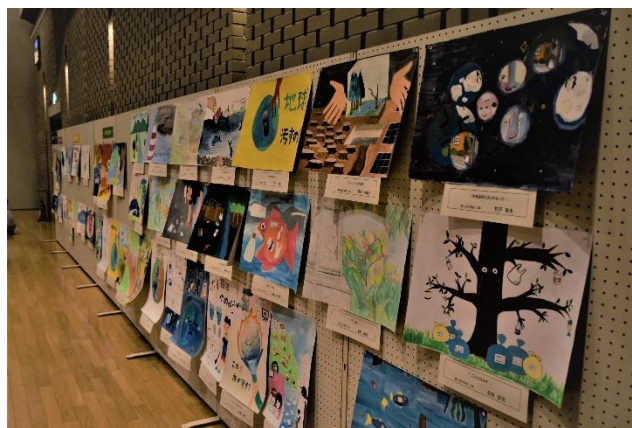


関高等学校によるSGH活動発表

して、活発的に環境保全活動を行っている市民団体や事業者の取り組みを広く市民の方に知らせるとともに、団体などの相互の情報交換を図ることができました。



環境鍋の配布



環境ポスターコンクール作品展示

関市の環境トピックス-3

～ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入～

～小型家電等回収事業の連携と協力に関する協定の締結～

＜ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入＞

令和元年5月30日からごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しました。ごみ収集カレンダー、関市ホームページとあわせて、このアプリを利用することで、これまで以上に収集日や分別方法を手軽に調べることができます。利用できる内容は、ごみの分別検索、



ごみ分別アプリの画面

資源・ごみ分別ガイド、多言語に対応した収集日カレンダー、関市からのごみ収集に関する通知などです。ごみ分別ガイドでは、今までどう捨てればいいのかわかりにくかったものも、簡単に捨て方を確認することができ、ごみ出し通知機能を使えば、忘れてしまいがちな月1回の資源や不燃のごみの日もお知らせしてくれます。

＜小型家電等回収事業の連携と協力に関する協定の締結＞

令和元年10月1日から、リネットジャパン株式会社と締結された協定により、宅配便を活用した使用済小型家電等の回収が始まりました。関市では、平成26年1月から市役所、地域事務所等での使用済小型家電ボックス回収を行っていましたが、これに加え宅配便を活用した回収により、自宅に宅配便業者が回収に来てくれる、回収品目が現在の65品目から400品目以上に増加するなど、住民サービスの向上、ごみの減量及び資源の有効

活用の推進を図りました。



協定式の様子



宅配便回収の流れ

本 編

(平成 3 0 年度実績報告)

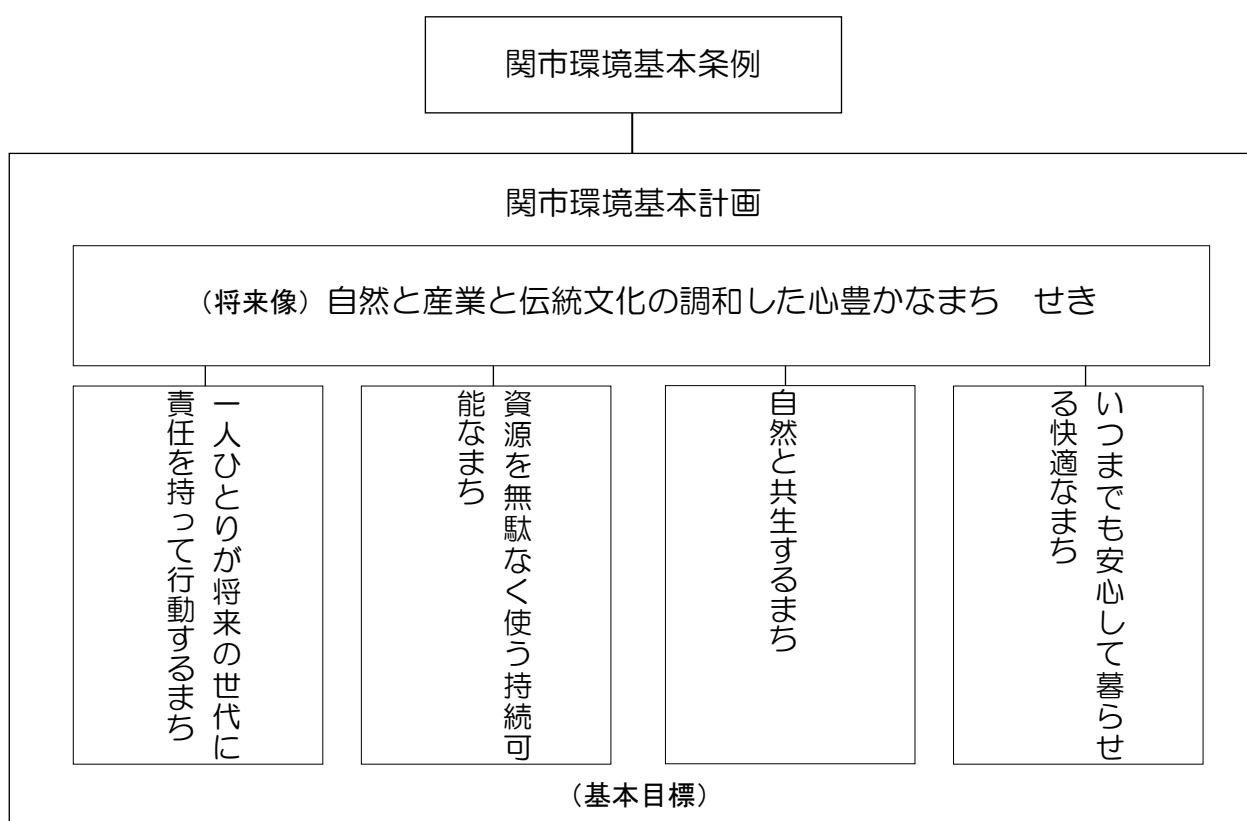
第1章 環境政策のあらまし

1. 関市の環境政策体系

○基本となる条例

関市は、平成12年に豊かで快適な環境づくりに向けた「環境都市宣言」を行うとともに、協働による快適な環境づくりと持続可能な社会の実現を目指した「関市環境基本条例」を制定しました。

平成16年には、関市環境基本条例に基づき、「関市環境基本計画（H16年度～R5年度）」を策定し、環境政策の柱となっています。



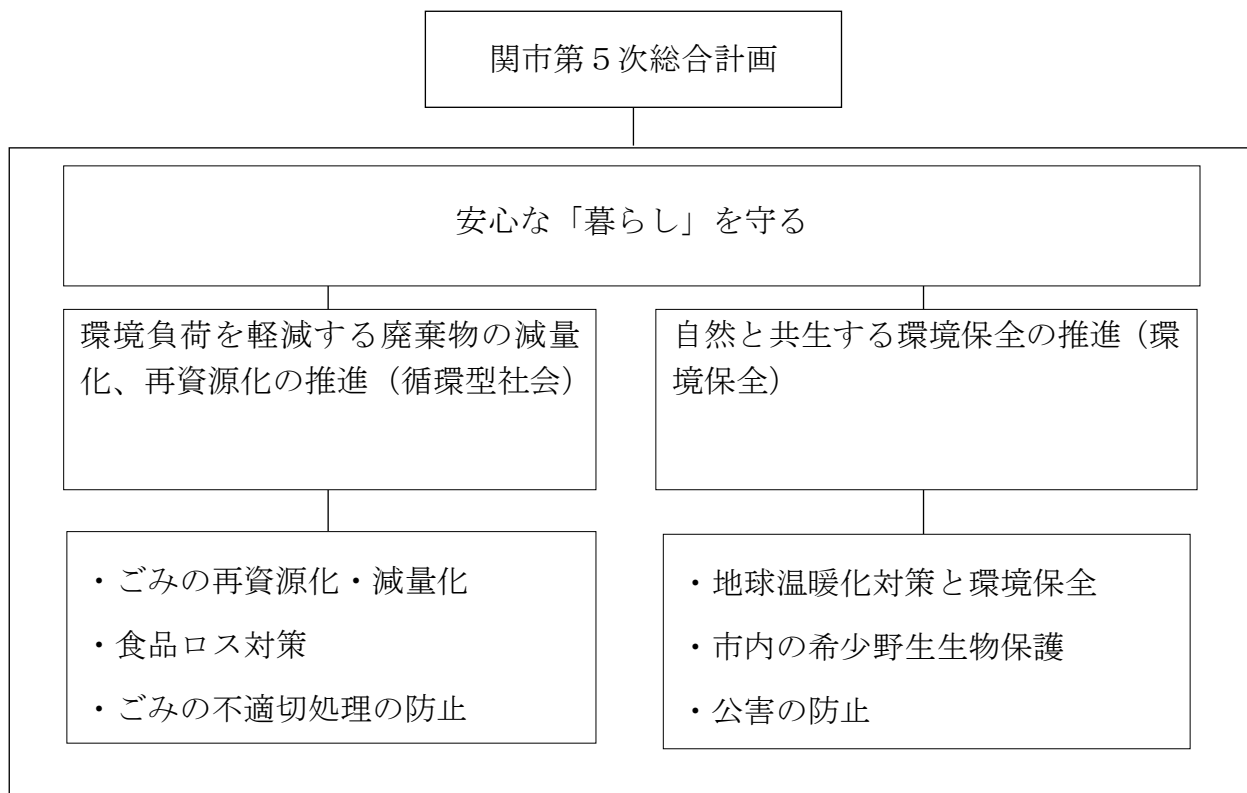
○関連する条例

関市環境基本条例のほかにも関連する条例などを制定し、豊かで快適な環境の維持に努めています。

- ・関市ポイ捨て等防止条例・同施行規則（空き缶、タバコの吸殻等のポイ捨て防止）
- ・関市生活環境保全条例・同施行規則（モーテル類似旅館の建設規制）
- ・関市公害防止設備資金利子補給規則（公害防止）
- ・関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同施行規則（廃棄物処理）
- ・関市放置自動車の処理に関する条例・同施行規則（放置自動車の撤去）

○第5次総合計画

関市第5次総合計画（平成30年度～令和9年度）には、環境基本計画の基本目標を実現するための政策体系が示されています。



○環境負荷を軽減する廃棄物の減量化、再資源化の推進（循環型社会）

環境への負荷を軽減し、資源を無駄なく使うために、廃棄物の減量化や再資源化を推進します。

・ごみの再資源化・減量化

本市の可燃ごみ、不燃ごみと粗大ごみを合わせたごみ排出量は、平成 25 年度 27,631 t、平成 26 年度 27,583 t、平成 27 年度 28,052 t であり、人口の減少に対して、ごみの排出量は減少していません。排出された一般廃棄物は、中濃地域広域行政事務組合にて適正に共同処理を行っていますが、ごみ焼却施設や最終処分場の受入容量には限界があるため、ごみの分別と循環資源のリサイクルを徹底し、ごみを減量化することが必要です。

・食品ロス対策

賞味期限切れ、消費期限切れ、食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品が「食品ロス」です。国内で発生している食品ロスは年間 643 万 t ※で、国民 1 人 1 日当たりに換算するとご飯 1 杯分（約 139 g）にも上り、廃棄物の増加の要因となっています。食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減少させることが求められています。

・ごみの不適切処理の防止

平成 28 年に回収した不法投棄されたごみは 17,064 k g でした。不法投棄、野外焼却など、不適切に処理されたごみの中には、適切な分別を行えばリサイクルできる循環資源が含まれています。ごみの適正な廃棄に対する意識啓発が課題です。

○自然と共生する環境保全の推進（環境保全）

快適な生活環境を守るために、市民の環境意識を高めるとともに、公害防止やまちの美化を推進します。また、河川や山林への不法投棄の防止に努めます。

※農林水産省及び環境省「平成 28 年度推計」

- ・地球温暖化対策と環境保全

「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、支流の津保川、板取川、武儀川は、多くの生き物を育んでいます。また、市域の8割は山林であり、多様な生態系を支えています。この豊かな自然環境を守るため、地球温暖化対策や低炭素社会の形成などに対する環境保全意識を醸成するとともに、市民協働による環境美化活動、啓発活動を促進させる必要があります。

- ・市内の希少野生生物保護

市内ではウシモツゴ（魚類）、ギフチョウ（昆虫類）、シデコブシ（植物）などの希少な野生生物の生息が確認されています。一方で、オオキンケイギク（植物）などの特定外来生物が、在来種の生息地を脅かしています。希少な野生生物の生息状況の継続的な把握と保護、特定外来生物の駆除を行い、生態系を守ることが必要です。

- ・公害の防止

自然環境を保護するためには、環境破壊の要因である公害や化学物質による汚染などを未然に防止する必要があります。騒音及び振動に関する指導や定期的な水質検査等を継続して、産業型公害及び生活型公害の防止するための取組が求められています。

2. 環境行政のあゆみ

昭和24年	・ ごみ処理場建設。荷車によるごみ収集開始
35年	・ オート三輪 2 台による市街地ごみ収集開始
41年	・ ごみ収集にステーション方式を導入
45年 4月	・ 肥田瀬埋立処分場（安定型処分場）開設（処分料30円/10kg、研磨スラッジのみ10円/10kg）
46年 3月	・ 関市生活環境保全条例施行
61年 4月	・ 関市リサイクル推進協議会発足 ・ カン・ビンの分別収集開始
平成 3年 8月	・ 関市ごみ問題対策委員会設置
4年 2月	・ 関市ごみ問題市民会議設置
9月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱施行（生ごみ堆肥化容器の購入補助・購入額の半額/上限5,000円）
5年 4月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱施行（資源集団回収事業奨励金 2円/kg） ・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（焼却炉の購入補助 購入金額の半額/上限10,000円）
11月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金 5円/kg） ・ 生ゴミ発酵促進剤の購入補助開始（購入額の半額）
7年10月	・ 食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パックの分別収集開始 ・ 関市生活廃水対策資材普及事業奨励金交付要綱施行（水切りネットの購入補助 20円/個） ・ 食用廃油回収開始（廃油石けんの製造）
8年 1月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金額変更 7円/kg）
10月	・ 指定ごみ袋制度と一定量以上有料化方式の導入
9年 4月	・ ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、古着の分別収集開始
12月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（焼却炉の購入補助廃止）
10年 1月	・ 肥田瀬埋立処分場への焼却灰等の受入中止 ・ 肥田瀬埋立処分場から焼却灰等搬出
4月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（生ごみ堆肥化装置の購入補助 購入額の半額/上限15,000円） ・ 関市ポイ捨て等防止条例施行 ・ 焼却灰の収集開始 ・ 清潔なまちづくり推進指導員設置
11年 3月	・ 関市市民環境行動指針策定（地球温暖化防止対策）
4月	・ プラスチックごみ分別収集開始（ダイオキシン対策）
12年 3月	・ ISO14001認証取得 ・ 環境都市宣言告示
4月	・ 関市環境基本条例施行

平成12年 4月	・ 関市環境審議会設置 ・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（生ごみ堆肥化装置の購入補助額変更 購入額の半額/上限20,000円）
9月	・ 肥田瀬埋立処分場への搬入制限開始（一般家庭から排出される土砂、陶磁器くずの直接搬入に限る）
10月	・ 関市分別収集計画策定
12月	・ 容器包装リサイクル法に係るその他プラスチック容器包装の分別収集開始
13年 3月	・ わかくさプラザに太陽光発電機（10kw）を設置
4月	・ 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）リサイクル開始
6月	・ 関郵便局と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
14年 3月	・ 関市立緑ヶ丘中学校に太陽光発電機（10kw）を設置 ・ 廃食用油の回収中止
11月	・ 関市環境市民会議設置
15年 2月	・ 関市立安桜小学校に太陽光発電機（10kw）を設置
3月	・ ISO14001認証更新
4月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金額変更 5円/kg）
10月	・ 家庭系PCリサイクル開始
16年 3月	・ 関市環境基本計画策定 ・ 関市森林組合と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
4月	・ 指定ごみ袋制度一部改正（年間基準枚数見直し及びプラスチック製容器包装ごみ袋の有料化 1枚5円） ・ 関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付要綱全部改正（古着に対する奨励金交付を廃止、奨励金額変更3円/kg） ・ 関市ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱廃止 ・ 関市生ごみたい肥化装置等購入補助金交付要綱施行（小枝落葉等粉碎機の購入補助追加 購入額の半額補助/上限20,000円） ・ 中濃森林組合と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
17年 7月	・ 関市ポイ捨て等防止条例施行規則改正 ・ ISO14001認証更新（市町村合併後の全施設を対象）
18年 2月	・ 関市地球温暖化対策実行計画策定
3月	・ 関市一般廃棄物処理基本計画策定
19年 2月	・ 廃食用油からBDFを精製、清掃事務所塵芥収集車1台に供給開始
3月	・ 環境基本計画の見直し ・ 関市放置自動車の処理に関する条例施行
20年 3月	・ 関市レジ袋削減協議会の設置
7月	・ レジ袋大幅削減に向けた取組みに関する協定書締結
9月	・ レジ袋有料化実施
22年 3月	・ ISO14001認証を返上
6月	・ 関市バイオマスタウン推進協議会設立
23年 3月	・ バイオマスタウンとして公表
12月	・ 関市環境マネジメントシステムを制定

24年11月	・肥田瀬埋立場、埋立終了
26年 3月	・環境基本計画の第二次見直し
4月	・プラスチック容器包装類の分別収集廃止
	・使用済小型家電のボックス回収開始
7月	・関市生ごみたい肥化装置等購入補助金交付要綱一部改正（電気式生ごみたい肥化装置の購入補助 購入額の半額補助/上限25,000円、補助金交付後5年以上経過の買換えについて補助金の交付対象）
	・関市型ダンボールコンポスト「グリーンダンボくん」販売開始
27年 3月	・関市新エネルギービジョン策定
27年 4月	・関市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱施行
28年 4月	・関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（家庭ごみの有料化実施）
10月	・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加
	・COOL CHOICE（クールチョイス）推進宣言
29年 4月	・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトに参加
29年 8月	・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトのための使用済小型家電等のボックス回収開始
30年 3月	・関市災害廃棄物処理計画策定
31年 3月	・環境基本計画の第三次見直し

3. 自然環境

○地目別土地面積（資料：税務課）

単位：km²・％ 各年1月1日現在

地目別		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
田	21.94	21.83	21.76	21.64	21.76	21.52
	4.64	4.62	4.61	4.58	4.61	4.56
畑	8.56	8.47	8.45	8.39	8.45	8.30
	1.81	1.80	1.79	1.78	1.79	1.76
宅地	18.59	18.68	18.83	18.89	18.83	19.04
	3.93	3.95	3.99	4.00	3.99	4.03
池・沼	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
山林	159.71	160.27	160.12	159.81	160.12	159.51
	33.78	33.93	33.90	33.83	33.90	33.77
原野	2.42	2.41	2.41	2.42	2.41	2.47
	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52
雑種地	9.76	9.79	9.85	9.92	9.85	9.90
	2.06	2.07	2.08	2.10	2.08	2.09
保安林	84.65	84.66	84.99	85.35	84.99	85.50
	17.90	17.92	17.99	18.07	17.99	18.10
その他	166.33	165.34	165.04	165.03	165.04	165.21
	35.18	35.01	34.94	34.94	34.94	34.98
合計		472.84	472.33	472.33	472.33	472.33

○気温・天候（資料：危機管理課）

区分	気温(℃)			天気日数(日)			
	最高	最低	平均	晴	曇	雨	雪
平成26年	38.3	-4.6	15.5	212	105	44	4
平成27年	39.5	-4.8	16.2	237	71	55	2
平成28年	38.7	-5.5	16.7	221	111	34	-
平成29年	36.9	-5.1	15.5	210	114	37	4
平成30年	40.2	-7.4	16.4	231	90	42	2

※天気は午後0時時点の天気。

○月別風速・雨量・気温の状況（資料：危機管理課）

平成30年 月別	風				雨量 (mm)	気 温		
	最 大 瞬 間 風 速 (m/s)	最大瞬間風速の				平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)
		日	時	風 向				
1 月	23.8	23	14：01	南 西	59.5	2.8	14.4	-7.4
2 月	18.7	28	23：04	東 南 東	4.0	3.2	15.6	-5.9
3 月	20.0	1	12：08	南 南 西	204.5	10.7	16.8	5.9
4 月	16.9	25	02：24	東 南 東	272.0	16.1	30.0	1.6
5 月	18.7	19	14：05	西 南 西	262.0	20.0	31.6	6.8
6 月	18.9	29	19：04	南 南 西	191.5	23.8	35.0	14.6
7 月	20.9	29	02：14	北 東	307.5	29.8	40.2	21.7
8 月	28.7	24	01：39	東	83.5	29.6	40.0	19.4
9 月	50.4	4	15：50	東	377.0	23.4	33.2	13.2
10月	17.0	1	01：21	南 南 東	48.0	18.2	29.4	7.8
11月	12.8	20	13：21	南 南 西	38.0	12.6	23.4	0.8
12月	17.0	27	13：20	南	80.0	6.8	20.2	-3.6

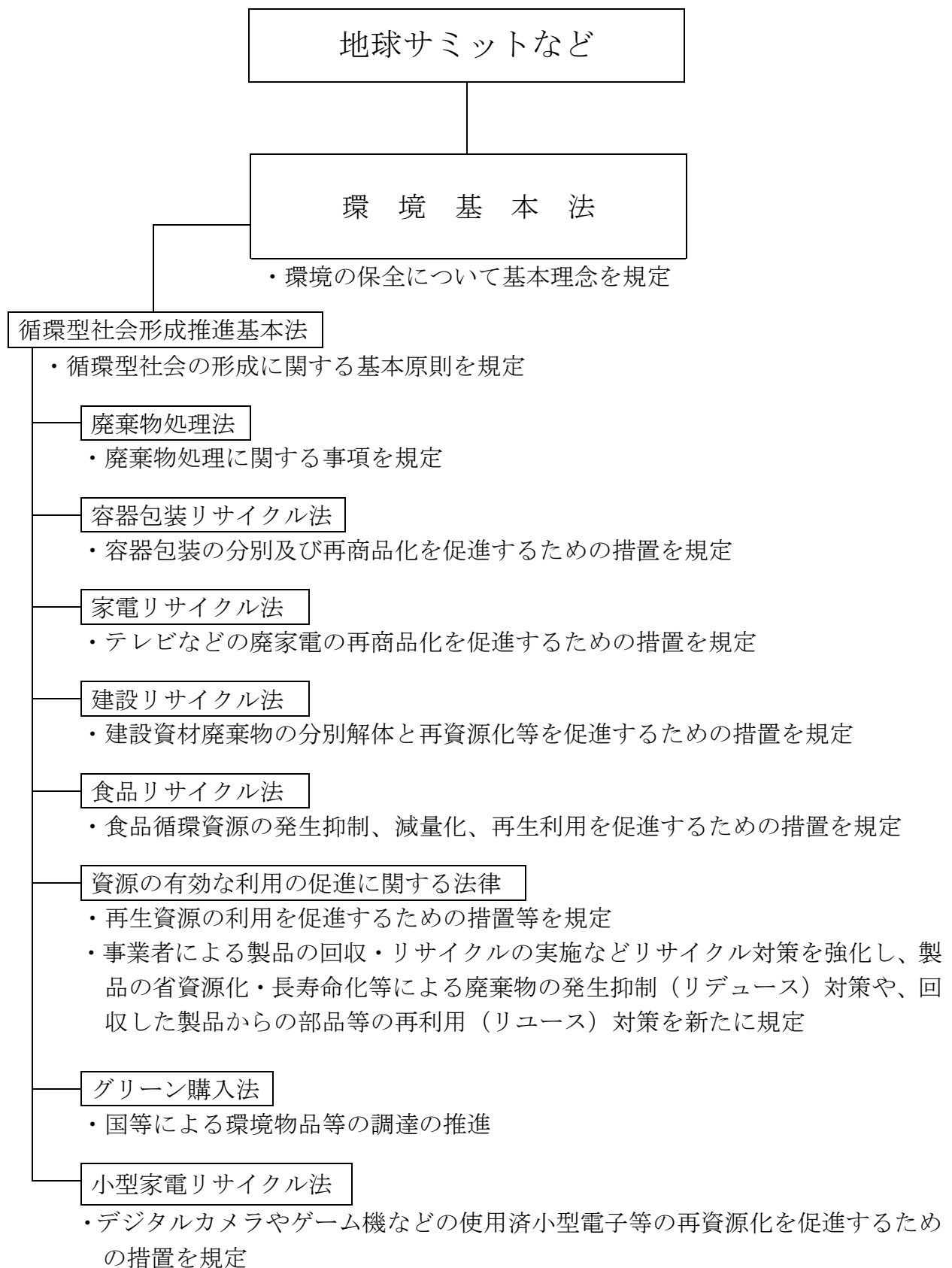
4. 環境関連法規

○ 公害関連法規

環境基本法 - 岐阜県環境基本条例

- ・ 大気汚染関係（所管：岐阜県）
 - ・ 大気汚染防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路運送車両法
 - ・ 道路交通法
 - ・ 電気事業法
 - ・ ガス事業法
 - ・ 自動車NOx・PM法
- ・ 水質汚濁関係（所管：岐阜県）
 - ・ 水質汚濁防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法
 - ・ 湖沼水質保全特別措置法
- ・ 下水道法
- ・ 土壌汚染関係（所管：岐阜県）
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ・ 騒音関係（所管：関市）
 - ・ 騒音規制法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路運送車両法
 - ・ 道路交通法
- ・ 振動関係（所管：関市）
 - ・ 振動規制法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路交通法
- ・ 地盤沈下関係（所管：岐阜県）
 - ・ 工業用水法
 - ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・ 悪臭関係（所管：関市）
 - ・ 悪臭防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ へい獣処理場などに関する法律

○廃棄物関連法規



※法律名は略称を使用

第2章 関市環境基本計画

1. 関市環境基本計画第三次見直し

○関市環境基本計画とは

(1) 計画の目的

関市環境基本条例に基づいて、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 計画の役割

関市環境基本条例の理念を具現化するために、上位計画である国や県の環境基本計画や関市第5次総合計画などと整合を図り、本市の諸計画や事業に関する環境保全の指針としての役割を果たします。さらに、本市の諸計画や事業に対し、環境保全に関する最上位計画として位置づけられます。

(3) 計画の期間

2023年度（令和5年度）までの20年間とし、社会的動向に対応するため、5年ごとを基本として見直しを行います。2018年度（平成30年度）には、第二次計画の見直し以降、5年が経過したことを受け、第三次となる計画の見直しを行いました。

○環境の将来像

「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」

～みんなで力をあわせてつくります～

計画の推進により、2023年度（令和5年度）に実現される関市の環境のあるべき姿が「環境の将来像」です。豊かな自然、生活の基盤である産業、関市らしい伝統文化の調和がとれ、人々が心豊かに暮らすことのできる快適な環境を、一人ひとりが協力し合いながら創り出す姿を示しています。

○計画の推進体制

(1) 推進体制の構築と維持

市民・団体・事業者・市の各主体がお互いの情報や意見を交換し、各施策をそれぞれの役割を果たしながら協働して推進していく体制を整備し、それぞれの連携のもとに推進していきます。また広域的な取り組みを必要とする施策の実施にあたっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体等と協力して推進に努めます。

(2) 環境基本計画の進行管理

環境審議会の意見助言を受けつつ、関市環境政策推進委員会において行うものとし、環境マネジメントシステムの考えのもとPDCAによる計画の進行管理を行い、進捗状況の確認及び評価の結果は、環境審議会へ報告するとともに広報紙やホームページ及び関市の環境に公表します。また、社会経済状況や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

○基本目標Ⅰ いつまでも安心して暮らせる快適なまち

公害のない安心して暮らせる生活環境、歴史的資源、山地・河川・田園風景を生かした良好な景観、まち並みの美観など、快適な暮らしの基盤を創り出し、維持していきます。

施策の方針	基本的施策
1. 公害のない生活環境の創出	1.1 水質保全対策の推進
	1.2 交通公害対策の推進
	1.3 事業活動による公害対策の推進
	1.4 環境調査の継続・充実
2. 良好な景観の保全及び創出	2.1 歴史的資源の活用
	2.2 森林・里山・田園景観の保全
	2.3 水辺景観の保全及び創出
	2.4 魅力的なまち並みづくり 【重点】
3. 潤いのある生活環境の保全及び創出	3.1 緑あふれるまちづくり
	3.2 清潔なまち並みづくり 【重点】

○基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

自然の保全に積極的に働きかけ、本市本来の生き物が息づく、関市らしい自然との共生関係を築いていきます。

施策の方針	基本的施策
1. 生物の多様性の確保	1.1 身近な生き物の保全 【重点】
	1.2 貴重な野生生物の保護 【重点】
	1.3 鳥獣害への対応
2. 自然環境の保全	2.1 河川環境の保全
	2.2 森林の保全
	2.3 農地の保全
	2.4 自然とのふれあいづくり
	2.5 水循環の保全

○基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち

これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに再生可能エネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築きます。

施策の方針	基本的施策
1. 廃棄物の発生抑制	1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用
	1.2 ごみ収集制度の見直し
	1.3 ごみを出さない生活習慣の推進
	1.4 ごみを出さない事業活動の推進
2. 廃棄物の適正な処理	2.1 不法投棄・不適正な処理の防止
	2.2 適正処理の推進

施策の方針	基本的施策
3. 廃棄物の再利用	3.1 分別・回収の徹底
	3.2 再生資源の活用 【重点】
4. 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー活用の推進	4.1 省資源・省エネルギー型 ライフスタイルの推進
	4.2 再生可能エネルギーの活用 【重点】
	4.3 地産地消の推進
5. 地球環境の保全の推進	5.1 地球温暖化対策の推進 【重点】
	5.2 化学物質による地球環境汚染対策の推進

○基本目標Ⅳ 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

環境に関する正確な知識を身に付け、それぞれの立場に応じた公平な役割分担を図りながら、相互に協力、連携し、長期的視野に立って総合的かつ積極的に環境保全のための取り組みを進め、一人ひとりが環境を通じたまちづくりに取り組みます。

施策の方針	基本的施策
1. 環境教育の推進	1.1 学校における環境教育の推進 【重点】
	1.2 社会における環境教育の推進 【重点】
2. 市民・団体・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進	2.1 地域活動の活性化 【重点】
	2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立
3. 情報の効果的な発信	3.1 幅広い情報の提供
	3.2 多様な手法による情報の提供
	3.3 市民情報交流の支援

○2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）の重点施策と目標指標

2018年度（平成30年度）の第三次見直しにあたって、基本的施策の中から今後5年間に於いて特に重点的に取り組むべき施策を5つ取り上げ、その具体的な目標指標の設定を行いました。

重点施策1	きれいなまちづくりへの取り組み ～景観美化関連～	
計画の位置づけ	基本目標 1	いつまでも安心して暮らせる快適なまち
	基本的施策 2.4	魅力的なまち並みづくり
	基本的施策 3.2	清潔なまち並みづくり

指標項目	第三次見直し時 2017年度 (平成29年度)	中間値 2021年度 (令和3年度)	最終目標値 2023年度 (令和5年度)
ごみゼロ運動自治会参加率	48.7%	70.0%	80.0%
景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	81.3%	81.8%	82.0%
環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	89.6%	90.8%	91.3%

重点施策2 生物多様性の確保への取り組み ～自然共生関連～		
計画の位置づけ	基本目標 2	自然と共生するまち
	基本的施策 1. 1	身近な生き物の保全
	基本的施策 1. 2	貴重な野生生物の保護

指標項目	第三次見直し時 2017 年度 (平成 29 年度)	中間値 2021 年度 (令和 3 年度)	最終目標値 2023 年度 (令和 5 年度)
環境保全林の間伐実施面積	50. 7ha/年	60. 0ha/年	70. 0ha/年
生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査)	19. 9% (H25)	— ※	50. 0%
カワゲラウォッチング参加校数	11 校	15 校	17 校

※令和 3 年度は調査予定なし

重点施策3 循環型社会に向けた 3 R の推進 ～エネルギー関連～		
計画の位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 3. 2	再生資源の活用
	基本的施策 4. 2	再生可能エネルギーの活用

指標項目	第三次見直し時 2017 年度 (平成 29 年度)	中間値 2021 年度 (令和 3 年度)	最終目標値 2023 年度 (令和 5 年度)
バイオマス活用施設数(事業系)	7 施設	9 施設	11 施設
資源ごみのリサイクル率	17. 4%	22. 4%	24. 4%
1 人 1 日当たりのごみの排出量	936g	883g	863g
循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	84. 4%	86. 8%	88. 0%

重点施策4 温室効果ガス削減への取り組み ～地球温暖化関連～		
計画の位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 5. 1	地球温暖化対策の推進

指標項目	第三次見直し時 2017 年度 (平成 29 年度)	中間値 2021 年度 (令和 3 年度)	最終目標値 2023 年度 (令和 5 年度)
公共施設における温室効果ガスの排出量	21, 003 t -CO ₂	19, 255 t -CO ₂	18, 380 t -CO ₂
公用車における環境にやさしい車の導入率	67. 2%	75. 3%	79. 3%
公共交通の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	61. 6%	68. 5%	72. 1%

重点施策5	次代につなげるための環境教育 ～環境教育関連～	
計画の 位置づけ	基本目標 4	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち
	基本的施策 1.1	学校における環境教育の推進
	基本的施策 1.2	社会における環境教育の推進
	基本的施策 2.1	地域活動の活性化

指標項目	第三次見直し時 2017 年度 (平成 29 年度)	中間値 2021 年度 (令和 3 年度)	最終目標値 2023 年度 (令和 5 年度)
カワゲラウォッチング参加校数(再掲)	11 校	15 校	17 校
環境フェアへの参加団体数	28 団体	32 団体	34 団体
市民向け環境講座の開催回数	4 回	5 回	6 回

○環境配慮指針

環境基本計画に基づいた環境の保全及び創出を実現していくために、市民・団体・事業者・市のそれぞれが日常の行動において持つべき配慮事項を、主体別、地域別の環境配慮指針として示しました。

○主体別環境配慮指針

環境基本計画推進の主体は、市民・団体・事業者・市です。それぞれの主体の役割は、関市環境基本条例の第4条から第6条に以下のように規定されています。

- ・市 民：自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・団 体：地域活動の一環として、環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・事業者：事業活動に伴う環境への負荷の低減など、自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- ・市 ：環境の保全及び創出を図るための総合的かつ計画的な施策を策定し実施する

主体別に、日常の行動において持つべき配慮事項の例は、次のとおりです。

(1) 市民の立場から

- ・いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、公共交通機関や自転車を利用する
- ・自然と共生するまちをつくるために、身近な自然、生き物に常に関心を持つ
- ・資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、買い物袋を持参し、過剰包装は辞退する
- ・一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、環境に配慮した取り組みに関心を持ち、積極的に導入し発信する

(2) 事業所の立場から

- ・いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、低公害車を導入する
- ・自然と共生するまちをつくるために、自然保全技術に関する勉強会や講演会に参加する
- ・資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、廃棄物の処理に際しては、適正な業者を選定する
- ・一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、環境に配慮した設備等への費用と効果について情報を収集し、導入に向けて検討する

○地域別環境配慮指針

地域別に市民・団体・事業者・市が配慮すべき例は次のとおりです。

なお、地域の区分にあたっては、河川や森林などによる自然環境のまとまりを基本に、土地利用状況、歴史的資源などの分布から、津保川沿いの3地域、長良川沿いの1地域、板取川沿いの1地域の5地域に区分しました。

(1) 津保川下流右岸地域

- ・市街地の河川に遊歩道などを整備し、水辺を楽しむまちづくりに努める
- ・関の散歩道の拡充、PRを行うとともに、歴史的なイメージと調和した景観づくりに努める
- ・身近な自然である津保川周辺の農地の保全に努める
- ・中池公園の屋外施設・文化会館西側の関川を活用して、自然観察会等の体験型の環境教育・環境学習の推進に努める

(2) 津保川下流左岸地域

- ・森林土壌の雨水浸透・保水能力を高めると同時に土砂の流出・崩壊を防止し、関市らしい里山・田園景観を維持するため、林業の保護・育成に努める
- ・監視や通報などの体制により、市境にある森林の不法投棄防止対策に努める
- ・ふどうの森や津保川を活用して自然観察会等の体験型の環境教育・環境学習の推進に努める
- ・市立関商工高等学校、中部学院大学や中日本航空専門学校と協力して、講演会や学習会を開催し、若者を交えた広い世代への環境教育・環境学習の推進に努める

(3) 長良川(武儀川を含む)地域

- ・工業団地周辺や東海環状自動車道のI.C.付近など自動車交通量が集中するところでは、大気汚染、騒音の対策に努める
- ・長良川、武儀川やその周辺の環境美化に努める
- ・塚原遺跡公園等を活用し、市の歴史について理解を深める
- ・水源となる地下水を保全するために、環境保全型農業の推進などにより化学物質の使用量削減に努める

(4) 津保川上流地域

- ・「関市森林整備計画」にもとづき、森林の適切な手入れができる体制整備に努め、水源の涵養、災害の防止、木材資源の供給とともに、地球温暖化防止に寄与する
- ・森林や河川、日龍峰寺（高澤観音）、八幡神社の社叢、地域に残る巨木・名木、文化財などの、優れた自然・史跡を生かした景観の保全・創出に努める
- ・農薬・化学肥料等の使用量削減、河川改修方法の検討などにより、ゲンジボタルやメダカの生息する良好な河川環境の維持に努める

(5) 板取川地域

- ・「関市森林整備計画」にもとづき、自然度の高い広葉樹の自然林は保全し、水源の涵養並びに多様な生態系の保全に努める。スギ等の植林地は、適切な手入れができる体制整備に努め、木材資源の供給とともに、地球温暖化防止に寄与する
- ・鳥獣害の被害防除対策により、人と鳥獣の適切な関係の構築に努める
- ・広葉樹の自然林や溪谷、高賀神社、神社の巨木・名木、文化財などの、優れた自然・史跡を生かした景観の保全・創出に努める

2. 関市環境基本計画第二次見直しの最終年度における実績値

○基本的施策

基本的施策を進めるにあたって、施策ごとのそれぞれの取り組みについて、「実施」「完了」「未着手」「廃止・実施しない」に区分し、「実施」「完了」の割合ごとにA～Cで評価を行いました。

基本目標	施策の方針	基本的施策	実施状況に関する評価値			評価
			項目数	実施＋完了	割合	
いつまでも安心して暮らせる快適なまち	1 公害のない生活環境の創出	1 水質保全対策の推進	17	13	76	B
		2 交通公害対策の推進	15	12	80	B
		3 事業活動による公害対策の推進	22	18	82	B
		4 環境調査の継続・充実	5	5	100	A
	<主な取組実績> ・大気・水質等各種検査の実施及び「関市の環境」への掲載による公表 ・長良川流域ネットワークでの協力による流域市町村との連携 ・下水道事業について、広報などでの掲載、マンホールカードの配布、小学生を主とした浄化センターの見学等による啓発、PR ・公用車における電気自動車、ハイブリッドカーの積極的な導入 ・長良川鉄道協力会によるさまざまな活動などによる公共交通機関利用の促進事業 ・公害事案における事業所への指導及び広報等での農薬適正使用、節減の啓発		<今後の展開> ・事業所団体等との連携による公害対策の推進 ・徒歩や自転車利用の呼びかけ、公共交通機関利用の促進などによる自動車交通量の削減について引き続きさまざまな取組、啓発等を行う			
	2 良好な景観の保全及び創出	1 歴史的資源の活用	16	15	94	B
		2 森林・里山・田園景観の保全	14	12	86	B
		3 水辺景観の保全及び創出	11	10	91	B
		4 魅力的なまち並みづくり 【重点】	6	4	67	B
	<主な取組実績> ・森林が持つ水源涵養や山地災害防止機能を保つため、265haの間伐を実施 ・市民協働による木の駅プロジェクト活動により 390 t の間伐材を搬出 ・農地中間管理機構の農地集積のPRを2地区実施 ・農業委員等による農地適正管理に向けた月1回のパトロールの実施及び全農地を対象とした農地利用状況調査の実施 ・県、団体等が主催する河川清掃活動への参加		<今後の展開> ・関の散歩道について、刃物ミュージアム回廊に合わせて整備する ・森林、農地の保全に対する取組の推進 ・水辺空間の保全のため河川清掃活動参加への地域住民への呼びかけ ・関市景観計画に基づく景観の保全、整備の推進			
	3 潤いのある生活環境の保全及び創出	1 緑あふれるまちづくり	11	9	82	B
		2 清潔なまち並みづくり 【重点】	10	9	90	B
	<主な取組実績> ・遊具の補修・整備について各自治会・各区への整備助成（申請件数16件） ・環境フェアにおいてブルーバリーの苗木の配布（使用済み天ぷら油との交換） ・清潔なまちづくり推進指導委員による清掃活動及び月1回の状況報告 ・週3回の不法投棄パトロール（年間13t）、洞戸・板取地域の夏場の河川パトロール実施 ・ごみゼロの日にあわせたごみゼロ運動参加の各自治会への依頼（H30 285/565 50.4%参加）		<今後の展開> ・不法投棄削減のため、ポイ捨て等防止条例の周知・徹底及びごみ分別アプリ活用による適正処理方法の周知 ・学校との連携による教育の場における地域美化への意識啓発の強化 ・ごみゼロ運動参加率の増加のための啓発強化			

Ⅱ	生物の多様性の確保	1 身近な生き物の保全 【重点】	22	18	82	B
		2 貴重な野生生物の保護 【重点】	10	6	60	B
		3 鳥獣害への対応	2	1	50	B
	<主な取組実績> ・吉田川、津保川において生き物調査の実施 ・ペット飼育、植物栽培のモラル向上のため広報等での啓発 ・総合的な学習等における身近な動植物観察活動として巣箱の設置 ・開発による貴重な種の生育地・生息地消失防止のため開発申請時に担当課への照会 ・猟友会による有害鳥獣の捕獲や威嚇射撃等による被害対策の実施		<今後の展開> ・関市のレッドデータブック作成の検討 ・生物の多様性の確保のため民間団体との協力体制構築 ・鳥獣保護区の見直し及び有害鳥獣類による被害状況の調査の実施			
	自然環境の保全	1 河川環境の保全	13	10	77	B
		2 森林の保全	17	10	59	B
		3 農地の保全	4	4	100	A
		4 自然とのふれあいづくり	10	7	70	B
		5 水循環の保全	13	9	69	B
	<主な取組実績> ・各小中学校におけるカワゲラウォッチングの実施（9校） ・森林が持つ水源涵養や山地災害防止機能を保つため、265haの間伐を実施 ・市民協働による木の駅プロジェクト活動により390tの間伐材を搬出 ・緑の募金事業で自治会を対象に199本の苗木を配布し公用地で植樹 ・企業の森林活動による野外活動を2ヵ所計4回開催 ・公立保育園では、近くの里山を利用したおさんぽマップを作成するなど幼少期から自然と触れ合う機会を確保している ・富野藤谷川において「関ホタルの楽校」を開催し、地元住民の方による講演のほか、ホタルクイズ、生息見学などを実施 ・ふれあいセンター等へのセンサー式自動水栓導入による節水の促進		<今後の展開> ・森林、農地の保全に対する取組の推進 ・自然観察会、バードウォッチング等の開催 ・保育園の児童に節水と呼び掛けるとともに必要に応じ保育園に節水こまの導入を検討する			
Ⅲ	1 廃棄物の発生抑制	1 生ごみの排出量の削減及び有効利用	20	16	80	B
		2 ごみ収集制度の見直し	3	3	100	A
		3 ごみを出さない生活習慣の推進	20	18	90	B
		4 ごみを出さない事業活動の推進	16	10	63	B
	<主な取組実績> ・生ごみ処理機器購入への補助（電気式14基、小枝粉碎機52基、非電気式21基） ・ダンボールコンポスト講習会、ぼかしづくり体験の実施 ・給食残渣については、民間業者へ処理を委託し飼料化している ・食品ロス対策のための啓発 ・環境関連学習として、各学校においてクリーンプラザへの見学実施 ・公共事業において、設計時、仕様書への記載などによるグリーン製品の取扱いの推進		<今後の展開> ・ごみの排出量削減のための取組推進 ・ごみ分別アプリの活用によるゴミの適正排出及びリサイクル推進 ・グリーン購入、過剰包装の抑制等のSNS、HPを活用した啓発強化			
	2 廃棄物の適正な処理	1 不法投棄・不適正な処理の防止	14	11	79	B
		2 適正処理の推進	6	6	100	A
	<主な取組実績> ・週3回の不法投棄パトロール（年間13t）、洞戸・板取地域の夏場の河川パトロール実施 ・野外焼却について広報等で周知・啓発		<今後の展開> ・HP、広報等により不法投棄パトロール状況、法律・条例の周知を推進 ・ごみ分別アプリ活用によるゴミの適正処理の推進			
	3 廃棄物の再利用	1 分別・回収の徹底	13	10	77	B
		2 再生資源の活用 【重点】	26	23	88	B

Ⅲ	資源を無駄なく使う持続可能なまち	<主な取組実績> ・集団資源回収に対する助成 ・刃物リサイクルによる不要刃物の回収及びリサイクル（11/8 刃物の日に刃物供養祭実施後、リサイクル施設へ） ・「公共事業環境配慮マニュアル」に基づき仕様書への記載及び内容の確認 ・洞戸、板取において農業集落排水汚泥リサイクルの実施 ・給食残渣については、民間業者へ処理を委託し飼料化している		<今後の展開> ・ごみ分別アプリ活用による分別の徹底 ・リサイクル率向上のための取組推進 ・再生資源の活用のための新たな取組の検討			
		省資源・省エネルギー	1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進	31	28	90	B
		4 ギー、未利用エネルギー活用	2 未利用エネルギーの活用 【重点】	12	8	67	B
		エネルギー活用の推進	3 地産地消の推進	9	5	56	B
		<主な取組実績> ・長良川鉄道及び関シティバスで通学する市内高校生に割引乗継証明書の発行、中学３年生にバス通学のチラシ配布や装飾バスの運行等による公共交通機関の利用促進 ・関シティターミナルを利用したパークアンドライド推進のためのチラシ配布、HP 掲載による PR ・LED 照明、センサー式自動水栓、節水設備（トイレの洋式化）等による省エネルギー化の推進		<今後の展開> ・木質バイオマス、コージェネレーションシステム等再生可能エネルギーの導入及び活用について検討			
		5 地球環境の保全の推進	1 地球温暖化対策の推進 【重点】	3	2	67	B
			2 化学物質による地球環境汚染対策の推進	7	5	71	B
Ⅳ	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち	<主な取組実績> ・関市地球温暖化対策実行計画による市環境マネジメントシステム運用による事業の推進		<今後の展開> ・職員へのマネジメントシステム取組周知の徹底 ・事業所への情報提供及び相談の受付実施 ・教育委員会との連携による地球環境問題を意識した学習プログラムの実施検討			
		1 環境教育の推進	1 学校における環境教育の推進 【重点】	15	11	73	B
			2 社会における環境教育の推進 【重点】	26	18	69	B
		<主な取組実績> ・各小中学校において環境関連施設の見学（クリーンプラザ、浄化センター、水源地） ・各小中学校によるカワグラウォッチングの開催（9 校） ・環境フェア開催による環境保全活動等への意識啓発 ・ホテルの楽校、生き物調査、ぼかしづくり体験等の環境セミナー開催による環境保全活動等への意識啓発		<今後の展開> ・環境課、教育委員会、地域との連携強化による環境教育の推進 ・さまざまな視点からの環境セミナーの実施 ・事業者への環境教育の推進			
		市民・団体・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進	1 地域活動の活性化 【重点】	20	10	50	B
			2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立	3	2	67	B
		<主な取組実績> ・市内で 14 の地域委員会が活動している ・環境ネットにおける各種環境団体の協力体制の維持 ・環境フェアでの市・団体・事業者・市民の交流		<今後の展開> ・地域委員会との連携等による地域での環境活動の実施検討 ・環境フェアでの出展団体間の交流推進			
		3 情報の効果的な発信	1 幅広い情報の提供	7	5	71	B
			2 多様な手法による情報の提供	7	7	100	A
			3 市民情報交流の支援	5	3	60	B

一人ひとりが 将来の世代に IV 責任を持って 行動するまち	<主な取組実績> ・環境フェアにおける環境保全活動、環境問題の現状等に関する情報発信 ・市民活動助成金活用団体交流会やまちづくり講演会での情報交換	<今後の展開> ・フェイスブック、ツイッター等SNSを活用した環境情報の発信 ・市民協働課との連携による環境団体と他団体との交流や情報交換
---	---	---

○重点施策

重点施策1 きれいなまちづくりへの取り組み ～景観美化関連～				
計画の 位置づけ	基本目標 1	いつまでも安心して暮らせる快適なまち		
	基本的施策 2.4	魅力的なまち並みづくり		
	基本的施策 3.2	清潔なまち並みづくり		
指標項目	計画策定時値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 30 年度)	最終実績値 (平成 30 年度)
環境美化活動参加人数	9,534 人/年	10,000 人/年	10,500 人/年	10,681 人/年 (前年度 9,993 人)
景観やまちなみがきれいに整備されている(【景観・公園】満足度) (総合計画市民実感指標)	74.6%	75.0%	75.2%	83.3% (前年度 81.3%)
自然環境が保全され、まちの空気や水がきれいである(【環境保全】満足度) (総合計画市民実感指標)	85.4%	89.0%	90.8%	91.6% (前年度 89.6%)

重点施策2 生物多様性の確保への取り組み ～自然共生関連～				
計画の 位置づけ	基本目標 2	自然と共生するまち		
	基本的施策 1.1	身近な生き物の保全		
	基本的施策 1.2	貴重な野生生物の保護		
指標項目	計画策定時値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 30 年度)	最終実績値 (平成 30 年度)
特定外来生物の防除実施計画の策定及び確認・認定の取得	未取得	取得	取得	取得 (前年度 取得)
環境保全林の間伐実施面積	164ha/年	180ha/年	200ha/年	46.44ha/年 (前年度 50.69ha)
生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査)	19.9%	—	40.0%	—
カワゲラウォッチング参加校数	7 校	10 校	15 校	9 校 (前年度 11 校)

重点施策3 循環型社会に向けた 3 R の推進 ～エネルギー関連～				
計画の 位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち		
	基本的施策 3.2	再生資源の活用		
	基本的施策 4.2	未利用エネルギーの活用		
指標項目	計画策定時値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 30 年度)	最終実績値 (平成 30 年度)
バイオマス活用施設数(事業系)	5 施設	8 施設	10 施設	7 施設 (前年度 7 施設)
農業集落排水汚泥リサイクル率	12.5%	14.0%	20.0%	10.3% (前年度 12.2%)
資源ごみのリサイクル率	22.6%	23.0%	23.5%	16.1% (前年度 17.4%)
1日1世帯当たりの可燃ごみの排出量	1.23 kg	1.17 kg	1.15 kg	1.11 kg (前年度 1.12 kg)
ごみの減量や省エネルギー対策、リサイクル活動が活発に行われている (総合計画市民実感指標)	86.6%	88.6%	89.6%	84.3% (前年度 84.4%)

重点施策4 温室効果ガス削減への取り組み ～地球温暖化関連～				
計画の 位置づけ	基本目標 3	資源を無駄なく使う持続可能なまち		
	基本的施策 5.1	地球温暖化対策の推進		
指標項目	計画策定時値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 30 年度)	最終実績値 (平成 30 年度)
公共施設における温室効果ガスの削減目標	23,171 t -CO ₂	22,258 t -CO ₂	21,815 t -CO ₂	20,896 t -CO ₂ (前年度 21,003t)
小水力発電導入数	1 ヲ所設置予定	3 ヲ所設置	3 ヲ所設置	2 ヲ所設置 (前年度 1 ヲ所)
公用車における環境にやさしい車の導入率	58.7%	64.5%	68.8%	68.5% (前年度 62.7%)
鉄道やバスなどの市内の公共交通機関が使いやすい (総合計画市民実感指標)	43.4%	50.0%	52.0%	62.7% (前年度 61.6%)

重点施策5 次代につなげるための環境教育 ～環境教育関連～				
計画の 位置づけ	基本目標 4	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち		
	基本的施策 1.1	学校における環境教育の推進		
	基本的施策 1.2	社会における環境教育の推進		
	基本的施策 2.1	地域活動の活性化		
指標項目	計画策定時値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 28 年度)	最終目標値 (平成 30 年度)	最終実績値 (平成 30 年度)
カワゲラウォッチング参加校数 (再掲)	7 校	10 校	15 校	9 校 (前年度 11 校)
環境フェアへの参加団体数	24 団体	27 団体	29 団体	25 団体 (前年度 28 団体)

第3章 自然環境

本市は「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、津保川、板取川、武儀川の支流が流れるまちであり、豊かできれいな水とともに、魚や鳥、植物や昆虫など、多くの生き物の生育・生息の場となっています。洞戸・板取・武芸川北部地域、武儀・上之保地域には広大な森林が広がり、多様な生態系を支えています。また、関・武芸川南部地域の平地に広がる田畑は、農業生産の場としての面と、身近な生き物のすみかとしての面を持っています。身近な自然から自然度の高い森林まで、本市域の自然環境は変化に富んでいます。

しかし、河川での護岸の改変、農地での生産性優先の整備、山地では開発や荒廃などが進んだこと、また、外来の生物の侵入により、本来の生態系が変化してきており、かつての生態系が失われつつあります。そのため、身近な生き物の生息環境を保全し、多様な生態系を保全する必要があります。

一方で、ウシモツゴ、オリエボシ、ギフチョウなどの貴重な種が確認されており、生息環境の変化が進む中、生息状況の継続的な把握と保護対策が必要となっています。

1. 希少野生生物分布調査

本市では、関市に分布・生息する希少野生生物の現況を調査・把握し、良好な自然環境保全の基礎データとするほか、関市環境基本計画に定める生物の多様性の確保に向け、貴重な野生生物の保護を推進することを目的とするため、平成23年度より希少野生生物分布調査を実施しています。

岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（平成13年発行、22年改訂）および関市の水生生物（平成6年発行）（以下「既存データ」という。）に掲載されている関市に生息または生息の可能性のある希少野生生物について把握を行っており、平成23年度は、準備調査として、あらかじめ既存データの中から、関市内に分布が予想される希少生物について調査対象としてリスト化を行いました。リストについては、資料集に添付してあります。平成24年度以降については、準備調査に基づき生息域を限定できるものについて、順次、次のとおり生息確認調査を実施しました。

調査年度	場所	調査結果
平成24年度	旧関市北部	ギフチョウについては、卵を産みその幼虫が食料とする「カンアオイ」の生息場所を調査しました。その結果、多くの場所でカンアオイの葉の裏側にギフチョウの産卵を確認することができました。希少淡水二枚貝については、「イシガイ、オバエボシガイ、カタハガイ、トンガリササノハガイ、マツカサガイ、ヌマガイ」の生息が確認できました。また、シデコブシについては、1993年～1995年に調査が行われた「関市及び周辺のシデコブシ自生地」に基づいて調査を行いました。この調査から20年近く経過しているため、自生の確認ができない場所もありましたが、おおむね自生の確認をすることができました。

平成25年度	旧関市南部	ギフチョウについては平成24年度と同様にカンアオイの生息場所について調査しましたが、生息の確認は取れませんでした。希少淡水二枚貝については、マツカサガイのみがごく一部で確認できました。また、シデコブシについては、平成24年度と同様に「関市及び周辺のシデコブシ自生地」に基づいて調査を行いました。この調査以降、開発が行われている場所があり、生息域が減少していました。
平成26年度	武芸川	武芸川地域の水路、河川に生息する魚介類の調査を行いました。その結果、希少野生生物として絶滅危惧Ⅱ類のイシガイ、準絶滅危惧種のアブラボテ、ホトケドジョウ、コオイムシの生息が確認されました。淡水二枚貝については1個のみしか生息が確認できませんでした。この淡水二枚貝についてはアブラボテの繁殖に必要となるため、付近に生息場所があると予想し、今後も調査を継続します。
平成27年度	洞戸	洞戸地域を流れる板取川の本流及び支流を調査しました。漁協との調整により網の解禁後の10月からの調査でしたので魚数が少なく、本流については、漁協の過去資料と照らし合わせ、タモロコ、ウナギ、スナヤツメ、ネコギギが確認できませんでした。新たにタカハヤの生息を確認しました。支流については、柿野川でタカハヤ、ウグイ、カワヨシノボリ、高賀川でカジカ、アユ、アマゴ、カワムツが確認できました。
平成28年度	板取	板取地域を流れる板取川の本流及び支流を調査しました。過去の板取川漁協の魚類の資料からタモロコ、ウナギ、スナヤツメ、ネコギギの4種類が確認できませんでした。しかし、タカハヤを新たに確認しました。洞戸地域の板取川と比べ、板取地域ではアカザが捕獲できませんでした。今回、イワナの生息が川浦谷（小谷）、明石谷で確認できました。
平成29年度	武儀(支流)	武儀地域を流れる津保川の支流を調査しました。武儀地域内で津保川に流れ込む支流は板取川に流れ込む支流と似たような魚類を捕獲できました。武儀倉川は他の支流と違い、フナとアマゴが同じ場所で捕獲でき、他の支流とは少し異なり、魚種、数ともに多く確認できました。また、本調査ではトンボの幼虫まで捕獲・同定でき、11種類確認することができました。
平成30年度	武儀(本流)	7月豪雨により大きな災害があり、津保川の川岸、川底の状態が以前とは異なっており、魚種、生息数に影響があると心配していましたが、調査した結果、川に住む生き物に大きな変化はなかったことが分かりました。また、天然記念物に指定されているネコギギ、環境省絶滅危惧Ⅱ類に指定されているアカザも確認できました。近隣住民への聞き込みによると、特別天然記念物のオオサンショウウオが多く生息しているとのことでした。



平成 30 年度
武儀本流調査時



アカザ
(環境省絶滅危惧Ⅱ類)

第4章 公害苦情

平成30年度の全体の苦情総数は平成29年度より減少しています。中でも、廃棄物の焼却処分が減少しています。その一方で騒音や悪臭など事業所から発生する苦情件数は増加しています。今後も事業所への環境問題への意識が向上するよう啓発に努めていきます。

1. 苦情件数の推移

○苦情件数の経年変化

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
典型 7 公害	大気汚染	5	5	10	19	7
	水質汚濁	15	3	4	8	6
	土壌汚染	0	0	0	1	0
	騒音	15	9	6	11	14
	振動	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	6	6	1	10	11
	小計	41	23	21	49	38
典型 7 公害 以外	不法投棄	2	2	2	3	2
	日照権	0	0	0	0	0
	電波障害	0	0	0	0	0
	焼却	30	26	19	17	5
	その他	0	0	0	0	0
	小計	32	28	21	20	7
合計		73	51	42	69	45

第5章 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場などからのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などによって引き起こされます。

1. 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	—	1日平均値の下位から98%目の値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—

2. 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値の下位から98%目の値が35μg/m ³ 以下であること。

4. 大気汚染測定結果（岐阜県実施）

年 度		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年	平成30年
調査期間		H24. 5. 17 ～5. 31	H25. 7. 25 ～8. 8	H26. 7. 24 ～8. 7	H29. 7. 24 ～8. 16	常時監視
調査地点		関市役所	関市役所	関市役所	関市役所	土木プラント (西本郷通4丁目)
二酸化 硫黄 (ppm)	1 時間値の最高	0. 024	0. 011	0. 013	0. 004	0. 011
	1 日 平均値の最高	0. 009	0. 006	0. 007	0. 001	0. 002
	日 平均値0. 04ppmを超えた 日 が2日以上連続	—	—	—	—	無
	1日 平均の2%除外値	—	—	—	—	0. 002
浮遊粒 子状物 質 (mg/m ³)	1 時間値の最高	0. 090	0. 073	0. 062	0. 089	0. 076
	1 日 平均値の最高	0. 043	0. 04	0. 027	0. 042	0. 050
	日 平均値0. 10mg/m ³ を超え た日 が2日以上連続	—	—	—	—	無
	1日 平均の2%除外値	—	—	—	—	0. 040
二酸化 窒素 (ppm)	1 日 平均値の最高	0. 014	0. 012	0. 008	0. 011	0. 016
	1 日 平均値の年間98%値	—	—	—	—	0. 013
一酸化 炭素 (ppm)	1 日 平均値の最高	0. 5	0. 4	0. 4	0. 5	—
	1 時間値の全平均	0. 4	0. 3	0. 2	0. 3	—
光化学 オキシダ ント (ppm)	昼1時間値の最高	0. 092	0. 084	0. 113	0. 086	0. 113
	昼1時間値全平均	0. 044	0. 034	0. 034	0. 030	0. 032
微小粒子 状物質 (PM2. 5) (μ g/m ³)	1 時間値の全平均	—	—	—	8. 0	8. 3
	1 日 平均値の最高	—	—	—	14. 8	23. 0
	1 日 平均値の年間98%値	—	—	—	—	19. 3

※平成24年度～平成29年度は、年間測定時間（調査期間）が6000時間に満たないため、環境基準の長期的評価の対象とはなりません。平成30年度からは大気環境測定局が設置され、長期評価を行うことが可能になりました。

※岐阜県が実施する大気環境測定車「あおぞら」による調査は、平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火による周辺地域への影響を把握するため、「あおぞら」が下呂市小坂町地内に配置されたため、平成27年度及び平成28年度は実施されませんでした。

第6章 水質汚濁

水質汚濁は、工場や事業場などの排水、生活排水などによって引き起こされます。河川などの公共用水域が汚染されると、上水道や井戸水の利用などを通して生活環境に深刻な影響を与えるため、水質の環境基準が定められています。

1. 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に係る環境基準（全水域）

項 目	基準値	対象水域	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	全公共用水域	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01mg/L 以下		
六価クロム	0.05mg/L 以下		
砒素	0.01mg/L 以下		
総水銀	0.0005mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		
チウラム	0.006mg/L 以下		
シマジン	0.003mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
ふっ素	0.8mg/L 以下	海域を除く公共用水域	
ほう素	1mg/L 以下		

○生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水 2 級・農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水 3 級・環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	

備考) 基準値は日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに

水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び

水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2. 河川水質調査結果

関市には、木曽三川のひとつである長良川と、長良川に合流する津保川、板取川、武儀川及びその支流、坂祝町で木曽川に合流する迫間川など、多くの川が流れています。これまで、大規模な水質汚濁は起きていませんが、市では定期的に水質調査を行っています。

平成 30 年度の調査結果は次の表に示すとおりです。環境基準が設定されている項目について基準値と対比して評価すると、各地点とも大腸菌群数を除きすべての項目で環境基準を達成しました。大腸菌群数は適合率が低い状況でした。大腸菌群数については全国的にも低い適合率が続いています。

○調査地点

①～⑥地点

4, 6, 8, 10, 12, 2 月に測定

⑦～⑪地点

5, 7, 9, 11, 1, 3 月に測定



○調査結果一覧（年間平均値）

（単位：mg/L、大腸菌群数 MPN/100ml）

調査地点 (類型)	項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①津保川 竹之腰 (A)	pH	7.5	7.4	7.3	7.4	7.4
	BOD	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	COD	1.2	1.1	1.2	1.0	0.9
	SS	1 未満	1 未満	1	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	10
	大腸菌群数	3600	5100	5400	2800	15000
	大腸菌	160	52	120	37	55
	全窒素	0.29	0.26	0.30	0.27	0.28
	全燐	0.014	0.012	0.011	0.015	0.012

調査地点 (類型)	項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②津保川 多良木橋 (A)	pH	7.7	7.7	7.6	7.6	7.9
	BOD	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
	COD	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
	SS	2	1 未満	1 未満	1	1 未満
	DO	10	11	11	11	11
	大腸菌群数	5800	6600	11000	8900	11000
	大腸菌	76	120	89	96	140
	全窒素	0.41	0.33	0.33	0.34	0.36
	全燐	0.023	0.020	0.018	0.025	0.019
③津保川 万代橋 (A)	pH	7.7	7.6	7.6	7.6	7.8
	BOD	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7
	COD	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2
	SS	1	1 未満	1 未満	1	2
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	4100	11000	6600	14000	61000
	大腸菌	80	230	120	260	1400
	全窒素	0.41	0.39	0.38	0.41	0.51
	全燐	0.024	0.020	0.018	0.023	0.033
④津保川 田富橋 (A)	pH	7.5	7.4	7.4	7.3	7.5
	BOD	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7
	COD	2.1	1.8	1.6	1.9	1.8
	SS	1	1	1	2	1
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	12000	14000	19000	44000	24000
	大腸菌	190	150	160	150	140
	全窒素	1.0	0.88	0.87	1.1	1.1
	全燐	0.051	0.049	0.044	0.060	0.066
⑤津保川 桜橋 (A)	pH	7.5	7.3	7.3	7.2	7.4
	BOD	0.8	0.6	0.7	0.6	0.8
	COD	2.2	1.8	1.9	2.0	2.1
	SS	1	1	1	1	1
	DO	11	11	11	12	11
	大腸菌群数	15000	10000	11000	12000	19000
	大腸菌	320	200	150	100	220
	全窒素	1.1	1.0	1.2	1.2	1.4
	全燐	0.090	0.10	0.15	0.18	0.17

調査地点 (類型)	項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
⑥迫間川 下沖橋 (一)	pH	7.3	7.3	7.2	7.3	7.7
	BOD	0.7	0.7	0.6	0.6	0.9
	COD	3.0	2.2	2.1	2.3	2.2
	SS	2	1	2	2	1
	DO	10	11	11	11	11
	大腸菌群数	14000	14000	44000	24000	28000
	大腸菌	210	170	92	1200	530
	全窒素	1.1	0.83	1.1	0.96	0.92
	全燐	0.081	0.045	0.071	0.043	0.054
⑦板取川 上ヶ瀬橋 (AA)	pH	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6
	BOD	0.5 未満	0.6	0.5	0.5	0.5 未満
	COD	0.8	0.9	1.0	0.8	0.9
	SS	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	2500	540	800	910	870
	大腸菌	11	7.5	17	13	15
	全窒素	0.28	0.22	0.24	0.22	0.21
	全燐	0.010	0.009	0.008	0.011	0.008
⑧板取川 洞戸橋 (AA)	pH	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6
	BOD	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5 未満
	COD	0.8	0.9	1.0	0.8	0.8
	SS	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	DO	10	11	11	11	12
	大腸菌群数	1600	910	1300	1300	390
	大腸菌	5.6	6.4	13	7.0	17
	全窒素	0.28	0.27	0.29	0.22	0.20
	全燐	0.010	0.011	0.007	0.010	0.007
⑨武儀川 宝見橋 (A)	pH	8.2	8.2	8.0	8.1	8.1
	BOD	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
	COD	1.2	1.3	1.4	1.2	1.1
	SS	1	1 未満	1	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	12
	大腸菌群数	3100	1900	3100	5100	4900
	大腸菌	73	28	42	24	43
	全窒素	0.48	0.45	0.53	0.43	0.48
	全燐	0.016	0.018	0.016	0.018	0.018

調査地点 (類型)	項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
⑩長良川 鮎之瀬橋 (A)	pH	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7
	BOD	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5 未満
	COD	1.0	1.1	1.2	1.1	0.9
	SS	1	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	12
	大腸菌群数	4800	1800	5200	3400	2800
	大腸菌	13	29	37	15	45
	全窒素	0.42	0.34	0.38	0.34	0.31
	全燐	0.016	0.017	0.014	0.018	0.014
⑪中池 (一)	pH	7.4	7.5	7.6	7.6	7.3
	BOD	1.9	1.3	1.5	2.6	1.5
	COD	3.8	3.5	4.4	4.9	3.6
	SS	3	2	3	6	4
	DO	9.1	10	11	11	11
	大腸菌群数	770	15000	4000	1200	6900
	大腸菌	170	5.4	130	5.3	7.2
	全窒素	0.55	0.32	0.51	0.72	0.57
	全燐	0.032	0.017	0.027	0.037	0.034

3. 農薬に関する指針等

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成 29 年 3 月に、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」が策定されました。関市及び岐阜県においては、同指導指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導を行っています。

関市では市内 7 箇所のゴルフ場に対しては年 2 回の調査を行い、平成 30 年度の調査では、すべてのゴルフ場で指針値未満でした。

また、環境省では平成 6 年には「公共用水域等における農薬の水質評価指針」を公表し、空中散布農薬など一時的かつ広範囲に渡って使用され、公共用水域での基準値等が定められていなかった農薬についても、検出時の目安となるように指針値が定められました。

○調査結果一覧（各ゴルフ場での農薬使用状況に合わせて調査）

単位：mg/L

ゴルフ場名（所在地）	調査月	検査対象農薬等	指針値	結果
岐阜関カントリー倶楽部 （山田）	6 月	ジチオピル	0.095	0.001 未満
		フルトラニル	2.3	0.001 未満
		フルベンジアミド	0.45	0.001 未満
	10 月	アゾキシストロビン	4.7	0.001 未満
		フルトラニル	2.3	0.001 未満
		フルベンジアミド	0.45	0.001 未満
岐阜稲口ゴルフ倶楽部 （稲口）	6 月	アシュラムナトリウム塩	10	0.001 未満
		クロラントラニリプロール	6.9	0.001 未満
		チフルザミド	0.37	0.001 未満
	10 月	オキシシン銅（有機銅）	0.2	0.001 未満
		キャプタン	2	0.005 未満
		ホセチル	23	0.01 未満
グリーンヒル関 ゴルフ倶楽部 （小迫間）	6 月	クロチアニジン	2.5	0.001 未満
		ハロスルフロンメチル	2.6	0.001 未満
		プロピコナゾール	0.5	0.001 未満
	10 月	アシュラムナトリウム塩	10	0.001 未満
		テブコナゾール	0.77	0.002
		ペルメトリン	1	0.001 未満
美濃関カントリークラブ （塔ノ洞）	6 月	クロチアニジン	2.5	0.001 未満
		メトコナゾール	0.5	0.001 未満
		MCPA	0.051	0.001 未満
	10 月	オキサジクロメホン	0.24	0.001 未満
		フルベンジアミド	0.45	0.001 未満
		メトコナゾール	0.5	0.001 未満

シーダーヒルズ カントリークラブ (神野)	6 月	イミダクロプリド	1.5	0.001 未満
		ジチオピル	0.095	0.001 未満
		ハロスルフロンメチル	2.6	0.001 未満
	1 0 月	イミノクタジン	0.06	0.001 未満
		チフルザミド	0.37	0.001 未満
		ペルメトリン	1	0.001 未満
岐阜セントフィールド カントリー倶楽部 (西神野)	6 月	クロラントラニリプロール	6.9	0.001 未満
		ペンシクロン	1.4	0.001 未満
		メトラクロール	2.5	0.001 未満
	1 0 月	イミノクタジン	0.06	0.001 未満
		ビフェントリン	0.26	0.001 未満
		メタラキシル	0.58	0.001 未満
TOSHIN さくら Hills Golf Club (武芸川町八幡)	6 月	カフェンストロール	0.07	0.001 未満
		チオフアネートメチル	3	0.003
		ビフェントリン	0.26	0.001 未満
	1 0 月	シクロスルファムロン	0.8	0.001 未満
		チオフアネートメチル	3	0.001 未満
		ペンシクロン	1.4	0.001 未満

○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針
(抜粋)

指針値について

ア 指針値の設定 ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

- ①水濁指針値 別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする。
- ②水産指針値 水産基準値が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

(別表)

農 薬 名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (DEP)	0.05
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPA として)

○公共用水域における農薬の水質評価指針

単位：mg/L

区分	農薬名	指針値
殺 虫 剤	イミダクロプリド	0.2 以下
	エトフェンプロックス	0.08 以下
	カルバリル (NAC)	0.05 以下
	クロルピリホス	0.03 以下
	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006 以下
	トリクロルホン	0.03 以下
	ピリダフェンチオン	0.002 以下
	ブプロフェジン	0.01 以下
	マラチオン (マラソン)	0.01 以下
殺 菌 剤	イプロジオン	0.3 以下
	エディフェンホス (EDDP)	0.006 以下
	トルクロホスメチル	0.2 以下
	トリシクラゾール	0.1 以下
	フサライド	0.1 以下
	プロベナゾール	0.05 以下
	フルトラニル	0.2 以下
	ペンシクロン	0.04 以下
	メプロニル	0.1 以下
除 草 剤	エスプロカルブ	0.01 以下
	シメトリン	0.06 以下
	ブタミホス	0.004 以下
	プレチラクロール	0.04 以下
	ブロモブチド	0.04 以下
	ベンスリド (SAP)	0.1 以下
	ペンディメタリン	0.1 以下
	メフェナセツト	0.009 以下
	モリネート	0.005 以下

4. 地下水汚染対策

関市では、平成 5 年度にトリクロロエチレンによる地下水汚染が発生しました。岐阜県と協働して原因究明に努めてきましたが、平成 12 年度にモニタリング調査のほかに、汚染機構解明調査を実施し、汚染範囲及び汚染原因が判明しました。

また、平成 21 年度には六価クロムによる地下水汚染が発生しました。岐阜県と協働して汚染状況調査等の原因調査の結果、汚染範囲を判明し汚染原因が推測されました。

○対策

トリクロロエチレンについては、平成 12 年度に、モニタリング調査のほかに、汚染機構解明調査を実施し、汚染範囲及び汚染原因が判明しました。モニタリング調査の結果、平成 17 年度以降、環境基準の超過がなくなり、地下水のトリクロロエチレンによる汚染は改善されてきました。このことから、モニタリング地点についても平成 20 年度より 3 地点から 1 地点へ変更しました。

また、六価クロムについても、8 地点を選定して、岐阜県とともにモニタリング調査を実施しています（平成 23 年度、平成 24 年度および平成 25 年度にそれぞれの年に 1 地点ずつ井戸廃止のため、5 地点に変更になりました。）。

今後も、モニタリング調査により汚染の変化の把握に努めていきたいと考えています。

○地下水モニタリング調査結果

・トリクロロエチレン（単位：mg/L、環境基準 0.01mg/L 以下、岐阜県実施）

地区名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
倉知	0.002 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満

・六価クロム（単位：mg/L、環境基準 0.05mg/L 以下、岐阜県・関市実施）

地区名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
旭ヶ丘 1 丁目	4.0(*)	1.3(*)	1.7(*)	1.1(*)	1.1(*)
仲町	1.8(*)	0.89(*)	0.99(*)	0.80(*)	0.68(*)
大平町 1 丁目	－	－	－	－	－
富本町	0.45(*)	0.14(*)	0.25(*)	0.17(*)	0.21(*)
西旭ヶ丘	－	－	－	－	－
大平町 2 丁目	0.47(*)	0.31(*)	0.36(*)	0.22(*)	0.19(*)
吾妻町	0.08(*)	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
大平町 3 丁目	－	－	－	－	－

※ (*)は、環境基準超過値。

調査地点は、関係者の正当な利益を保護するため、地区名のみ公表します。

5. カワゲラウォッチング

カワゲラウォッチングとは、身近な河川に棲む生物（指標生物）を採取し、その結果から河川の水質を調べる方法です。また、小中学生や高校生に参加してもらうことで、水質保全や浄化の重要性の認識にもつながります。

○水質階級と指標生物

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III 汚い水	IV とても汚い水
指標生物	カワゲラ類 ヒラタカゲロウ類 ナガレトビケラ類 ヤマトビケラ類 アミカ類 ヨコエビ類 ヘビトンボ ブユ類 サワガニ ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類 オオシマトビケラ ヒラタドロムシ類 ゲンジボタル コオニヤンマ カワニナ類 ヤマトシジミ イシマキガイ	ミズカマキリ ミズムシ タニシ類 シマイシビル ニホンドロソコエビ イソコツブムシ類	ユスリカ類 チョウバエ類 アメリカザリガニ エラミミズ サカマキガイ

○調査方法

1. 下流側に網を受け、静かに石等をバット、バケツなどに移す。また、石を移した後の川底をかき混ぜ、流れてくる虫を網に受ける。
2. バットや白いビニールの上に石や網の中の虫を移し、そこにいる生物をピンセットで採取する。
3. 採取した生物を指標生物に分類する。（指標として採用されない生物もいる）
4. 一番多くの指標生物が見つけれられた階級をその地点の水質階級とする。
5. 調査の終了した生物を川に戻す。

○調査結果

調査河川	調査地点	調査者	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
長良川	鮎之瀬橋	瀬尻小学校	きれいな水	きれいな水	きれいな水
板取川	洞戸橋	洞戸小学校	きれいな水	きれいな水	—
津保川	和田野橋	上之保小学校	ややきれいな水	きれいな水	—
	藍川橋		ややきれいな水	—	—
	武儀倉川合流地点	武儀東小学校	きれいな水	きれいな水	きれいな水
	若栗橋付近	津保川中学校	—	きれいな水	—
	上野橋	武儀西小学校	—	きれいな水	きれいな水
	百年橋	倉知小学校	きれいな水	きれいな水	ややきれいな水
武儀川	博愛歩道橋下	博愛小学校	—	きれいな水	きれいな水
吉田川	旭ヶ丘小前	旭ヶ丘小学校	きれいな水	きれいな水	きれいな水
	中池下流	富岡小学校	—	ややきれいな水	ややきれいな水
関川	南春日町	安桜小学校	ややきれいな水	ややきれいな水	ややきれいな水
小野川	富野小南	富野小学校	ややきれいな水	—	—
	富野中付近	富野中学校	—	—	きれいな水

第7章 騒音・振動

騒音は、工場や事業場、建設現場をはじめ、自動車、鉄道、航空機など様々な要因から発生し、精神的な不快感により日常生活にも悪影響を与えることがあります。近年では、飲食店や家庭生活における近隣騒音の苦情も増えています。また、建設作業など大型機械を使用する場合は、騒音に加えて振動も発生するケースがあります。

1. 騒音及び振動に係る環境基準

○規制区分・環境基準の類型

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域	A
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 2 種区域		
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域	C
工業地域 工業専用地域	第 4 種区域		

※騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている地域あり。

○騒音規制法に基づく騒音の規制基準（平成24年3月15日関市告示第41号）及び 岐阜県公害防止条例に基づく騒音の規制基準（条例施行規則別表第12）

時間区分 区域区分	昼	朝	夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで	午後7時から 午後11時まで	午後11時から 翌朝午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル		40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル		45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル		50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル		60デシベル

※第2種、第3種、第4種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲概ね50mの区域における基準は、表の値から5デシベルを減じた値とする。

○騒音に係る環境基準（平成10年 9 月30日環境庁告示第64号）

・一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
	午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※AA地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域をいう。

・道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
	午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

・幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準以下（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）並びに一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 …… 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 …… 20m

○振動規制法に基づく振動の規制基準（平成24年3月15日関市告示第44号）

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲概ね50mの区域における基準は、表の値から5デシベルを減じた値とする。

2. 環境騒音調査結果

関市では、毎年1回、市内数カ所を定点として騒音測定を行っています。一般地域（道路に面していない地域）では、すべての地点にて基準値以下の数値で推移しています。道路に面する地域では、平成30年度は一般国道418号及び江南関線で測定を行い、1地点にて基準値を超過しました。

○一般地域の騒音状況（LAeq・10分間計測）

単位：dB

騒音環境基準 地域類型	測定 地点	測定 時間	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
B 地域 基準値：55dB	善光寺公園	午前	42.8	39.8	38.8	45.9	41.9
		午後	40.8	41.1	38.8	43.3	45.7
	文化会館	午前	47.2	48.0	49.2	43.9	43.9
		午後	47.9	46.6	48.3	45.3	48.9
	武芸小学校 東防災倉庫	午前	43.8	43.3	41.8	39.4	42.0
		午後	43.7	46.9	37.7	39.4	40.8
C 地域 基準値：60dB	武芸川 旧東公民館	午前	37.1	42.8	45.1	43.1	43.6
		午後	40.8	42.4	43.5	45.0	45.4
	長谷寺 ふれあい公園	午前	45.7	44.6	42.1	43.5	43.5
		午後	43.3	39.0	43.8	40.1	42.4
		午前					
		午後					

○道路に面する地域の騒音状況（基準時間帯騒音レベル）

単位：dB

路線名	調査地点	環境基準		平成30年度		環境基準適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 418号	関市緑町2丁目	70dB 以下	65dB 以下	65	59	適合	適合
	関市西旭ヶ丘			69	63	適合	適合
江南関線	関市段下			71	65	不適合	適合

○自動車騒音の常時監視（面的評価結果）

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音状況の常時監視を市内主要道路の住宅密集地について、5 ヵ年の実施計画にて行っています。

自動車騒音の状況は、面的評価方法により把握されています。

・平成 30 年度実施分

一般国道 418 号（小瀬～東福野町 1.6 km、平和通～肥田瀬 4.4km、倉知～栄町 5 丁目 2.2 km）について実施

評価対象路線別の面的評価結果（戸数及び割合）

路線名	面的評価				
	住居等 戸数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
	戸	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)
一般国道 418 号 (小瀬～東福野町)	170	170 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
一般国道 418 号 (平和通～肥田瀬)	570	543 (95.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (4.7%)
江南関線 (倉知～栄町 5 丁目)	96	66 (68.8%)	1 (1.0%)	14 (14.6%)	15 (15.6%)

3. 工場及び事業場における届出と規制

騒音や振動は、日常生活や精神面に大きな影響を与えることがあります。騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例では、著しい騒音または振動を発生させる施設（特定施設）を定め、施設を設置する際などの届出を義務付けています。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務があります。なお、特定工場等において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、その事態を除去するために必要な防止方法の改善勧告・命令が発せられる場合があります。

○特定施設に係る届出

届出を必要とする場合	必要な届出	届出期限
工場または事業場に特定施設を設置するとき	特定施設設置届出書	設置工事開始30日前
法または条例の改正により追加された特定施設を既に設置しているとき	特定施設使用届出書	法律等の施行後30日以内
特定施設を増設するとき	特定施設の種類ごとの数変更届出書	工事開始30日前
騒音・振動の防止の方法等を変更するとき	騒音の防止の方法変更届出書	
届出者の氏名、住所等を変更したとき	氏名等変更届出書	変更後30日以内
全ての特定施設の使用を廃止したとき	特定施設使用全廃届出書	
全ての特定施設を譲り受け又は借り受けたとき	承継届出書	

4. 特定施設一覧

○騒音規制法に基づく特定施設（法第2条第1項及び施行令第1条）

施設		規模・能力等
1. 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
	ロ 製管機械	すべてのもの
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	ト 鍛造機	すべてのもの
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タンブラー	すべてのもの
	ル 切断機	といしを用いるものに限る
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3. 土砂用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4. 織機		原動機を用いるもの
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
7. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
	ハ 碎木機	すべてのもの
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
	ホ 丸のこ盤	
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8. 抄紙機		すべてのもの
9. 印刷機械		原動機を用いるもの
10. 合成樹脂用射出形成機		すべてのもの
11. 鋳造型機		ジョルト式のもの

○振動規制法に基づく特定施設（法第2条第1項及び施行令第1条）

施 設		規模・能力等
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	すべてのもの
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの
	ニ 鍛造機	すべてのもの
	ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
2. 圧縮機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3. 土砂用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4. 織機		原動機を用いるもの
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が2.95kw以上のもの
	ロ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が10kw以上のもの
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
7. 印刷機械		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの
9. 合成樹脂用射出形成機		すべてのもの
10. 鋳造型機		ジョルト式のもの

○岐阜県公害防止条例に基づく特定施設（条例第45条及び施行規則第20条）

施 設		規模・能力等
1. 金属加工機械	研磨機	原動機の定格出力が15kw以上のもの
2. 空気圧縮及び送風機		製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
3. 窯業焼成炉用バーナー		燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上のもの
4. 繊維機械	撚糸機	原動機を用いるもの
5. 紙工機械		コルゲーテングマシンに限り、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
6. 合成樹脂用粉砕機		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
7. 高速切断機		原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8. 走行クレーン		すべてのもの
9. クーリングタワー		原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
10. 冷凍機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
11. タイル成型用プレス		すべてのもの

○特定施設届出事業所数（平成31年3月31日現在）

① 騒音規制法に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 金属加工機械	1 6 1	1 1 5 9
2 空気圧縮機及び送風機	1 4 8	8 6 6
3 土石用破砕機等	2 1	2 3
4 織機	2	2
5 建設用資材製造機械	1 4	2 4
7 木材加工機械	7 0	2 1 3
8 抄紙機	5	5
9 印刷機械	1 3	4 2
10 合成樹脂用射出成形機	2 7	2 7 5
計	4 6 1	2 6 0 9

② 振動規制法に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 金属加工機械	1 1 7	1 2 0 8
2 圧縮機	1 0 7	6 3 5
3 土石用破砕機等	1 7	5 0
5 コンクリートブロックマシン等	5	1 0
6 木材加工機械	6	1 9
7 印刷機械	6	1 7
8 ロール機	1	1
9 合成樹脂用射出成形機	1 9	2 4 5
計	2 7 8	2 1 8 5

③ 岐阜県公害防止条例に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 研磨機	1 9	1 8 9
2 空気圧縮機及び送風機	1 0	1 3
5 紙工機械	1	1
6 合成樹脂粉砕機	1 4	2 8
7 高速切断機	1 2	4 7
8 走行クレーン	1 2 0	5 8 8
9 クーリングタワー	4 5	1 4 1
10 冷凍機	3 8	3 8 9
計	2 5 9	1 3 9 6

5. 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業については、騒音規制法・振動規制法により、特定建設作業として定められています。特定建設作業を伴う建設作業を施行する場合は、作業開始日の7日前までに実施届出書の提出が義務付けられています。

○騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法施行令第2条）

1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（注1）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）

○振動規制法に基づく特定建設作業（振動規制法施行令第2条）

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（注1）
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（注1）

（注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

- (注2) 「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」とは、「低騒音型・低振動型機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）附則第2項の規定に基づく指定機械を定める件」（建設省告示、平成9年9月22日公布）において、平成14年9月30日までの間、低騒音型機械とみなされるバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーをいう。
- (注3) 特定建設作業に該当するものであっても、それが1日で終わるものについては届出の必要はありません。

○特定建設作業実施の届出状況（平成30年度）

[騒音規制法]

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	28
4. 空気圧縮機を使用する作業	13
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	43
7. トラクターショベルを使用する作業	2
8. ブルドーザーを使用する作業	9
計	96

[振動規制法]

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	3
4. ブレーカーを使用する作業	31
計	35

6. 騒音・振動対策

特定施設を設置した工場・事業場では、近隣への騒音・振動防止の対策が必要になります。特に、特定施設の種類及び能力によっては、公害防止管理者を選任する必要があり、常時使用する従業員の数が21人以上の場合は、公害防止統括者を選任する必要があります。

○建物設置時

- ・設計段階で騒音・振動の影響について詳細な調査を行う。
- ・騒音の発生源となる機械を設置する建物に遮音性能のよい建材を使用する。

○機械設置時

- ・低騒音、低振動型の機械を選定、導入する。
- ・騒音・振動の発生源となる機械を敷地境界から離れた場所に設置する。
- ・消音器や防音壁を設置する。
- ・吸音材の貼り付けや開口部の閉鎖により、建物の遮音性能を向上させる。
- ・著しい振動を発生する機械は、吊り基礎、浮き基礎、防振ゴム、ばね等で支持する。

○機械導入後

- ・建物内に設置した場合、窓や扉の開放による音漏れに注意する。
- ・早朝、深夜、休日の使用にあたっては、騒音・振動発生防止に気をつける。
- ・機械のから運転を避ける。
- ・騒音・振動の自主測定を行う。

○騒音関係公害防止管理者の選任が必要な特定施設

- ・機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のもの）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー）

○振動関係公害防止管理者の選任が必要な特定施設

- ・液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2941kN以上のもの）
- ・機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のもの）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー）

第8章 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に人間の感覚に不快感を与える感覚公害です。その発生源は、製造業（特に食品や飼料）や畜産業など多岐に渡ります。また、家庭でのゴミ焼却にともなう悪臭など生活に密着した悪臭についての苦情も多く寄せられます。

悪臭防止法では、工場や事業場から排出される悪臭について22種類の悪臭物質を指定して敷地境界上での濃度を規制し、さらに物質によっては、排出口や排出水にも敷地境界上と同様の規制をしています。また、と畜場法やへい獣処理場等に関する法律においても規制されています。

1. 悪臭物質の規制基準

○悪臭物質の規制基準（平成24年3月15日関市告示第49号）

悪臭物質	基準値 (ppm)	排出口 の規制	排出水 の規制	においの種類
アンモニア	1	○		し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002		○	腐った玉葱のようなにおい
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009		○	
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	○		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	○		
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	○		
トルエン	10	○		ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4			都市ガスのようなにおい
キシレン	1	○		ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001			

第9章 化学物質・土壌汚染

1. 化学物質

化学物質は利便性に優れる反面、強い毒性や副作用を持つ物質も少なくありません。特に高い毒性を持つとされるダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法によって環境基準が設けられています。また、内分泌かく乱作用を持つ化学物質については、平成17年3月に環境省が「ExTEND 2005」、平成22年7月には「EXTEND 2010」、平成28年6月に「EXTEND2016」を策定しています。「EXTEND2016」では、内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し必要に応じ管理していくことを目標としています。

○ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	基準値は年間平均値とする
水質	1pg-TEQ/L以下	基準値は年間平均値とする
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定は125pg-TEQ/g）には、必要な調査を実施することとする

基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○ダイオキシン類の測定結果（大気）

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
測定期間		H26. 12. 3 ～12. 10	H27. 12. 9 ～12. 16	H28. 12. 14 ～12. 21	H29. 12. 13 ～12. 20	H30. 12. 5 ～12. 12
測定場所		関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	測定値	0. 021	0. 0099	0. 021	0. 014	0. 0062
	基準値	0. 6				

○ダイオキシン類の測定結果（水質）

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
測定期間		H26. 12. 15	H27. 12. 21	H28. 12. 19	H29. 12. 18	H31. 1. 31
測定場所		津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	測定値	0.063	0.086	0.063	0.044	0.065
	基準値	1				

2. 土壌汚染

平成14年に土壌汚染対策法が成立し、直近では平成31年に改正されました。鉛、砒素などの有害物質を使用していた工場等を廃止する際や大規模土地の改変時に届出を行い、土壌汚染の可能性が高く、調査が必要と命令された場合に土壌汚染調査が義務づけられています。土壌汚染が確認されると、都道府県知事等により要措置区域等として指定され、汚染の除去や拡散防止等の措置を命じられます。

○土壌汚染対策法に係る基準

特定有害物質の種類	溶出基準	地下水基準	第二溶出基準(*1)	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01mg/L		カドミウム 0.3 mg/L	カドミウム 150mg/kg
六価クロム化合物	六価クロム0.05mg/L		六価クロム 1.5 mg/L	六価クロム 250 mg/kg
クロロエチレン	0.002mg/L		0.02 mg/L	—
シマジン(*2)	0.003mg/L		0.03 mg/L	—
シアン化合物	シアンが検出されないこと		シアン1 mg/L	遊離シアン 50 mg/kg
チオベンカルブ(*3)	0.02mg/L		0.2 mg/L	—
四塩化炭素	0.002mg/L		0.02 mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L		0.04 mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L		1 mg/L	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L		0.4 mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L		0.02 mg/L	—
ジクロロメタン	0.02mg/L		0.2 mg/L	—
水銀及びその化合物	水銀0.0005mg/L以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと		水銀0.005 mg/L以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀15 mg/kg
セレン及びその化合物	0.01mg/L		セレン0.3 mg/L	セレン 150 mg/kg
テトラクロロエチレン	0.01mg/L		0.1 mg/L	—
チウラム(*4)	0.006mg/L		0.06 mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L		3 mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L		0.06 mg/L	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L		0.3 mg/L	—
鉛及びその化合物	鉛0.01mg/L		鉛0.3 mg/L	鉛150 mg/kg

特定有害物質の種類	溶出基準	地下水基準	第二溶出基準	土壌含有量基準
砒素及びその化合物	砒素0.01mg/L		砒素0.3 mg/L	砒素150 mg/kg
ふっ素及びその化合物	ふっ素0.8mg/L		ふっ素24 mg/L	ふっ素 4,000 mg/kg
ベンゼン	0.01mg/L		0.1 mg/L	—
ほう素及びその化合物	ほう素1 mg/L		ほう素30 mg/L	ほう素 4,000 mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		0.003 mg/L	—
有機りん化合物(*5)	検出されないこと		1mg/L	—

(*1) 第二溶出基準は主に、汚染の除去等として必要とされる措置を決めるための基準で、物質によって土壌溶出基準の3倍～30倍（アルキル水銀など一部の物質を除く）の値が設定されている。第二溶出基準を超える基準不適合土壌については、実施可能な措置の種類が限定されている。

(*2) 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン

(*3) N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル

(*4) テトラメチルチウラムジスルフィド

(*5) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る

第10章 廃棄物

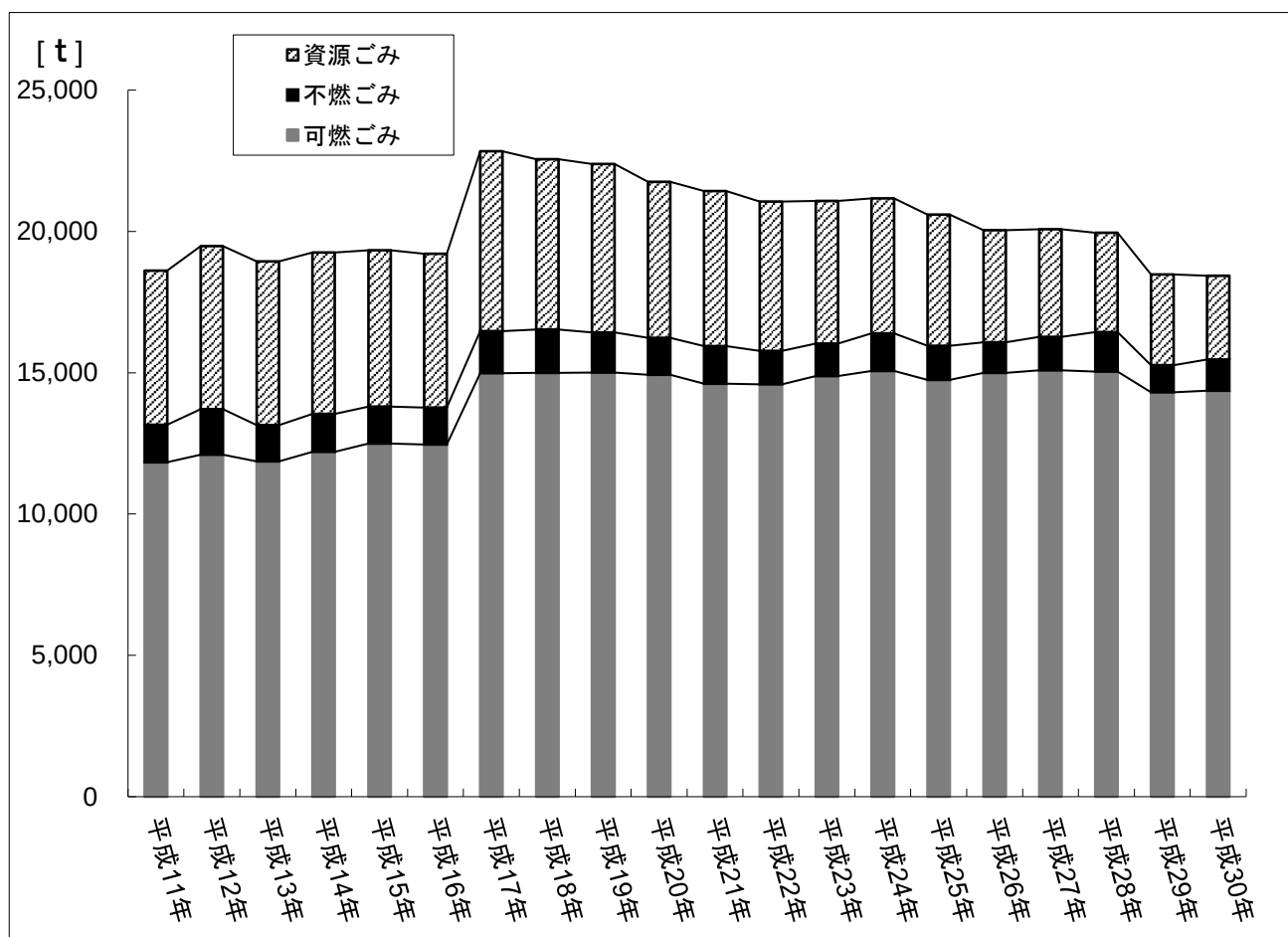
関市では、昭和61年に缶・ビン類のリサイクル開始をはじめとし、平成4年から古紙・古着類、平成7年から食品トレイ・牛乳パック、平成9年からペットボトル、平成26年1月から使用済小型家電のリサイクルを行い、ごみの減量化を行っています。また、平成8年10月からごみ袋の一部有料化、平成28年4月からごみ袋の完全有料化を実施し、ごみの排出抑制に取り組んでいます。

また、家庭で利用する生ごみ処理機、ガーデンシュレッダーなどの購入補助金や、集団資源回収奨励金の交付など、減量化・再資源化の取り組みに対しての助成も行っています。

1. 廃棄物の推移

○ごみ排出量の推移（直近20年間）

平成10年度以降の微増傾向は人口の自然増加分、平成17年度の増加は旧武儀郡5町村との合併による人口増加分と考えられます。



〇ごみの減量とリサイクルの推移（直近20年間）

単位：t

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ									合計	埋立ごみ
			缶	ビン	白色トレイ	紙パック	古紙・古着	ペットボトル	容器包装プラスチック	小計	リサイクル率（％）		
平成10年度	11,764	1,376	342	784	29	27	3,903	70		5,155	28.18	18,295	233
平成11年度	11,833	1,325	330	791	38	31	4,165	94		5,449	29.28	18,607	261
平成12年度	12,097	1,614	307	668	37	28	4,592	107	24	5,763	29.59	19,475	188
平成13年度	11,864	1,281	296	635	32	25	4,575	121	107	5,791	30.58	18,936	67
平成14年度	12,202	1,334	278	673	29	25	4,402	127	178	5,712	29.68	19,248	120
平成15年度	12,489	1,309	281	641	33	22	4,216	137	207	5,537	28.64	19,335	175
平成16年度	12,460	1,312	280	627	31	20	4,141	147	189	5,435	28.30	19,207	104
平成17年度	14,989	1,477	295	706	25	20	4,904	204	214	6,368	27.89	22,834	311
平成18年度	14,996	1,532	262	705	24	17	4,611	214	193	6,026	26.72	22,554	195
平成19年度	15,003	1,420	253	698	35	17	4,556	215	185	5,959	26.62	22,382	94
平成20年度	14,927	1,304	230	669	35	15	4,187	215	175	5,526	25.40	21,757	133
平成21年度	14,609	1,328	221	636	33	13	4,185	212	192	5,492	25.63	21,429	70
平成22年度	14,590	1,182	217	621	32	13	4,064	201	137	5,285	25.10	21,057	46
平成23年度	14,883	1,146	208	613	30	13	3,901	190	98	5,053	23.97	21,082	133
平成24年度	15,064	1,325	203	600	36	11	3,646	176	111	4,783	22.59	21,172	92
平成25年度	14,750	1,200	206	597	36	10	3,414	188	191	4,642	22.54	20,592	—
平成26年度	14,992	1,085	171	557	25	8	3,022	181	—	3,964	19.78	20,041	—
平成27年度	15,085	1,185	167	568	28	6	2,870	171	—	3,810	18.97	20,080	—
平成28年度	15,044	1,398	153	550	26	6	2,617	161	—	3,513	17.60	19,955	—
平成29年度	14,303	957	145	520	24	18	2,357	151	—	3,215	17.40	18,475	—
平成30年度	14,365	1,098	141	504	26	18	2,136	143	—	2,968	16.10	18,431	—

- (1) 古紙・古着は、市及び資源集団回収量をいう。ただし、平成16年度以降は、古着に資源集団回収量を含まない。
- (2) 埋立ごみは、焼却灰及び肥田瀬埋立量等をいう。ただし、平成13年度以降は焼却灰を含まない。平成24年11月12日にて肥田瀬埋立終了。
- (3) 平成12年12月以前の白色トレイには、発泡スチロール類及び色つきトレイを含む。
- (4) 平成12年12月から平成25年3月まで、容器包装プラスチックの分別回収を実施。平成26年4月分別収集廃止。
- (5) 平成16年度は合併後も関地区のみの集計、平成17年度は合併後の全地区の集計。

2. ごみ減量化補助金等交付状況

○非電気式生ごみたい肥化装置（コンポスト）購入補助

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数（基）	31	46	32	30	21
補助額（円）	74,100	106,200	91,000	78,300	52,300

※5,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯2基まで）

○電気式生ごみたい肥化装置購入補助

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数（基）	22	34	22	12	14
補助額（円）	504,700	785,500	449,900	256,200	226,300

※平成26年6月までについては、20,000円を上限とし、購入金額の半額を補助。それ以降については25,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯1基まで）

○小枝落葉等粉砕機（ガーデンシュレッダー）購入補助

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数（基）	35	96	91	56	52
補助額（円）	339,800	1,460,900	1,237,800	673,300	622,900

※20,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯1基まで）

○資源集団回収事業奨励金

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回収量（kg）	1,933,210	1,903,145	1,809,108	1,639,910	1,487,304
補助額（円）	2,899,814	2,854,716	2,713,658	2,459,863	2,230,953

※古紙の回収量1kgにつき1.5円を交付

○ぼかし等発酵促進剤・発酵容器の購入補助

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
促進剤（個）	4,087	4,732	2,458	2,392	4,274
容器（個）	55	87	68	21	26
補助額（円）	329,943	427,660	283,773	197,137	314,554
ダンボールコンポスト（個）	410	317	305	185	103
補助額（円）	594,500	275,700	244,000	148,000	82,400

※平成26年7月から関市型ダンボールコンポストの購入補助を開始

第11章 地球温暖化対策

1. 国・県の動向

平成9年に京都市で開催されたC O P 3において「京都議定書」が採択され、平成12年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が施行されました。平成17年に発効した京都議定書に基づく我が国の第一約束期間（2008～2012年度）における温室効果ガス排出削減目標の達成状況は、5カ年平均で基準年度（1990年度）比8.7%減となり、基準年度比6.0%減の目標を達成しました。

一方、新たな温室効果ガス削減目標として、平成25年11月に、2020年度までに2005年度比で3.8%減とすること平成27年7月には、2030年度までに2013年度比で26.0%減とすることを気候変動枠組条約事務局に登録しています。

さらに、平成27年7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度に2013年度比で26%削減を目標（2005年度比で25.4%削減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局（U N F C C C）に提出。同年12月にC O P 21で「パリ協定」が採択され、国は温対法に規定する「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に新たに策定しました。計画では、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけています。また、中期目標として2030年度に2013年度比で26%削減、2020年度に2005年度比3.8%以上削減とされています。

この動きを受けて岐阜県では平成23年に「岐阜県地域温暖化対策実行計画」を策定し、平成28年3月に見直し及び平成29年5月に一部改訂し、2020年度に2005年度比3.8%以上（中期目標）削減、2030年度に2013年度比26%（中期目標）削減、2050年度に1990年度比80%削減（長期目標）を目標として各種施策を展開しています。

2. 関市環境基本計画における温室効果ガス削減への取り組み

関市環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス（CO₂等）削減に向けた取り組みです。本市においては第三次見直しが平成31年3月に策定され、令和5年度までに公共施設における温室効果ガスの排出量を18,380t- CO₂まで削減することを目標としています。また、平成18年に「地球温暖化対策実行計画」を策定し（平成30年改訂）、市の事務事業（庁舎及び各施設などの電気・ガス・燃料等の使用）により発生する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化対策に積極的な役割を果たすとともに、市民や市内の事業者に対し、温室効果ガス削減に向けた周知啓発など、取り組みの推進を図っています。

○平成30年度温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

	電気	灯油	軽油	重油	液化石油ガス	合計
市役所	15,689	1,663	21	1,073	201	18,647
教育委員会	1,764	102	0	266	117	2,249
合計	17,453	1,765	21	1,339	318	20,896※

※中間目標値（令和3年度）19,255 t-CO₂

3. 関市環境マネジメントシステム

関市環境マネジメントシステムは、本市の環境行政の基本的指針である関市環境基本計画に掲げる将来像「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」の実現を目指し、関市役所が地域を代表する事業者の一つとして、率先して環境負荷の低減・保全に向けた取組を継続的に行うためのシステムです。

関市は、平成12年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。その後、平成15年、平成17年に更新をし、省エネルギー及び省資源の推進などに取り組んできましたが、認証の取得から10年が経過し、職員がシステムの運用に習熟し環境配慮活動への取組ができること、認証登録や支援業務委託にかかるコストを縮減すること等を理由に、平成22年3月に認証を返上しました。平成23年12月に「関市環境マネジメントシステム」を制定し、現在まで取組を実践しています。今後は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理のため、より効果的かつ実効性のある関市独自の環境マネジメントシステムを構築し、引き続き環境に配慮した活動の推進と継続的改善を図っていきます。

○取組内容

- ・ 不必要な照明の消灯
- ・ ごみの分別
- ・ 環境配慮物品の優先購入

○平成30年度取組結果（本庁舎）

項目	平成22年度（基準）	平成30年度実績	削減率
電気使用量（kWh）	1,177,956	910,722	22.7%
灯油（ℓ）	75,776	73,430	3.1%
可燃ごみ（kg）	2,149	1,962	8.7%
水使用量（m ³ ）	9,157	7,343	19.8%

資 料 編

関市に生育・生息している可能性のある
希少野生生物種



シダ植物

ミズスギ <i>Lycopodium cernuum</i> シダ植物門 ヒカゲノカズラ科	【形態の特徴】 高さ 30cm 程度になる常緑シダ植物。葉は地上をはっており、小さな葉が密についていて柔らかい。胞子のうは葉の軸の先に小さな穂状につく。似た種類にヒカゲノカズラがあるが、本種では葉の軸は放物線を描くように湾曲し、胞子のう穂が下に垂れることで区別できる。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵地の湿った斜面に生育。丘陵山間地の水田のあぜにも見られる。 【分布状況】 関東南部以西の本州～沖縄諸島に分布。県内では美濃地方の各務原市、関市、可児市、多治見市、瑞浪市、土岐市などに確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：市全域>
ミズニラ <i>Isoetes japonica</i> シダ植物門 ミズニラ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 30cm 程度になる常緑シダ植物。葉は地上をはっており、小さな葉が密についていて柔らかい。胞子のうは葉の軸の先に小さな穂状につく。似た種類にヒカゲノカズラがあるが、本種では葉の軸は放物線を描くように湾曲し、胞子のう穂が下に垂れることで区別できる。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵地や低山地の谷間の湿地や湿田に生育。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布。県内では美濃地方の各務原市、関市、可児市、坂祝町などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
チチブホラゴケ <i>Crepidomanes schmidtianum</i> シダ植物門 コケシノブ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 常緑性シダ植物。糸状の根茎が長くはってまばらに葉が出る。葉は薄くて乾燥するとコケのようになってしまう。 【生育環境】 丘陵帯山地の岩壁に着生して生育。空中湿度の高い場所や着生基物が常時湿っているような場所に見られ、石灰岩地帯に多いようである。 【分布状況】 日本固有種。本州中部～九州に分布。県内では美濃地方の関市板取で確認記録があるのみ。 <関市内で生育する可能性がある地域：板取地域>
タキシシダ <i>Antrophyum obovatum</i> シダ植物門 シンラン科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 常緑性シダ植物。葉は小型でやや長い柄が付く。葉は倒披針形から倒卵形で葉の先は急にとがる。大きなものは 20cm 程度になる。胞子のうは葉の裏に網目状につく。 【生育環境】 丘陵帯山地の谷間に生育。薄暗く湿った岩上に見られ、名前のように滝の近くに見られることも多い。 【分布状況】 千葉県、富山県以西の本州～九州に分布。県内では美濃地方の山県市美山、郡上市美並町、揖斐川町久瀬、本巣市谷汲などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：板取地域、洞戸地域>
デンジソウ <i>Marsilea quadrifolia</i> シダ植物門 デンジソウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 多年生の水生シダ植物。葉は"四つ葉のクローバー"のようで、見間違うことはない。葉の大きさは 2～4 cm。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の湿田や水湿地に生育。 【分布状況】 北海道～沖縄諸島に分布。県内では美濃地方の美濃加茂市、関市、本巣市で確認記録があるが、近年では確認記録が全くない。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

種子植物

ミヤマツチトリモチ <i>Balanophora nipponica</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 ツチトリモチ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 8～14cm の多年草。寄生植物で落葉広葉樹のカエデ類やシデ類などの根に寄生する。一つの花は微少で、茎の先に多数が卵状長楕円形の花序となつてつく。花序は長さ 3～5 cm、幅 15～20mm で、色は赤黄色～褐色である。 【生育環境】 山地帯の落葉広葉樹林の林床に生育する。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市上宝・久々野、美濃地方の郡上市明宝町、関市板取、本巣市根尾などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
サクラバハンノキ <i>Alnus trabeculosa</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 カバノキ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 5 m 程度になる落葉広葉樹。雄花序は枝先から垂れ下がり、雌花序は上向きに 4～5 個つく。果穂は長さ約 2 cm の卵状楕円形で、堅果には翼がない。葉の基部は鈍円形または浅い心形。表面はなめらかでやや光沢があり、裏面の主脈上に赤みを帯びた毛がある。ハンノキによく似ているが葉柄はハンノキより短い。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の山間の湿地などに生育。山裾から水がにじみ出ているような湿地に見られる。 【分布状況】 茨城県以西の本州、九州に分布。県内では美濃地方の中・東部地域に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ヌカボタデ <i>Persicaria taquetii</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 タデ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 20～40cm の軟弱な 1 年草。花は枝の先にまばらに穂状につく。葉は狭披針形、両面に毛があり、質が薄く、乾くと緑色である。果実は 3 稜形で黒褐色、光沢があり長さ 1.5mm である。 【生育環境】 丘陵帯の河川敷の水辺などに生育。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市久々野・清見、美濃地方の川辺町、関市板取、揖斐川町久瀬で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域、洞戸地域＞
シデコブシ <i>Magnolia stellata</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 モクレン科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 4～5 m になる落葉広葉樹。花は白色でややピンク色を帯びており、径 7～10cm。がくと花弁は同じような色・形で見た目には十数枚の花びらがあるような感じである。葉は長さ 5～10cm の倒卵形。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵山間部の湿地に生育。貧栄養の湧水湿地の周辺に多い。 【分布状況】 東海地方に固有の種。本州中部地方の伊勢湾に面した地域に分布。県内では美濃地方東部の東濃地域を主体とした地域に分布。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武儀地域＞
カザグルマ <i>Clematis patens</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 キンボウゲ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 落葉性のツル植物。フジのように茎は木化している。花は白色で直径 10cm 前後ある。花びらに見えるのは「がく」で本来の花びらはない。クレマチスと呼ばれる園芸品種がある。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯にかけて、丘陵地から山地の林縁に生育。貧栄養の湿った場所に多く、未熟土壌地や石灰岩・蛇紋岩地などの特殊土壌地に見られる。 【分布状況】 本州、四国、九州北部に分布。県内では美濃地方の中・東部地域に確認記録が多く見られるが、飛騨地方の高山市などでも確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞

種子植物

ヘビノボラズ <i>Berberis sieboldii</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 メギ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 80cm 程度の落葉広葉樹。花は黄色で6 枚の花びらからなる。実は赤く目立つ。葉のついている所の下側に鋭いトゲがある。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の湿地に生育。山裾から水がにじみ出ているような貧栄養の場所に多く見られるようである。 【分布状況】 日本固有種。本州の中部地方南西部～近畿地方、九州の一部地域に限定して分布。県内では主として美濃地方の中・東部地域に確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
ヒメコウホネ <i>Nuphar subintegerrima</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 スイレン科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 葉を水面に浮かせる水生の多年草。葉は広い卵形で長さ 8 cm 前後、幅 6 cm 前後。花は黄色で径 4 cm 前後。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵山間部の池沼や農業用水池に生育。 【分布状況】 日本固有種。本州～九州に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の岐阜市、富加町などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
アゼオトギリ <i>Hypericum oliganthum</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 オトギリソウ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類	【形態の特徴】 高さ 10～40cm 程度の多年草。茎も枝も倒れるようにほふくしていることが多い。花は黄色で径 2 cm 程度。1 枚の花びらは 8 mm 程度の大きさ。朝開き夕方しぼむ。葉は長楕円形で対生。長さ 2 cm 前後。葉を透かしてみると細点状に明るく見える明点が密にあり縁には黒点が並んでいるのが特徴である。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯にかけての河川敷や田畑のあぜなど湿った草地に生育する。 【分布状況】 日本固有種。関東以西の本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の下呂市萩原町、白川村、美濃地方の岐阜市、関市、可児市、多治見市などに確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域>
イシモチソウ <i>Drosera peltata</i> <i>var. nipponica</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 モウセンゴケ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 10～20cm 程度の多年草。食虫植物で葉の表には粘り気のある腺毛が密生し、そこにとまって動けなくなった昆虫などを消化して栄養分とする。花は白色で径 1 cm 程度、茎の上部に 2～10 個程度がつく。花は咲いたその日にしおれる一日花である。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵山間部にある日当たりのよい酸性土壌の湿地に生育。モウセンゴケよりやや乾いた立地に見られる。 【分布状況】 関東以西の本州、四国、九州、西表島に分布。県内では美濃地方の中・東部地域に確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
コモウセンゴケ <i>Drosera spatulata</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 モウセンゴケ科	【形態の特徴】 高さ 5～15cm 程度の多年草。食虫植物で、葉の表には粘り気のある腺毛が密生し、そこにとまって動けなくなった昆虫などを消化して栄養分とする。花は淡紅色で径 1 cm 程度。茎の上部に 2～10 個程度がつく。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵山間部にある日当たりのよい酸性土壌の湿地に生育。 【分布状況】 宮城県以南の本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では美濃地方の中・東部地域に確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

種子植物

イワレンゲ <i>Orostachys malacophylla</i> <i>var. iwarenge</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 ベンケイソウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 10～20cm の多年草。花の色は白色で、多数の花が密に穂状につく。花弁は倒披針形、鋭頭、長さ約 6 mm。葉は長楕円状さじ形で、長さ 3～7 cm、幅 7～25mm の多肉質で粉白色を帯びている。 【生育環境】 丘陵帯の海岸の岩上、時に人家のわらぶき屋根上などに生育。 【分布状況】 関東地方以西の本州、九州に分布。県内では飛騨地方の白川村、美濃地方の郡上市大和町、山県市美山、可児市で確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：板取地域、洞戸地域、武芸川地域>
カキノハグサ <i>Polygala reinii</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 ヒメハギ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 20～30cm になる多年草。花は黄色で長さ約 2 cm。葉は質うすく長さ 8～17cm、幅 3～7 cm でカキの葉に似る。 【生育環境】 丘陵帯の山地の林下に生育。山のやや乾いた木陰に生える。 【分布状況】 本州の東海地方～近畿地方に分布。県内では美濃地方の山県市美山、本巣市谷汲、池田町、恵那市などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：武芸川地域>
ヌマゼリ <i>Sium suave</i> <i>var. nipponicum</i> 種子植物門 双子葉植物綱 離弁花亜綱 セリ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 60～100cm になる多年草。花は白色で微少な 5 弁花が茎の先に多数集まってつく。花柄は 7～12 個である。葉は単羽状で下部のものは 7～9 個の小葉がある。小葉は狭卵形～広披針形、長さ 3～10cm、幅 1～2 cm で上部のものは次第に小形になる。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の湿地に生育。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。県内では美濃地方の各務原市、中津川市で確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
イワナンテン <i>Leucothoe keiskei</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 ツツジ科	【形態の特徴】 崖などから枝を垂れ下げる常緑低木。枝の長さは 0.3～1.5m になる。花は白色で葉のわきから総状花序を出して数個垂れ下がって咲く。葉は互生し有柄で長さ 5～9 cm の卵状披針形。縁には鋸歯があり先は鋭くとがる。質は厚くて光沢がある。 【生育環境】 山地帯下部の急崖地の岩上などに生育する。 【分布状況】 本州（関東地方西部、中部地方南部、紀伊半島）に分布。県内では美濃地方の郡上市八幡町、関市板取、山県市美山、七宗町などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：板取地域、洞戸地域>
イヌセンブリ <i>Swertia tosaensis</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 リンドウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 30cm 程度になる 1～2 年生草本。センブリに似るが本種の葉は幅広く倒披針形であることで区別される。また、センブリには嘔むと苦味があるが、本種にはない。 【生育環境】 丘陵帯の低湿地に生育し、農業用水池などの周辺や水田のあぜなどに見られる。 【分布状況】 本州～九州に分布。県内では美濃地方の関市、大垣市上石津町などに確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

種子植物

セキヤノアキチョウジ <i>Isodon effusus</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 シソ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 70～100cm 程度になる多年草。花は長さ 2 cm 程度で色は青紫色。全体的にアキチョウジに似ているが、花序は幅広く、花柄は長さ 10～25mm と長くて毛がないことなどで区別される。 【生育環境】 山地帯の落葉広葉樹林の林床や林縁に生育。 【分布状況】 本州の関東地方、中部地方に分布。県内では美濃地方の関市板取、多治見市で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
ミズトラノオ <i>Pogostemon yatabeanus</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 シソ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 30～50cm 程度になる多年草。花は茎の先に穂状になって多数つき、色は淡紅色。葉は細長く茎に 4 枚ずつ輪生する。 【生育環境】 丘陵帯の低湿地に生育。 【分布状況】 本州～九州に分布。県内では美濃地方の関市、美濃加茂市、恵那市で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武芸川地域＞
ミゾコウジュ <i>Salvia plebeia</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 シソ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 30～70cm になる越年草。冬には大形のロゼット状の根出葉があるが花時には枯れている。茎の葉は短い柄があり葉身は長さ 3～6 cm、幅 1～2 cm。 【生育環境】 丘陵帯の湿った草地に生育。河川敷や水田のあぜなどに見られる。 【分布状況】 本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では美濃地方の岐阜市、各務原市、関市、大垣市、羽島市などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武儀地域＞
イイタカムシトリスミレ <i>Pinguicula vulgaris</i> <i>var. floribunda</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 15cm 前後の多年草。スミレの名があるが全く別の種類。食虫植物で、葉の表面には粘り気のある微少な腺毛が密生し、そこにとまって動けなくなった昆虫などを消化して栄養分とする。花はスミレのような形をしており薄紫色。茎の先に 1 個ずつつく。 【生育環境】 亜高山帯～高山帯の常時湿っているような岩や湿地周辺などに生育。 【分布状況】 北海道、中部地方以北の本州、四国に分布。県内では飛騨地方の飛騨市神岡、上宝、白川村、美濃地方の本巣市根尾、関市板取で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
イヌタヌキモ <i>Utricularia australis</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 水中に生育する浮葉性の多年草。葉は水面付近に浮いており、平面的に羽状に細裂する。食虫植物で葉に袋状の捕虫のうがあり微少動物を吸い込んで栄養分とする。花は水面からつきでた高さ 10～15cm の茎の先に 4～10 個つき、黄色で径 7 mm 程度。花のつく茎は葉のつく茎より太いのが特徴。 【生育環境】 丘陵帯の低地～丘陵地の池沼に生育。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の関市、笠松町などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞

種子植物

タヌキモ <i>Utricularia japonica</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 水中に生育する浮遊性の多年草。葉は水面付近に浮いており、平面的に羽状に細裂する。食虫植物で葉に袋状の捕虫のうがある。花は水面からつきでた高さ 10～25cm の茎の先に 4～7 個つき、黄色。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の池沼や農業用水池などに生育。古い池に多く見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の郡上市大和町、岐阜市、関市などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武芸川地域＞
ミミカキグサ <i>Utricularia bifida</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科	【形態の特徴】 高さ 7～15cm 程度の多年草。花は黄色で長さ 4 mm 程度。距がある。食虫植物で、地中茎に袋状の捕虫のうがあり微少動物を吸い込んで栄養分とする。葉はへら形で長さ 6～8 mm。地中茎の所々から出る。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の湿地に生育。池沼の岸際に見られることもある。 【分布状況】 本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の高山市の外、主として美濃地方の中・東部地域に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ホザキノミミカキグサ <i>Utricularia racemosa</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科	【形態の特徴】 高さ 10～30cm 程度の多年草。花は淡紫色で長さ 4 mm 程度。距がある。食虫植物で、地中茎に袋状の捕虫のうがあり微少動物を吸い込んで栄養分とする。葉はへら形で長さ 3 mm 前後。地中茎の所々から出る。 【生育環境】 山地帯の湿地に生育。砂泥地やミズゴケ湿原などの場所に見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の高山市の外、主として美濃地方の中・東部地域に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ムラサキミミカキグサ <i>Utricularia yakusimensis</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 タヌキモ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 7～15cm 程度の多年草。花は青紫色で長さ 3 mm 程度で距がある。食虫植物で、地中茎に袋状の捕虫のうがあり微少動物を吸い込んで栄養分とする。葉はへら形で長さ 4 mm 前後。地中茎の所々から出る。 【生育環境】 丘陵帯の湿地に生育。湿潤な砂泥地に多く見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。県内では主として美濃地方の中・東部地域に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
キキョウ <i>Platycodon grandiflorus</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 キキョウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 40～100cm 程度になる多年草。花は青紫色で径 4～5 cm。葉は長さ 4～7 cm、幅 3 cm 前後で下面はやや白みを帯びている。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の日当たりのよい草地に生育。二次草地に多く見られる。 【分布状況】 日本全土に分布。県内では丘陵帯～山地帯に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域、洞戸地域、武芸川地域、武儀地域、上之保地域＞

種子植物

ヒダアザミ <i>Cirsium hidaense</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 キク科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 15～50cm 程度の多年草。花は赤紫色。 【生育環境】 山地帯の落葉広葉樹林の林床に生育。 【分布状況】 日本固有種。本県に限定して分布。県内では飛騨地方の飛騨市河合、下呂市、美濃地方の関市などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域、洞戸地域、板取地域＞
ハクサンアザミ <i>Cirsium matsumurae</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 キク科	【形態の特徴】 高さ 2 m 前後になる大型の多年草。花は赤紫色で、長い花茎の先に数個がつく。根出葉は花時にはない。茎につく葉は長さ 30cm 位になる。葉裏にはごくまばらに絹毛がある。 【生育環境】 山地帯の落葉広葉樹林の林床に生育。 【分布状況】 本州（石川県、福井県、岐阜県）の海拔 1,000～1,500m に分布。県内では飛騨地方の高山市上宝、白川村、美濃地方の郡上市白鳥町、揖斐川町藤橋、関市板取などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
カセンソウ <i>Inula salicina</i> <i>var. asiatica</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 キク科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 60～80cm となる多年草。花の色は黄色で径 4 cm 前後。葉は洋紙質で薄くて硬い。葉の縁には凸状のトゲのようなものがある。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の日当たりのよい山間湿地に生育。 【分布状況】 日本全土に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の富加町などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ホソバニガナ <i>Ixeridium</i> <i>beauverdianum</i> 種子植物門 双子葉植物綱 合弁花亜綱 キク科 環境省：絶滅危惧ⅠＢ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 20～40cm 程度の多年草。花は黄色で径 6～7 mm 程度と小さい。また、キク科植物の花は多数の小花から構成されるが本種の場合は 5 個程度と少ない。葉は細長く線形で長さ 10cm 前後、幅 4 mm 前後。 【生育環境】 丘陵帯の日当たりの良い草地に生育。 【分布状況】 関東地方以西の本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の下呂市、美濃地方の関市で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
アギナシ <i>Sagittaria aginashi</i> 種子植物門 単子葉植物綱 オモダカ科	【形態の特徴】 高さ 50cm 程度になる水生の多年草。花は白色で水面につきでた茎に先に数個の花をつける。葉はやじり形で細長い。似た種類にオモダカがあるが、アギナシは葉腋に多くの小球茎があり、走出枝はない。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の水深の浅い池沼や湿地、水田に生育。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の飛騨市神岡町、高山市清見、久々野、美濃地方の関市、御嵩町、海津市などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞

種子植物

スブタ <i>Blyxa echinosperma</i> 種子植物門 単子葉植物綱 トチカガミ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 10cm 程度になる水生の 1 年草。葉は水中にあり細長く 10～30cm。花は水面上に出て咲くが、花びらは細長く線状で目立たない。花の色は白色。次のヤナギスブタに似ているが葉が根生していて大きく茎がほとんどないことで区別できる。また、種子には楕円形の角がある。 【生育環境】 丘陵帯の低地～丘陵地の農業用水池や湿田に生育。 【分布状況】 本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の各務原市、関市などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
ヤナギスブタ <i>Blyxa japonica</i> 種子植物門 単子葉植物綱 トチカガミ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 10cm 程度になる水生の 1 年草。葉は水中にあり細長く 3～5cm。花は水面上に出て咲くが、花びらは細長く線状で目立たない。花の色は白色。スブタに似ているが茎があり葉が茎に互生していること、スブタより葉が小さいことで区別できる。また、種子には楕円形の角がない。 【生育環境】 丘陵帯の低地～丘陵地の農業用水池や湿田に生育。 【分布状況】 本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の関市、富加町などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
イトモ <i>Potamogeton berchtoldii</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ヒルムシロ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 水中に生育する沈水性の多年草。葉は細長く長さ 2～4cm、幅 0.7～1.2mm。花は長さ 4cm 前後の穂状になってつく。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の池沼、農業用水池、用水路などに群生して生育。 【分布状況】 日本全土に分布。県内では美濃地方の関市、大垣市、輪之内町、海津市、郡上市八幡町などで確認記録がある。かつては低地の池沼やため池、小水路に広く見られたようである。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
ホッスモ <i>Najas graminea</i> 種子植物門 単子葉植物綱 イバラモ科	【形態の特徴】 水中に生育する沈水性の 1 年草。葉は糸状に細長く長さ 2cm 前後、幅 0.5mm 前後。花は小さく目立たないが雄花と雌花がある。水中で受粉する。トリゲモによく似ており区別も難しいが、本種は雄花に苞鞘がないこと、葉鞘の先が耳状に突出することで区別される。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯、丘陵地～低山地の農業用水池や湿田に生育。貧栄養の水域に多く見られるようである。 【分布状況】 本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の中津川市、富加町で確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
ミノコバイモ <i>Fritillaria japonica</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ユリ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 10～20cm 程度の多年草。黄白色の花を茎の先に 1 個つける。花は 5 枚の花弁よりなり、釣り鐘型で下向きに咲く。 【生育環境】 温帯林の林床に生育する。 【分布状況】 本州の中部地方、近畿地方、四国に分布する。北陸地方、静岡から福島県には花被片（かひへん）の縁、中央脈内面に突起がある変種コシノコバイモが分布。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

種子植物

ミカワバイケイソウ <i>Veratrum stamineum</i> <i>var. micranthum</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ユリ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 50～150cm の多年草。茎の先に小さな花が円錐状の花序を形成する。1 つの花は白色で径 1 cm 程度。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵地山間にある日当たりの良い湿地や林縁に生育。 【分布状況】 東海地方に固有の種（変種）。本州中部地方の伊勢湾に面した地域に分布。県内では美濃地方東部に確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ヒメシャガ <i>Iris gracilipes</i> 種子植物門 単子葉植物綱 アヤメ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 高さ 15～30cm の多年草。花は淡紫色で中央にオレンジ色の斑点がある。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の疎林内林縁に生育する。 【分布状況】 日本固有種。北海道、本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市、下呂市萩原町、飛騨市神岡町、高山市清見、美濃地方の関市板取、本巣市、恵那市などに確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
ウンヌケモドキ <i>Eulalia quadrinervis</i> 種子植物門 単子葉植物綱 イネ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 1 m 前後の多年草。花は赤褐色で、ススキの穂のように茎の先に枝を分け、各枝に小さな花が集まってひも状の花序を形成するが、枝の数は 4～7 本とススキよりもずっとまばらである。葉は長さ 40cm 前後、幅 5 mm 前後の線形で多くが根生する。似た種類にウンヌケがあるが、茎の基部が赤褐色で、葉鞘と呼ばれる所に毛がないことで区別できる。 【生育環境】 丘陵帯の低地の日当たりが良い乾燥した場所に生育。 【分布状況】 東海地方以西の本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では美濃地方の関市と土岐市で確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞
ウラシマソウ <i>Arisaema ovale</i> <i>var. inaense</i> 種子植物門 単子葉植物綱 サトイモ科	【形態の特徴】 高さ 40cm 前後の多年草。花は特殊な形をしており、仏炎苞と呼ばれる雨よけのついたコップのような筒の中にあり、外からは見えない。仏炎苞は濃紫色で雨よけ（舷部）の内側に白い条がある。葉は通常 1 つで鳥足状に 5～7 枚程度の小葉に分かれる。 【生育環境】 山地帯の落葉広葉樹林の林床に生育。 【分布状況】 日本固有種。本州の長野県及び岐阜県に分布。県内では飛騨地方の高山市丹生川、高根、朝日などで確認記録がある。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：板取地域＞
ヒメザゼンソウ <i>Symplocarpus nipponicus</i> 種子植物門 単子葉植物綱 サトイモ科	【形態の特徴】 高さ 15cm 前後の多年草。花は仏炎苞と呼ばれる卵円形の頭巾（ずきん）のようなものの中にある。仏炎苞の色は暗紫褐色。葉は長さ 10～20cm、幅 10cm 前後で花の咲く前に展開する。似た種類にザゼンソウがあるが葉は 40cm と大きく花の咲いたあとに広がることで区別できる。 【生育環境】 山地帯の山間湿地の流水が見られるような疎林内や林縁に生育。 【分布状況】 北海道、本州に分布。本州では日本海側の地方に多く分布。県内では飛騨地方の各市町村で確認記録がある外、美濃地方の富加町、多治見市でも確認記録が見られる。 ＜関市内で生育する可能性がある地域：関地域＞

種子植物

イワチドリ <i>Amitostigma keiskei</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 10cm 程度の多年草。花はピンク色の唇形花で茎の上部にまばらな花序を形成してつく。 【生育環境】 丘陵帯の樹林に生育。 【分布状況】 本州の中部地方及び近畿地方、四国に分布。県内では美濃地方に確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
マメヅタラン <i>Bulbophyllum drymoglossum</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 常緑の多年草。根茎は細長く這って 1 cm 程度の楕円形の葉をまばらにつける。花は淡黄色の唇弁形で長さ 8 mm 程度と小さく目立たない。 【生育環境】 丘陵帯の主として常緑広葉樹林に生育。樹幹や岩上に着生して生活する。 【分布状況】 関東以西の本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では飛騨地方の下呂市、美濃地方の美濃市、郡上市美並町、富加町、七宗町などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：市全域>
エビネ <i>Calanthe discolor</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 40～60cm の多年草。花は茶褐色～緑褐色で径 4 cm 程度。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯下部の丘陵地や山地の主として落葉広葉樹林の林床に生育。 【分布状況】 北海道南西部、本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では丘陵地から低山地にかけてほぼ全域に点在して確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
ナツエビネ <i>Calanthe puberula</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 30cm 前後の多年草。花は淡紅紫色で、茎の先にまばらにな花序を形成し 10～20 個の花がつく。葉は数個根生し長さ 10～30cm、幅 3～8 cm。 【生育環境】 丘陵帯～山地帯の落葉広葉樹林に生育。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の高山市、美濃地方の郡上市明宝町、関市板取、大垣市上石津町、中津川市などで確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：板取地域>
キンラン <i>Cephalanthera falcata</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 高さ 40cm 前後の多年草。花は黄色で、茎の先にかたまるようにして複数個がつく。葉は茎に 6～8 個互生し、長さ 8～15cm、幅 4 cm 前後の楕円状披針形。 【生育環境】 丘陵帯の丘陵地～低山地に生育。 【分布状況】 本州（秋田県以南）、四国、九州に分布。県内では丘陵地～低山地に点在して確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

種子植物

クマガイソウ <i>Cypripedium japonicum</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 20～40cm 多年草。花は淡紅紫褐色で、唇弁が袋状に膨らみ大きさは6～10cm ぐらいである。 【生育環境】 丘陵帯から山地帯の丘陵～低山地の樹林内に生育。本来の【生育環境】は常緑広葉樹林であると考えられるが、スギ植林や竹林に生育地が多く見られ。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。県内では丘陵帯から山地帯の森林域に点在して確認記録が見られる。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>
セッコク <i>Dendrobium moniliforme</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 10～25cm の多年草。花は紅色を帯びた白色で径 3 cm 程度の大きさである。 【生育環境】 丘陵帯山地の常緑広葉樹林に生育し、樹上や岩上に着生する。 【分布状況】 本州～沖縄諸島に分布。県内では美濃地方に確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：市全域>
ヨウラクラン <i>Oberonia japonica</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 下垂する長さ 10cm 前後の多年草。茎は長さ 4 cm 前後。葉はやや多肉質で長さ 1～3 cm、幅 3 mm 前後の披針形。茎に密につき互生。花は淡黄褐色で、茎の先に長さ 2～8 cm 程度の花序をつける。 【生育環境】 丘陵帯の常緑広葉樹林などに生育。樹幹または岩上に着生して下垂する。 【分布状況】 宮城県以南の本州、四国、九州、沖縄諸島に分布。県内では主として美濃地方の中・東部地域に確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域>
ウチョウラン <i>Ponerorchis graminifolia</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 高さ 8～15cm の小型の多年草。5～10 個の紅紫色の花を茎の先の短い穂状花序に付ける。花径は 1 cm 程度。 【生育環境】 丘陵帯山地の湿った岩場に生育。 【分布状況】 関東以西の本州、四国、九州に分布。県内では美濃地方に確認記録がある。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域、武芸川地域>
カヤラン <i>Sarcophilus japonicus</i> 種子植物門 単子葉植物綱 ラン科	【形態の特徴】 下垂する長さ 8 cm 前後の常緑多年草。葉は 2 列に互生し長さ 2～4 cm、幅 5 mm 前後の長楕円形。カヤの木の葉に似ている。花は淡黄色で長さ 8 mm 前後。長さ 3 cm 前後の花茎の先に 2～5 個つく。 【生育環境】 丘陵帯の常緑広葉樹林などに生育。樹幹に着生して下垂する。 【分布状況】 岩手県以南の本州、四国、九州に分布。県内では美濃地方の中・東部地域に確認記録が多い。 <関市内で生育する可能性がある地域：関地域>

哺乳類

ミズラモグラ <i>Euroscaptor mizura</i> モグラ目 モグラ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 頭胴長 80～106mm、体重 25～35g。体毛は灰褐色～黒色である。前足は大きく、外形的には平野部の耕作地に多いコウベモグラに似るが、より小型で、尾が長い。 【生息環境】 山地帯～亜高山帯の落葉広葉樹林内の土中に生息している。県内では確認個体が少なく不明な点が多い。 【分布状況】 日本固有種。本州に局地的に分布する。県内では白川村、高山市荘川町、中津川市付知町、恵那市岩村町、下呂市萩原町などで確認されている。 <関市内で生息の可能性のある地域：板取地域>
ホンドモモンガ <i>Pteromys momonga</i> ネズミ目 リス科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 頭胴長 14～20mm、体重 150～200g のリスの仲間。体の割に目が大きい。体毛は背面が茶褐色で腹面は白色で、前足と後足の間にある飛膜を広げて空中を滑空する。 【生息環境】 山地帯～亜高山帯の落葉広葉樹林などに生息。樹上で生活する。 【分布状況】 日本固有種。本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方及び美濃地方北部に点在して確認されている。 <関市内で生息の可能性のある地域：板取地域>
ヤマネ <i>Glirulus japonicus</i> ネズミ目 ヤマネ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 頭胴長 65～80mm、体重は 14～20g だが、冬眠前は 30g 以上になる。体毛は淡褐色で、腹面は灰褐色である。尾にふさふさした毛があり、背中に黒褐色の線がある。 【生息環境】 山地帯～亜高山帯の樹林に生息。山の中の人家で見つかることもある。 【分布状況】 日本固有種。本州、四国、九州に分布。県内では飛騨地方の神岡町、清見村、上宝村、朝日村、美濃地方の郡上市白鳥町・大和町、関市板取、恵那市加子母などで確認されている。 <関市内で生息の可能性のある地域：板取地域>
カヤネズミ <i>Micromys minutus</i> ネズミ目 ネズミ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 頭から胴まで 6～8 mm、尾の長さ約 80mm で、背面は褐色で腹面は白色、体重約 10g である。 【生息環境】 冬季は落ち葉や枯れ木などや地下に穴を掘り生息し、繁殖期の夏から秋には低地の水田、沼沢、河川敷のイネ科植物に鳥の巣のような球形の巣を作る。 【分布状況】 本州福島県、新潟県以南（2002 年）に生息が報告されている。県内では瑞浪市、可児市、各務原市、岐阜市、羽島市に生息する。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>

鳥類

ヤマドリ <i>Phasianus soemmerringii scintillans</i> キジ目 キジ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体は 50cm 位であるが、雄の尾が長く全長で 1m を超える。雄は全体が赤褐色で頭から頸は赤味が強い。金属光沢がある。雌は全体が淡褐色でキジの雌に似る。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の樹林内に広く分布し、繁殖している。暗い林を好む。積雪の多い場所では低地に下りて生活する。 【分布状況】 日本固有種で本州、四国、九州に分布する。県内では、丘陵帯から山地帯にかけて広く分布し、一年中見ることができる。飛騨市、高山市、下呂市他、山県市や岐阜市でも繁殖していると考えられる。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>
オシドリ <i>Aix galericulata</i> カモ目 カモ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 45cm 位で、雄の風切羽の 1 枚がオレンジ色で帆のように立っており銀杏羽と呼ばれている。雄は派手な色彩をしているが、雌は全体に灰褐色で地味である。 【生息環境】 繁殖期には丘陵帯から山地帯の池や沼、溪流に生息し、冬季は岩場の多い河川で生活する。大木のある寺社林や公園でも繁殖する。 【分布状況】 北海道、本州中部以北で繁殖し、冬季は本州以南に移動する。県内では、高山市、白川村、郡上市、山県市、揖斐川町などで繁殖している。 <関市内で生息の可能性のある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域>
カイツブリ <i>Podiceps ruficollis poggei</i> カイツブリ目 カイツブリ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 27cm 位でハトより一回り小さい。体上面は黒褐色で、夏羽では頬から前頸が赤褐色になるが、冬羽では黄褐色になる。体毛は、雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯の池や沼、淡水域から汽水域の河川に生息する。繁殖期は水草の多い場所、冬季は広い内水面に好んで生活する。 【分布状況】 北海道から九州、南西諸島の水辺に広く分布する。県内では、岐阜市、各務原市、関ヶ原町、池田町、海津市などの池・河川で繁殖が確認されている。高山市で繁殖記録が 1 例ある。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>
アオバト <i>Sphenurus sieboldii sieboldii</i> ハト目 ハト科	【形態の特徴】 全長 33cm でキジバトとほぼ同じ大きさである。頭部、喉から胸は黄色味の強い緑色で背は灰色がかった緑色である。雄の翼は赤紫色で雌では全体に雄より淡い色をしている。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の主に落葉広葉樹林に好んで生息する。海水を飲むため、海岸の林でも見られる。 【分布状況】 北海道から九州まで広く分布する。県内では繁殖期、高山市、白川村、郡上市、山県市、揖斐郡、養老町、加茂郡などの山林で囀りを聞くことがあるが、巢はまだ見つかっていない。 <関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、上之保地域>
ミゾゴイ <i>Gorsakius goisagi</i> ベリカン目 サギ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 49cm 前後でカラス位の大きさである。体上面の色は茶褐色であり、腹部は淡褐色で黒褐色の縦斑がある。体毛は、雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の丘陵地、低山地の落葉広葉樹林に生息する。渡りの途中には森のある都市公園にも出現する。 【分布状況】 本州、四国、九州、近海の島々で繁殖する。九州以南では越冬する個体もある。県内では高山市、郡上市で確実な繁殖記録がある他、白川村、恵那市、瑞浪市、中津川市などで繁殖期に確認されている。また、岐阜市でも観察されたことがある。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>

鳥類

オオタカ <i>Accipiter gentilis fujiyamae</i> タカ目 タカ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 50・55cm のカラス位の大きさである。体の背面は黒褐色、腹面は灰白色で褐色の斑紋がある。目の上に白い斑紋（眉斑）がある。雌は雄より大きい雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の丘陵地から山地の樹林に生息するが、樹林と農耕地がモザイク状にあるような里山に多く見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国で繁殖する。近年、九州でも繁殖が確認された。県内では、高山市、下呂市、郡上市、山県市、多治見市、本巣市など県下全域に確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、上之保地域＞
ツミ <i>Accipiter gularis gularis</i> タカ目 タカ科	【形態の特徴】 全長 27・30cm でハトより小さく日本で最小のタカ。雄の上面は青黒色で腹部は淡い橙色。雌は雄より上面は淡く、腹部には灰褐色の横斑がある。雌は雄より大きい。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の樹林内に生息する。市街地の樹林の多い公園や寺社林で繁殖するものもある。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に広く分布し繁殖するが、西日本では繁殖記録が少ない。県内では、2004 年に加茂郡八百津町地内の山林で初めて繁殖が確認され、次の年も繁殖した。また、高山市内の山林でも繁殖が確認された。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：洞戸地域、武芸川地域、武儀地域＞
ハイタカ <i>Accipiter nisus nisosimilis</i> タカ目 タカ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 32・39cm、ハト位の大きさの小さなタカである。体の背面は青みを帯びた灰色で、腹面は白色で橙色の斑紋が密にある。雌は雄より一回り大きい。 【生息環境】 丘陵帯上部から山地帯の丘陵、山地の樹林に生息する。アカマツ林や落葉広葉樹林で見られることが多い。 【分布状況】 北海道、本州中部以北で繁殖する。冬季は西日本に渡る個体も多い。県内では、高山市で確実な繁殖記録がある他、下呂市、郡上市、揖斐川町などで繁殖期に確認されている。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：板取地域＞
サシバ <i>Butastur indicus</i> タカ目 タカ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 50cm 位でオオタカより一回り小さい。上面は茶褐色で腹部は白く茶褐色の横斑がある。頭部は灰褐色で稀に全身が黒褐色の個体（黒化型）がいる。雌雄ほぼ同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の山林、里山に生息する。農耕地がモザイク状に入り込んだ谷地形の森を好む。 【分布状況】 本州、四国、九州で繁殖。冬は南西諸島以南に渡る。県内では、高山市、下呂市、恵那市、瑞浪市、関市、岐阜市などの丘陵帯で繁殖していることが確認されている。下呂市の御岳山麓や岐阜市の金華山では、多くの渡りが見られる。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞
クマタカ <i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> タカ目 タカ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 72・80cm 前後で、翼を広げると約 150cm の大きなタカである。体の背面は黒褐色、腹面は白色で黒褐色の斑紋がある。尾には太い横縞がある。雌は雄より大きい。 【生息環境】 丘陵帯上部から山地帯の森林に生息する。落葉広葉樹林や針葉樹と広葉樹の混交林に多く見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布するが西日本では減少しているという。県内では、飛騨市、高山市、郡上市、下呂市、揖斐川町、本巣市、八百津町などの山地帯で広く繁殖が確認されている。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、上之保地域＞

鳥類

アオバズク <i>Ninox scutulata japonica</i> フクロウ目 フクロウ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 29cm 前後のハト位の大きさのフクロウである。体は背面は黒褐色で腹面は白色地に黒褐色の帯斑がある。足は黄色で目の光彩も黄色で目立つ。体毛は、雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯下部に生息する。低地から標高 1000m位までの樹林に見られるが里山に多く、市街地でも社寺林があるような場所では観察される。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州、伊豆諸島などに渡来し繁殖する。県内では、高山市、岐阜市、揖斐川町、大野町、御嵩町、本巣市で繁殖記録がある他、各地の丘陵帯で観察例がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：市全域＞
コノハズク <i>Otus scops japonicus</i> フクロウ目 フクロウ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長約 20cm でムクドリ位の大きさで、日本産フクロウの中で最小である。全身が灰褐色で黒褐色の縦斑があり雌雄同色である。まれに全身が赤褐色の個体（赤色型）がある。 【生息環境】 本州から九州では丘陵帯上部から山地帯の森林に生息し、北海道や本州北部では丘陵帯の森林や果樹園に生息する。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に渡来し、奥深い山地で繁殖する。県内では、白川村、郡上市、揖斐川町、本巣市などで繁殖期に轉りが確認されている。高山市で巣立ち直後の雛が保護された記録がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、上之保地域＞
フクロウ <i>Strix uralensis</i> フクロウ目 フクロウ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 50cm 前後のカラス位の大きさのフクロウである。体は灰褐色で黒褐色のまだら模様があり、雌雄同色である。くちばしは黄色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の大径木の多い樹林に生息する。境内の広い寺社林や大径木の多い公園でも見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州などに広く分布する。県内では、高山市、郡上市、下呂市、山県市、養老町、池田町などの丘陵帯から山地帯にかけて広く確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：市全域＞
ヤマセミ <i>Ceryle lugubris lugubris</i> ブッポウソウ目 カワセミ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 38cm 前後のハト位の大きさの大きなカワセミ類である。体は白色で頭と翼には黒白のまだら模様がある。雄の喉と胸に淡い錆色がある他はほぼ雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の河川中・上流域や湖沼・ダム湖で繁殖する。冬季は雑木林のある平地の河川で見られることもできる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に広く分布する。県内では、高山市、中津川市、郡上市、本巣市、大垣市などで繁殖の記録がある他、県下全域の河川中流から上流に確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、洞戸地域、上之保地域＞
ハヤブサ <i>Falco peregrinus japonensis</i> ハヤブサ目 ハヤブサ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 42-49cm でカラス位の大きさである。頭から背が暗青灰色で顔にひげ状の黒斑がある。下面は白っぽく黒斑が密にある。雌は雄より大きく、体毛は、雌雄同色である。 【生息環境】 海岸の断崖や丘陵帯の山地の岩棚で繁殖するが、行動範囲は広く、河川流域や農耕地でも見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に広く分布する。主に島嶼や海岸の岩場で繁殖しているが、県内では岐阜市内の岩場において繁殖していることが確認できた。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：全域＞

鳥類

サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus</i> <i>divaricatus</i> スズメ目 サンショウクイ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 20cm 前後のスズメより一回り大きい鳥である。体の背面は灰色で腹は白色で、尾が長く体全体がほっそりした感じに見える。雄の頭部が雌に比べて黒い。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯下部の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息する。里山にあるような広葉樹二次林を好むようである。 【分布状況】 本州、四国では夏鳥として、九州、南西諸島では留鳥として分布する。県内では繁殖期に丘陵帯から山地帯下部に点在して確認記録があるが、毎年同じ場所で繁殖するとは限らない。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
サンコウチョウ <i>Terpsiphone atrocaudata</i> <i>atrocaudata</i> スズメ目 カササギヒタキ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体はスズメより小さいが雄の尾が 30cm と長い。頭部から胸が黒っぽく、目の周りのコバルトブルーが目立つ。背は茶褐色で腹部は白い。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の樹林内に生息する。市街地の樹林の多い公園や寺社林で繁殖するものもある。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に広く分布し繁殖するが、西日本では繁殖記録が少ない。県内では、2004 年に加茂郡八百津町地内の山林で初めて繁殖が確認され、次の年も繁殖した。また、高山市内の山林でも繁殖が確認された。 <関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、上之保地域>
センダイムシクイ <i>Phylloscopus occipitalis</i> <i>coronatus</i> スズメ目 ウグイス科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 13cm でスズメより小さい。頭から上面が緑色味の強いオリーブ色で腹部は黄色味がある灰色をしている。体毛は、雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の樹林内に生息し、主に落葉広葉樹林を好む。メボソムシクイやエゾムシクイよりは標高の低い場所に生息する。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に広く渡来し山林で繁殖する。県内では、繁殖期に高山市、郡上市、下呂市、池田町などで囀りが確認されていて繁殖は確実と思われるが、巣は見つかっていない。 <関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、上之保地域>
トラツグミ <i>Turdus dauma aureus</i> スズメ目 ヒタキ科	【形態の特徴】 全長 30cm でハトよりやや小さいがツグミ類中最大である。頭部から背面は黄褐色で腹部は白い。黒褐色の斑が全身にあり虎斑模様となっており、雌雄同色である。 【生息環境】 丘陵帯から山地帯の暗い樹林で生活しているため、繁殖期はほとんど姿を確認できない。冬季は、樹林の多い公園や河川敷で見られる。 【分布状況】 本州、四国、九州に留鳥として分布し、北海道では夏鳥となる。県内では、各地の丘陵帯から山地帯の林に広く分布するが、繁殖が確認されているところは少ない。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>

爬虫類

クサガメ <i>Chinemys reevesii</i> カメ目 イシガメ科	【形態の特徴】 甲長は雄 15～18cm、雌 25cm である。背甲には3本の明瞭な畝がある。頭部側面から頸部側面にかけて、黒縁の黄色い模様がある。高齢な雄は黒化する。 【生息環境】 主に平地の河川、池沼にすみ、流れの緩やかな場所を好む。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布する。ただし、北東日本のどの地域までが自然分布域なのかは不明である。県内では飛騨地方にも見られるが、美濃地方に多い。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、武儀地域、関地域＞
ニホンイシガメ <i>Mauremys japonica</i> カメ目 イシガメ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 甲長は雄約 13cm、雌約 20cm である。背甲後部は鋸歯状で、腹甲は黒く、肛甲板の一部が橙色を帯びることがある。 【生息環境】 平野部にも生息するが、丘陵地や山麓部の谷川や溪流にもすむことができる。 【分布状況】 日本固有種。本州、四国、九州地方に分布する。ただし北東日本のどの地域までが自然分布域なのかは不明である。県内では飛騨地方にも見られるが、美濃地方に多い。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞
ニホンスッポン <i>Pelodiscus sinensis</i> カメ目 スッポン科	【形態の特徴】 まれに甲長 35cm、体重 5kg を超える大型個体が見られる。甲羅には甲板がない。吻端が細くとがっている。四肢には水かきが非常に発達しており、爪は3本である。 【生息環境】 河川の下流～中流域あるいは平地から丘陵地にかけての池沼で、底生が砂もしくは泥であり、潜って身を隠せるような場所を好む。 【分布状況】 本州、四国、九州地方に分布する。ただし、北東日本のどの地域までが自然分布域なのかは不明である。県内ではこれまで美濃地方でしか確認されていない。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、武儀地域、関地域＞

両生類

ヒダサンショウウオ <i>Hynobius kimurae</i> 有尾目 サンショウウオ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 8～15cm で地域差が大きい。紫褐色の体に黄～黄褐色の斑紋があるが個体差が大きい。後肢の指は4趾性のものもある。幼生には黒色の爪がある。卵嚢はバナナ型である。 【生息環境】 低地帯上部～山地帯に分布する。成体は森林の林床に生息し、幼生は沢などの流水中で生育する。 【分布状況】 日本固有種。本州の中国地方から関東にかけて分布する。県内では美濃地方から飛騨地方にかけての山地に比較的広範囲に生息するが、平野部などでは見られず、主として自然度の高い山地に生息している。 <関市内で生息の可能性がある地域：板取地域>
コガタブチサンショウウオ <i>Hynobius yatsui</i> 有尾目 サンショウウオ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 9～15cm で、体色は茶褐色もしくは暗褐色で銀白色の不規則な大小の斑紋が多数ある。斑紋は腹面にも及ぶのが特徴である。卵嚢はコイル状である。 【生息環境】 丘陵地から山地までの河川の源流部やその枝沢周辺の林床に生息する。山腹斜面の土中に潜行し、溪畔の伏流水が流れる地下の岩や礫溪流に産卵する。 【分布状況】 日本固有種。愛知・三重県及び京都府・兵庫県を除く関西地方、四国、佐賀・長崎県を除く九州に分布する。県内では、西濃・中濃・東濃地域及び飛騨地域南部で確認されている。 <関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、上之保地域>
オオサンショウウオ <i>Andrias japonicus</i> 有尾目 オオサンショウウオ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 大きな個体は全長 1 m を越える世界最大の両生類である。体は茶褐色で黒色の斑紋があるが、変異が大きい。頭部などに疣状の突起がある。眼は小さい。卵塊は数珠状である。 【生息環境】 流水性で河川の中上流部に生息する。溪流だけでなく、川幅のある川、用水、小川でも発見されている。繁殖は上流部で行われることが多い。 【分布状況】 日本固有種。岐阜県以西の本州、四国及び九州の一部に分布する。四国は人為分布が疑われている。当県は分布東限付近である。県内では長良川流域及び飛騨川流域などに分布が見られる。人為的に移入された場所も知られている。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
アカハライモリ <i>Cynops pyrrhogaster</i> 有尾目 イモリ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体長は 10cm 前後で、サンショウウオ類とは違って皮膚がザラザラしている。背中側は黒・茶褐色で、腹は赤地に黒の斑点模様になっている。赤みや斑点模様は地域差や個体差があり、ほとんど黒いものや全く斑点が無いもの、逆に背中まで赤いものもある。 【生息環境】 水田、池、川の淀みなど流れのない淡水中に生息する。繁殖期以外は水辺の近くの林や、クズなどの茂る草地の水気の多い枯れ草の下などに潜むことが多い。 【分布状況】 日本に分布する唯一のイモリで、本州、四国、九州とその周囲の島嶼に分布する。北海道や伊豆諸島には分布していなかったが、人為的に移入により増し、問題となっている。奄美大島から沖縄本島にはシリケンイモリとイボイモリが分布する。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
ナガレヒキガエル <i>Bufo torrenticola</i> 無尾目 ヒキガエル科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体長は雄 7～12cm、雌 9～17cm で、アズマヒキガエルに似るが鼓膜が小さく不明瞭である。幼生は真っ黒で口器が発達し頭が角張って見える。卵塊は紐状である。 【生息環境】 成体は山地の溪流沿いや溪流付近の林床に生息し、繁殖は溪流で行われ、主に滝壺や流れの緩やかな淵に産卵する。 【分布状況】 日本固有種。中部地方の西半分、近畿地方の山地。県内では、美濃地方から飛騨地方にかけての丘陵帯上部から山地帯で広い範囲で確認されている。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>

両生類

ニホンアカガエル <i>Rana japonica</i> 無尾目 アカガエル科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体長は5cm前後で、体色は赤褐色である。背中の中脇にある隆条（背側線）は鼓膜の後ろで曲がらず直線的で、腹面は黄白色で斑点はない。幼生は背面に1対の黒点があるものが多い。 【生息環境】 平地ないしは丘陵地の樹林に生息し、山地には少ない。繁殖は水の残った水田や湿地で行う。 【分布状況】 日本固有種。本州、四国、九州、隠岐、大隅諸島に分布する。八丈島は人為移入である。低地、丘陵地に生息しており、県内の主な生息地は美濃地方と考えられる。 <関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域>
ナゴヤダルマガエル <i>Rana porosa brevipoda</i> 無尾目 アカガエル科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 体長は雄3.5～6cm、雌4～7cmでずんぐりした体型であり足も短い。正中線を欠く個体が多い。体色の雌雄差はなく変異に富み、背面の黒色の斑紋は丸く独立する。 【生息環境】 低地の水田とその周辺部に生息する。冬季も水田内及びその周辺で冬眠することが報告されている。 【分布状況】 日本固有種。長野県伊那谷、東海、近畿、瀬戸内地方に分布する。県内では美濃地方を中心に分布し、南部の水田地帯では比較的個体数が多い。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>
ナガレタゴガエル <i>Rana sakuraii</i> 無尾目 アカガエル科	【形態の特徴】 雄の体長は3.8～5.6cm 雌は4.3～6cm で背面は暗褐色～赤褐色である。喉から胸にかけて黒褐色の小さな斑が密で後足の水かきが趾先まで発達していることで識別できる 【生息環境】 標高1,000mまでの山地の溪流沿いや溪流付近の林床に生息する。 【分布状況】 日本固有種。近畿地方、中部地方、関東地方に分布が散在している。県内の丘陵帯上部から山地帯で広い範囲で確認されているが、点的である。 <関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域>
モリアオガエル <i>Rhacophorus arboreus</i> 無尾目 アオガエル科	【形態の特徴】 体長は雄4～6cm、雌6～8cm である。吸盤が大きい。背部は明緑色～暗緑色で赤褐～黒色の斑紋を有する個体もある。虹彩は赤みがかかる。卵塊は泡状で約10cm である。 【生息環境】 低地から亜高山帯まで分布するが、平野部にはあまり生息していない。森林で生活し、止水の上に産卵するため、両方の環境が存在するところに生息する。 【分布状況】 日本固有種。本州および佐渡島に分布する。県内では主として美濃～飛騨の山地に生息し、東濃などでは局所的に分布するのみである。人為的な移動も多々行われており、本来の生息域であるか疑わしい場所もある。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
シュレーゲルアオガエル <i>Rhacophorus schlegelii</i> 無尾目 アオガエル科	【形態の特徴】 体長はオス3cm・4cm、メス4cm・5.5cm で、体色は腹側は白く背中側は緑色をしているが保護色で褐色を帯びることもある。モリアオガエルに似ているが、やや小型で、黄色い虹彩で区別できる。またニホンアマガエルとは、鼻筋から目、耳にかけて褐色の線がないこと、褐色のまだら模様が出ないことで区別できる。 【生息環境】 山際の水田や森林等に生息し、4月から6月の繁殖期には谷間の石の下に集まって交尾をし、水辺の岸辺で泡で包まれた3cm・10cm ほどの卵塊を産卵する。泡の中には200個・300個ほどの卵が含まれる。 【分布状況】 日本の固有種で、本州・四国・九州とその周囲の島に分布する。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>

魚類

スナヤツメ南方種 <i>Lethenteron sp. S</i> ヤツメウナギ目 ヤツメウナギ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 15cm 程度に成長する。口には下顎がなく、鰓穴は 7 対である。北方種と外観で識別不可能だが簡便な DNA 解析を行うことで容易に識別可能である。 【生息環境】 幼生は水の通りの良い細砂や泥中に潜っており、成魚は岸の植物の茂みの中などに潜んでいる。県内では比較的規模の大きい河川に見られる傾向にある。 【分布状況】 本州・四国・九州に分布する。国外では朝鮮半島に分布する。県内では美濃地方・飛騨地方の比較的規模の大きい河川の上・中流域に見られるが、北方種と南方種の同所的に生息する小河川も確認されている。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>
ニホンウナギ <i>Anguilla japonica</i> ウナギ目 ウナギ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類	【形態の特徴】 成魚は全長 1m ほどの細長い体形で、体の断面は円形である。口は大きく体表は粘膜に覆われ、皮下に小さな鱗を持つ。背鰭、尾鰭、臀鰭がつながって体の後半部に位置している。また、産卵のため海に下る成魚は背中側が黒色、腹側が銀白色になる。 【生息環境】 産卵場所はマリアナ海嶺のスルガ海嶺付近であり、孵化後 2 日目の仔魚を多数採集することに成功している。幼魚は川を遡上し、夜行性で、夜に甲殻類や水生昆虫、カエル、小魚などの小動物を捕食する。 【分布状況】 日本全国の川の中流から下流、河口、湖などだが、内湾にも生息している。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
イチモンジタナゴ <i>Acheilognathus cyanostigma</i> コイ目 コイ科 環境省：絶滅危惧ⅠA類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 タナゴ類の中ではタナゴに次いで体高が低い。口髭は短く痕跡的である。体側に名のもとになった青緑色の一文字の縦条が見られる。 【生息環境】 平野部の細流や用水路の流れの緩やかな場所、池沼に生息する。泥底で水草が繁茂する場所に多い。 【分布状況】 日本固有種。琵琶湖淀川水系、紀ノ川水系、福井県三方湖、濃尾平野に分布する。県内は、濃尾平野の各河川に分布する。最近西日本の各地で分布が確認され、琵琶湖からの移入と考えられている。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>
シロヒレタビラ <i>Acheilognathus tabira tabira</i> コイ目 コイ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 肩部に暗青色の斑紋と体側に暗色縦条がある。産卵期の雄の臀鰭の外縁部が白く縁取られて名前の「シロヒレ」のもとになっている。 【生息環境】 平野部の河川敷内の池や本流から引かれた用水路の流れの緩やかな場所に生息する。岩礁域や護岸の石垣の間や砂泥底部にすむ。 【分布状況】 濃尾平野、琵琶湖淀川水系と、岡山県高梁川以東の瀬戸内海に流入する河川に分布する。国外では朝鮮半島中部及び中国大陸に分布する。県内では濃尾平野の河川に分布する。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>
カワバタモロコ <i>Hemigrammocyptris rasborella</i> コイ目 コイ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 全長 5 cm で体高が高く、腹鰭より後方の腹部が側偏して竜骨状になっている。産卵期の雄は黄金色となる。 【生息環境】 平野部の浅い池沼、ため池、流れの緩い小川や水路に生息し、表層付近を群で遊泳する。 【分布状況】 日本固有種。静岡県以西の東海地方、濃尾平野、近畿地方、岡山県、四国北部、九州北西部に分布する。飛騨地域での生息記録はない。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>

魚類

ヌマムツ <i>Nipponocypris sieboldii</i> コイ目 コイ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 13cm で雄の方が大型となる。胸鰭と腹鰭の前縁は桃色、体側に幅の広い青紫色の明瞭な縦帯がある。カワムツとは、側線鱗数、臀鰭分岐軟条数により識別できる。 【生息環境】 河川の中流から下流にかけての淵や平野部の池沼に生息する。近縁種のカワムツよりもさらに流れの緩い場所を好む。 【分布状況】 日本固有種。東海地方、濃尾平野、琵琶湖水系、山陽地方、四国北部、九州北部に分布する。県内では、飛騨地域での生息記録はない。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>
ウシモツゴ <i>Pseudorasbora pumila subsp.</i> コイ目 コイ科 環境省：絶滅危惧ⅠA類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 全長 6 cm で側線は不完全で胸鰭上方までしか達しない。雌雄とも体側の縦帯がないか、あっても不明瞭である。産卵期の雄は、黒ずんだ体色となり、頭部に追星が出る。 【生息環境】 山地が迫ったため池、平野部のため池、流れの緩い用水路に生息する。モツゴよりも深い場所に生息するとされている。 【分布状況】 当県、愛知県、三重県に生息するが、その分布は極めて局所的である。国外からの報告はない。飛騨地方には生息しない。県内での生息地は非公表とする。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>
イトモロコ <i>Squalidus gracilis gracilis</i> コイ目 コイ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 6 cm で側線鱗は他の鱗より幅が広く、側線の上下に三角形の暗色斑がある。産卵期の雄には胸鰭に追星がでる。一対の口髭がある。 【生息環境】 河川の中下流域や、用水路の流れの緩やかな砂底、砂礫底に生息する。主として底層を遊泳する。 【分布状況】 濃尾平野以西の本州、四国北東部、九州北西部、老岐島、五島列島に分布する。国外には生息しない。県内では、美濃地方に生息する。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>
ヤリタナゴ <i>Tanakia lanceolata</i> コイ目 コイ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 タナゴ類の中では体高が低い。長い一対の口髭を持つ。肩の暗色斑はなく、体側の暗色縦条も不鮮明である。産卵期の雄は体側前半部が赤紅色を帯びる。 【生息環境】 平野部の細流や用水路などのやや流れのある場所を好むが、池沼の沈礁や杭などの周辺にも生息する。 【分布状況】 北海道と南九州をのぞく各地に分布する。国外では朝鮮半島に分布する。県内では美濃地方の平野部各地の小河川や水路に分布する。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域、武芸川地域>
アブラボテ <i>Tanakia limbata</i> コイ目 コイ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体高は比較的高く、側扁する。一対の口髭を持つ。肩部の斑紋と体側の縦条はない。体は幼魚時から黒ずみ、他種との識別は容易である。産卵期の雄は体側が暗黄緑褐色になる。 【生息環境】 水のきれいな平野部の中小河川や、本流から引かれた灌漑用水路などに生息する。池や湖などの静水域には普通生息しない。 【分布状況】 濃尾平野以西の本州、淡路島、四国瀬戸内海側、鹿児島県北西部までの九州に分布する。日本海側では京都府由良川水系と島根県江の川水系に不連続分布する。県内では美濃地方の平野部に分布する。 <関市内で生息の可能性のある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域>

魚類

トウカイコガタス ジシマドジョウ <i>Cobitis minamorii tokaiensis</i> コイ目 ドジョウ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類	【形態の特徴】 体長は 10cm ほどで、口元に、6 本の口ひげがあります。体側に筋状の模様があり、斑点状の多種のどじょうと区別できます。藻類や水生昆虫を食べる雑食性です。 【生息環境】 砂泥底の小川や農業用水路などに生息。河川本流には少ない。産卵は水田で行われる。雑食性。 【分布状況】 近年の研究で本種は大型種、中型種、小型種の 3 種に区分され小型種はさらに 8 型に区分される。このうち県下は静岡県太田川～三重県宮川までの東海地方に分布域をもつ小型種東海型の分布域とされ、木曽三川流域の中・下流部で確認記録がある。しかしながら、県下ではアユの種苗などに混入して移入したと考えられる琵琶湖産の大型種もあり、過去の記録ではこれらが明確に区分されていないため、本来の生息種である「小型種東海型」の【分布状況】は詳しく分かっていないのが現状である。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域＞
ホトケドジョウ <i>Lefua echigonia</i> コイ目 ドジョウ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 8cm 程度まで成長する。体は円筒形で細長く、頭部は縦扁する。口髭は 4 対で、3 対は上唇に、1 対は鼻孔から発達する。側線は発達せず、鱗は楕円形で大きい。 【生息環境】 平野部や丘陵地帯の最奥部の山が迫った場所にある谷や用水路などに生息する。流れが緩やかで、底質が泥の場所に多い。 【分布状況】 日本固有種。青森県・中国地方西部を除く本州、四国東部に分布する。揖斐川、長良川、土岐川の各水系の平野部および丘陵地帯の奥まった場所にある水路では多くの場所で生息が確認される。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域＞
アジメドジョウ <i>Niwaella delicata</i> コイ目 ドジョウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長は約 10cm で、他のドジョウと比べ体形は細い。シマドジョウに似ているが、目を通る線状の模様がいないことで見分けられる。体側中央から背面にかけて暗色の虫食い状の斑紋が入る。生息地域や個体によって変異が多い。雲状や点列になることもある。腹側は白色である。 【生息環境】 底質が礫の河川の上、中流域に生息する。冬季になると伏流の水底に潜り越冬する。食性は雑食で、主に藻類等を食べる。 【分布状況】 木曽三川流域の底質が礫の河川の上、中流域に生息する。冬季になると伏流の水底に潜り越冬する。食性は雑食で、主に藻類等を食べる。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：全域＞
ネコギギ <i>Pseudobagrus ichikawai</i> ナマズ目 ギギ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 全長 12cm で尾鰭後縁の切れ込みは深い。近縁種のギギと比較して、尾柄高が高く体長の 9.0～13.1% で、臀鰭の条数が少ない。雄が雌よりも大きい。 【生息環境】 清澄な河川の中流の緩流域、大岩・浮き石の下や、川岸の洞（うろ）など入り組んだ場所に潜む。 【分布状況】 日本固有種。当県、三重県、愛知県の伊勢湾および三河湾に注ぐ河川の中流域のみに分布するが、各河川での生息場所の範囲は狭く分布は局所的である。県内では、揖斐川、長良川、木曽川に分布する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞
アカザ <i>Liobagrus reinii</i> ナマズ目 アカザ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長は 10cm ほどで、体色はやや赤色がかかるが地域変異が大きい。同じナマズ目のギギやキバチに似るが、他種と比べて頭部が小さく側線が胸鰭の後ろ近辺までしかないという違いがある。口ひげは上顎に 2 対、下顎に 2 対の計 8 本である。胸鰭に 1 本ずつ、背鰭に 1 本の刺条を持つ。刺条には毒腺があり、刺されると痛む。背鰭の後部には脂鰭がある。 【生息環境】 水のきれいな川に生息する。岩場の隙間などに隠れることが多く、夜間や水の濁った時に活動し、主に水生昆虫を捕食する。 【分布状況】 日本固有種で、秋田県、宮城県以南の本州と四国、九州に分布する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞

魚類

サツキマス (アマゴ) <i>Oncorhynchus masou ishikawae</i> サケ目 サケ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 降海型では 25-50cm、河川残留型では 20-25cm で、サクラマス（ヤマメ）とは異なり、体側に明瞭な朱紅点を持つ。降海型のサツキマスには雌が多い。 【生息環境】 降海型のサツキマスは上流域（渓流域）まで遡上し、産卵できる流域全体が自然豊かな河川に生息する。河川残留型のアマゴは河川上流域に限り生息する。 【分布状況】 神奈川県以西の本州の太平洋側、四国、大分県以北の九州瀬戸内海側に分布する。国外には生息しない。県内では、長良川、木曽川、揖斐川に生息する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域＞
ニホンメダカ <i>Oryzias latipes</i> (キタノメダカ) <i>Oryzias sakaizumii</i> (ミナミメダカ) ダツ目 メダカ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 ニホンメダカは、ダツ目 メダカ科（アドリアニクチス科）に属する魚。体長 4cm 程の淡水魚。目が大きく、頭部の上端から飛び出していることが、名前の由来になっている。側線はなく、背びれはかなり後ろにあり、腹びれの前端より後ろ。腹びれは前後に長い。 【生息環境】 流れのゆるい小川や水路などに生息し、動物プランクトンなどを食べる。 【分布状況】 シーボルトによって、1823年に初めて報告され、日本全域に棲息する最も小さな淡水魚である。遺伝的グループとして北日本集団と南日本集団に大別される。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域＞
カマキリ (アユカケ) <i>Cottus kazika</i> スズキ目 カジカ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 20cm で、体はずんぐりし、頭が大きく、体に鱗はない。口蓋骨に歯がある。体側に 4 本の暗色帯、鰓蓋後縁の棘は 4 本ある。 【生息環境】 稚魚期以降は礫の多い河川の中流域の瀬で底生生活する。繁殖は沿岸海域で行う。孵化仔魚は海域で生活する。 【分布状況】 日本固有種。大平洋側では茨城県、日本海側では秋田県以南の本州、四国、九州に分布する。県内では長良川水系及び揖斐川水系の中流域に分布する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域＞
カジカ小卵型 <i>Cottus reinii</i> スズキ目 カジカ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 17cm で体はずんぐりし、鱗はない。大きな胸鰭の軟条数は 15～17 本で体側に 4、5 本の暗色斑がある。鰓蓋後縁の棘は 1 本である。 【生息環境】 稚魚期以降は礫の多い河川中流域で底生生活し、そこで繁殖する。孵化仔魚は沿岸海域で浮遊生活する。 【分布状況】 日本固有種。本州と四国の太平洋側に流入する河川に分布する。県内では長良川及び揖斐川水系に分布する。仔魚は河口の沿岸付近に、稚魚期から成魚は河川の中流域に分布する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域＞
ドンコ <i>Odontobutis obscura</i> スズキ目 ドンコ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長は 15cm 程度で体はずんぐりして頭部はやや縦扁、尾部は側扁する。体は鱗に覆われ、体色は暗色で、第 1 背鰭と第 2 背鰭の下方に黒色斑がある。 【生息環境】 平野部や丘陵地帯を流れる小河川やため池に生息する。底質が泥で岸に植物が繁茂する場所で生育し、大きめの礫が多い場所で繁殖する。 【分布状況】 愛知・新潟以西の本州、四国、九州に分布する。国外では中国大陸南部の内陸地域に分布する。県内では長良川と揖斐川水系の支流に生息する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域＞

魚類

オオヨシノボリ <i>Rhinogobius sp. LD</i> スズキ目 ハゼ科	【形態の特徴】 全長 10cm 程度に成長し、日本産ヨシノボリ類としては大型である。胸鰭の根元に明瞭な黒色斑が 1 個ある。産卵期の雄は全身が黒くなる。 【生息環境】 大河川の中流域や上流域に生息する傾向にある。早瀬や淵頭の急流に生息するとされるが、本流に注ぐ小さな河川のような流れの緩い場所にも生息する。 【分布状況】 本州・四国・九州に分布する。国外からは知られていない。県内では、これまで長良川にのみ記録があったが、岐阜県博物館に木曽川水系産の標本が収蔵されており、2008 年の岐阜県レッドリスト調査において土岐川水系でも確認された。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域＞
トウカイヨシノボリ <i>Rhinogobius sp. TO</i> スズキ目 ハゼ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 全長 5 cm 程度で、前鰓蓋管がないことで他の日本産ヨシノボリ属と区別される。体色は褐色でやや不定型の斑紋があり、雄の喉部は橙色になる。 【生息環境】 ため池や流れのゆるい泥底の水路に生息する。ため池などから流下した個体が流れのある河川で採集されることがあるが、主たる生息地は止水域である。 【分布状況】 2005 年に報告された東海地方固有種である。当県、愛知県、三重県に分布する。県内では美濃地方の平野部から中山間地に分布する。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：武芸川地域、関地域、武儀地域＞

昆虫類

アオハダトンボ <i>Calopterys japonica</i> トンボ目 カワトンボ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅の長さ 36mm 前後のトンボである。体の色は緑色で強い金属光沢があり輝いている。翅は透明ではなく黒褐色で腹長は 44mm 前後である。 【生息環境】 主に平地や丘陵地の水生植物が繁茂する小河川に生息し、水質が清浄な水域にのみ生息する。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布する。国外ではヨーロッパからシベリアを経て朝鮮半島、中国東北部に分布する。県内では美濃地方の岐阜市、関市、美濃市、本巣市などに確認記録がある。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域>
フタスジサナエ <i>Trigomphus interruptus</i> トンボ目 サナエトンボ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 腹長は 32～35mm で、オグマサナエやメガネサナエに似るが、胸の横の黒条が 2 本あることが識別点である。 【生息環境】 平地から丘陵地にかけての古い溜池で見られる。平地や台地にある浅い池沼や水田など、止水域に生息する。 【分布状況】 日本固有種。本州中部から四国、九州南部にかけて分布している。しかし、分布は一様ではなく、山陰地方や九州では大きな空白地帯がある。県内では、美濃市、加茂郡などで確認記録がある。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域、武芸川地域>
マイコアカネ <i>Sympetrum kunkeli</i> トンボ目 トンボ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅の長さ 25mm 前後のトンボである。いわゆる赤トンボと呼ばれるトンボの仲間、体は橙色である。顔面は黄白色で 2 つの黒い眉斑がある。腹長は 24mm 前後である。 【生息環境】 丘陵帯の低地や丘陵地の抽水植物の繁茂した腐植栄養型の池沼や湿地に生息する。海岸沿いの汽水沼にも見られる。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布する。国外では朝鮮半島、中国東北部などに分布する。県内では美濃地方の海津市海津町、笠松町、岐阜市、関市などに確認記録がある。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>
ヒメハルゼミ <i>Euterpnosia chibensis chibensis</i> カメムシ目 セミ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体長 25mm 前後の小さなセミで、全体が緑色で黒斑と緑褐色斑が混じるが、腹部は褐色である。雌の産卵管は長く後方に突出している。 【生息環境】 丘陵帯の沿岸地から低山地の常緑広葉樹林などの樹林に生息する。樹齢の高い薄暗い林に多く見られる。 【分布状況】 日本固有種。本州、四国、九州、屋久島、奄美大島などに分布する。県内では揖斐川町谷汲、本巣市根尾、郡上市八幡町、美濃市、多治見市などに確認記録があり、美濃地方の丘陵地～低山地に局地的な生息場所が知られている。 <関市内で生息の可能性のある地域：洞戸地域、武芸川地域、関地域、武儀地域>
タガメ <i>Lethocerus deyrollei</i> カメムシ目 コオイムシ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 45～65mm 前後になる大型の水生昆虫で、体は褐色である。前足は腕の部分が太く先には鋭いつめがある。口はセミのような細長い棒状である。 【生息環境】 低地～丘陵地にある水生植物が繁茂した池沼、水田、用水路などに生息。特に本種は肉食性なので獲物が獲りやすい止水域に多い。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布する。国外では朝鮮半島、中国、インドなどに分布する。県内では各務原市、可児市、関市、岐阜市に確認記録がある。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域>

昆虫類

ヒメタイコウチ <i>Nepa hoffmanni</i> カメムシ目 タイコウチ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 全長 20mm 前後で、体は黒褐色である。前足は腕の部分が太く先には鋭いつめがある。口はセミのように細長い棒状である。体の後ろについている呼吸管は長い。 【生息環境】 水生昆虫で湿地に生息するが、生息場所は湧水付近のコケの間や、水深の浅い湿地や小さな水路の落葉間や水草の根ぎわなどである。 【分布状況】 東海地方と兵庫県の限られた狭い範囲に分布する。国外では中国、朝鮮半島、ロシアに分布する。県内では美濃地方の各務原市、関市、多治見市、土岐市、恵那市、瑞浪市などに確認記録が見られ、主として東濃地域に分布する。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：関地域＞
ミヤマチャバネセセリ <i>Pelopidas jansonis</i> チョウ目 セセリチョウ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ 33mm 前後の蝶である。翅の表面の地色は黒褐色、裏面は黄褐色で、全後翅ともに白色の斑紋がある。本種では後翅裏面の基部近くに明瞭な白紋がある。 【生息環境】 適度に起伏がある地形で、山道、小溪谷、耕作地などが草地と混在する明るい環境に生息する。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布する。国外では朝鮮半島、中国北東部、ロシアのアムール地方に分布する。県内では産地は広く散在するが、生息地は狭く限られている。どこかの産地でもそれほど生息数は多くない。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、洞戸地域＞
スジグロチャバネセセリ <i>Thymelicus leoninus leoninus</i> チョウ目 セセリチョウ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ 25mm 前後の蝶である。翅の色は黄褐色で縁は黒褐色である。近似種にヘリグロチャバネセセリがある。 【生息環境】 草原に樹林が混在する環境を好み、疎林、高原の別荘地の庭や道路沿いに生息する。草原の中央部より林縁部に集中する傾向がある。 【分布状況】 北海道、本州、九州に分布する。種としては朝鮮半島、中国大陸、ロシア・アムール地方などに分布する。県内では山地帯に点在して確認記録がある。飛騨地方に多くの産地がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、洞戸地域＞
ヘリグロチャバネセセリ <i>Thymelicus sylvaticus sylvaticus</i> チョウ目 セセリチョウ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ 25mm 前後の蝶。翅の色は黄褐色で縁は黒褐色。近似種にスジグロチャバネセセリがある。 【生息環境】 丘陵帯～山地帯の日当たりのよい山地の草原などに生息する。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州に分布。国外では朝鮮半島、中国大陸、ロシア・アムール地方などに分布。県内では飛騨地方の高根村、朝日村、高山市、久々野町、宮村や美濃地方の可児市などに確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：関地域、武儀地域＞
ミドリシジミ <i>Neozephyrus japonicus</i> チョウ目 シジミチョウ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ約 35mm の蝶である。雄の翅表は金属光沢のある緑色、雌は黒褐色で橙色、青紫色の斑紋の現われ方の組み合わせで 4 型に分かれる。後翅端に尾状突起がある。 【生息環境】 食草ハンノキの自生する湿地に群れをなして生息することが多いが、山地では必ずしも湿地に生息するとは限らない。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州および周辺離島に分布する。国外ではロシア極東、朝鮮半島、中国東北部に分布する。県内では、ほぼ全域に生息地が知られる。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：市全域＞

昆虫類

フジミドリシジミ <i>Sibatanoizephyrus fujisanus</i> チョウ目 シジミチョウ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた大きさは約 33mm で雄の翅表には薄い青緑色の金属光沢がある。裏は雌雄とも灰色が基調だが、帯状紋が他のミドリシジミ類と明らかに異なり区別は容易である。 【生息環境】 一般的に標高 1000m 前後のブナ林に生息するが、東濃地域ではイヌブナからも卵が確認されている。 【分布状況】 日本固有種。北海道から本種、四国、九州まで分布する。県内では、北アルプス山系、白山山系、伊吹山系を中心に分布するが、いずれも山深い原生林である。 < 関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、洞戸地域 >
ギフチョウ <i>Luehdorfia japonica</i> チョウ目 アゲハチョウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ 50mm 前後の蝶で、翅全体が黄と黒の縞のだんだら模様となっており、後翅に赤・橙・青の斑紋がある。 【生息環境】 低地から亜高山下部までの山地の広葉樹林に生息し、早春の日当たりの良い環境を好む。 【分布状況】 国内では北海道から本州中部にかけて分布する。国外ではシベリア東部から朝鮮半島に分布する。県内では高山市奥飛騨温泉郷で記録がある。当県は本種の国内分布の西限とされる。 < 関市内で生息の可能性がある地域：市全域 >
ツマグロキチョウ <i>Eurema laeta bethesaba</i> チョウ目 シロチョウ科 環境省：絶滅危惧ⅠB類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 翅を広げた大きさ 35mm 前後の蝶である。翅の色は黄色で前翅の縁には帯状に黒色の斑紋がある。キチョウに似ているが、より小型で前翅の先が角張っている。 【生息環境】 丘陵帯の河川の堤防や河原、田畑のあぜ道や路傍など背丈の低い草地に生息する。近年、造成地などの人工法面などにも発生している。 【分布状況】 日本固有亜種。本州、四国、九州に分布する。県内では美濃地方の低地～丘陵地に確認記録が多い。また、2005 年以降、多治見市～可児市にかけて造成地の人工法面などに、外来種のマメ科植物を食草とした本種が少数採集されている。 < 関市内で生息の可能性がある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域 >
クワトゲエダシャク <i>Apochima excavata</i> チョウ目 シャクガ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 翅を広げた長さ 39～41mm の蛾である。体は毛に被われ、細長い翅には灰褐色の地色に白い筋状の紋がある。 【生息環境】 桑畑やクワが手入れをされずに放置されたかつての桑畑、およびクワが自生する丘陵地や河川敷などの明るい解放地に生息する。 【分布状況】 北海道、本州、九州に局地的に産し、隣県では長野、愛知に記録がある。国外では朝鮮に分布する。県内では岐阜市、山県市、各務原市で確認されている。 < 関市内で生息の可能性がある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域 >
タケウチエダシャク <i>Biston takeuchii</i> チョウ目 シャクガ科	【形態の特徴】 翅を広げた長さ 65～71mm の大型の蛾である。翅は淡褐色で黒い筋状の紋がある。 【生息環境】 低山地から山地帯にかけて、サクラ類の自生する落葉広葉樹林に生息する。人為的なソメイヨシノの並木からも発生する。 【分布状況】 本州、四国、九州に分布する。隣県では愛知、長野に記録がある。県内では高山市、山県市、下呂市、関市や可児郡などに記録がある。 < 関市内で生息の可能性がある地域：市全域 >

昆虫類

シロオビコバネナミシヤク <i>Neopachrophilla albida</i> チョウ目 シヤクガ科	【形態の特徴】 翅を広げた長さ 65～71mm の大型の蛾である。翅は淡褐色で黒い筋状の紋がある。 【生息環境】 ブナやミズナラなどを主体とした自然度の高い落葉広葉樹林に生息する。やや標高の高い溪谷沿いなどに生息する。 【分布状況】 本州、四国に分布する。隣県では福井、石川、長野に記録がある。県内では高山市、飛騨市、白川村、郡上市、本巢市、関市などで生息が確認されている。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞
エゾスジヨトウ <i>Doerriesa crambiformis</i> チョウ目 ヤガ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 翅を広げた大きさが 23～30mm の蛾である。前翅は黄褐色をした湿地の蛾特有の色彩で白色の筋が入る。後翅は一様に白色である。 【生息環境】 丘陵帯や山地帯の湿地や草原に生息する。限定された環境に生息し、局地的な発生である。 【分布状況】 北海道、本州中部・北部に分布する。近年、愛知県などでも記録が出ている。県内では美濃地方の美濃市、瑞浪市に確認記録があるのみであるが、綿密な調査を行えばさらに分布域は拡大するであろう。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、洞戸地域、上之保地域＞
ゲンゴロウ <i>Cybister japonicus</i> コウチュウ目 ゲンゴロウ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 体長 35mm 前後で、上翅側縁に黄色条があり、体下面は黄色である。中後肢は遊泳に適した形態となる。 【生息環境】 1 年中水が涸れず水生植物が豊富で、大型魚類やアメリカザリガニがいない池沼に生息する。 【分布状況】 北海道、本州、四国、九州地方に分布する。国外では朝鮮半島、シベリア、中国、台湾に分布することが知られている。県内では、関市、郡上市白鳥町、恵那市で確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞
コクロオバボタル <i>Lucidina okadai</i> コウチュウ目 ホタル科 環境省：絶滅危惧ⅠB 類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 体長 7 mm 前後のホタル。体は黒褐色であるが、前胸背には橙色の斑紋のあるものとないものがある。 【生息環境】 低地～丘陵地にある湿地や、その周辺の土壌湿度の高い草地や林縁部に生息している。 【分布状況】 日本固有種。本州中部地方の岐阜県と三重県から確認されているのみ。県内では岐阜市、土岐市、関市、高山市で確認されている。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域、武芸川地域、武儀地域＞
ヨツボシカミキリ <i>Stenygrinum quadrinotatum</i> コウチュウ目 カミキリムシ科 環境省：絶滅危惧ⅠB 類	【形態の特徴】 体長 8～14mm。体は赤褐色で、上翅中央部に 2 対の白紋がある。 【生息環境】 コナラ、クリ、ミズナラなどの広葉樹林。特に中山間地の雑木林。 【分布状況】 国内では本州、四国、九州、沖縄、国外では台湾に分布。県内では岐阜市、大垣市、各務原市、美濃市、関市、白川町、富加町などに確認記録がある。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：関地域、武儀地域＞
トラフカミキリ <i>Xylotrechus chinensis</i> コウチュウ目 カミキリムシ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 体長 17～26mm の甲虫で、黄色と黒の縞模様でありスズメバチによく似ている。前胸は大きく膨れ、頭が小さい。触覚は短く脚が長いのが特徴である。 【生息環境】 クワの生木およびその周辺に生息する。かつて各地にあった養蚕用の桑畑は格好のすみかであった。 【分布状況】 国内では北海道から沖縄県までの日本全国に分布する。国外では台湾、朝鮮、中国に分布する。県内では高山市、飛騨市、下呂市、郡上市、美濃市ほか多数の確認記録がある。しかし、最近の記録は少ない。 ＜関市内で生息の可能性がある地域：市全域＞

貝類

ベニゴマオカタニシ <i>Georissa shikokuensis</i> アマオブネガイ目 ゴマオカタニシ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 殻の高さ約 2 mm のごま粒のような小さい陸産巻貝である。色は赤褐色で、革質の蓋がある。 【生息環境】 石灰岩地帯の沢筋や山腹斜面地で、石灰岩質の湿った礫の多い場所に生息する。(石灰岩地固有種。) 【分布状況】 本州、四国、九州に分布する。県内では美濃地方の大垣市、養老町、揖斐川町、山県市、郡上市、美濃市、関市などの石灰岩分布地域で確認の記録がある。 <関市内で生息の可能性がある地域：板取地域、洞戸地域、武芸川地域、関地域、武儀地域>
マルタニシ <i>Cipangopaludina chinensis laeta</i> ニナ目 タニシ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻の高さ 60mm、直径 47mm 程になる丸くくびれた淡水産巻貝である。色は暗緑褐色でにぶい光沢がある。殻口外唇はやや厚くわずかに広がって漆黒色になる。 【生息環境】 冬季、極端に乾燥したり凍結したりしない暖地の平野部の水田や浅い池沼、流の緩やかな小河川の泥底に生息する。 【分布状況】 全国に分布する。国外では朝鮮半島に分布する。県内では海津市、大垣市、羽島市、岐阜市、美濃加茂市、関市、中津川市、高山市、飛騨市、輪之内町、養老町、垂井町、池田町、大野町、揖斐川町などに記録があるが、個体数は少ない。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
ヤママメタニシ <i>Blanfordia integra</i> ニナ目 イツマデガイ (カヤマガイ) 科 環境省：絶滅危惧Ⅰ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 殻の高さ約 4mm の小型陸産巻貝である。殻は卵状の円錐形で、色は灰褐色である。薄くてつぶれやすい。螺旋の数は 5 層である。 【生息環境】 石灰岩が分布する山地の沢筋に生息し、湿った礫や落葉の多い場所などに見られる。伊吹山では、山頂近くの低木帯の小さい礫や落葉下に生息する。 【分布状況】 日本固有種。本州の秋田県～島根県の主として日本海側に分布する。県内では美濃地方の揖斐川町、垂井町、本巣市、山県市で確認記録がある。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>
クロダカワニナ <i>Semisulcospira kurodai</i> ニナ目 カワニナ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻の高さ 40mm 程になる淡水産巻貝である。殻は黒っぽい汚れをとると黄緑褐色で暗褐色の色帯を示すことがある。カワニナや巻筋の多いチリメンカワニナより細長い。 【生息環境】 流れが緩やかな河川の中流にあるダム湖や下流の浅い泥底に生息する。ため池などでも、比較的浅い岸に近い場所の泥底に生息している。 【分布状況】 静岡県～広島県に局地的に分布する。県内では、関市、川辺町、笠松町、羽島市、海津市など木曾三川の中・下流域で確認記録があり、分布域は美濃地方の低地に限られる。当県は分布の北東限にあたる。 <関市内で生息の可能性がある地域：関地域>
オオコウラナメクジ <i>Nipponarion carinatus</i> マイマイ目 オオコウラナメクジ科 環境省：準絶滅危惧	【形態の特徴】 軟体は褐色でこうら部分と腹足面を除けば、全体に淡色の小斑紋に覆われる体長 35mm 程のなめくじ形陸産貝類である。体の 1／3 を占めるこうら部分から覗く頭部は黒い。こうら部分の後方は尾端まで著しい稜角になる。 【生息環境】 落葉林内の林床に生息する。石灰岩地域での確認例が多い。 【分布状況】 山形県以南～四国、九州にまで分布するが個体数は多くない。県内では飛騨市、高山市、郡上市、七宗町、山県市、本巣市、揖斐川町、垂井町、大垣市、関市で確認されている。 <関市内で生息の可能性がある地域：市全域>

貝類

ミドリベッコウ <i>Bekkochlamys kagaensis</i> マイマイ目 ベッコウマイマイ科	【形態の特徴】 殻は薄く半透明で、高さ 11mm、直径 16mm 程の偏球形をした陸産巻貝である。色は緑味のある黄褐色で光沢が強い。 【生息環境】 良く保全された自然度の高い落葉広葉樹林の林内や林縁の朽木や落葉の下など湿度の高い場所に生息する。 【分布状況】 本州中部に分布し、当県と隣接する福井、石川、長野と静岡の各県に分布している。県内では美濃地方の平野部を除けば全県的に確認記録がある。東部では愛知県境でも記録されている。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>
レンズガイ <i>Otiosiopsis japonica</i> マイマイ目 ベッコウマイマイ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 殻はうすく半透明な凸レンズ形で、直径 13mm になる陸産巻貝である。色は淡い黄褐色で、周縁の竜骨は鋭い。 【生息環境】 城跡や歴史的に古い神社、仏閣にあるツブラジイ、アラカシなどの常緑広葉樹林の周辺に生息する。 【分布状況】 本州の千葉、神奈川、山梨、静岡、福井、兵庫、島根と九州の大分、熊本、宮崎、鹿児島各県に分布地が点在する。県内では、美濃市、揖斐川町で確認記録があるが、1979 年 7 月揖斐川町（旧谷汲村地域）で確認以後の記録がない。 <関市内で生息の可能性のある地域：関地域、武芸川地域>
コシタカコベソマイマイ <i>Satsuma fusca</i> マイマイ目 ニッポンマイマイ（ナバンマイイ）科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻の高さ 40mm、直径 44mm 程になる大型陸産巻貝である。色は赤褐色～淡黄褐色で周囲に濃い色帯がある。殻口外唇はやや厚く赤紫色になる。 【生息環境】 アカマツの混じる、コナラ林からミズナラやブナ林の広がる温帯落葉広葉樹林の林床に生息する。 【分布状況】 近畿北部～北陸、中部地方に分布する。県内では、中津川市、白川町、本巣市、関市、大垣市、垂井町、揖斐川町、郡上市、下呂市、高山市、白川村、飛騨市で確認記録がある。分布は広範囲であるが、個体数は少ない。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>
ヤマタカマイマイ <i>Satsuma papilliformis</i> マイマイ目 ニッポンマイマイ（ナバンマイイ）科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻の高さ 31mm、直径 25mm 程になる卵形の陸産巻貝である。色は淡黄褐色で周囲に細い淡い茶褐色の線があることが多い。殻口外唇は広がって乳白色になる。 【生息環境】 自然度の高い林内や川沿いの朽木や落葉の下など湿度の高い場所に生息する。石灰岩分布地域では比較的個体数が多い。 【分布状況】 本州の長野県中南部から北陸、近畿、中国中北部に広がって広島県東部に分布する。県内では美濃市、本巣市、山県市、大垣市、垂井町、揖斐川町、池田町、郡上市、関市、八百津町、白川村、高山市、飛騨市などに確認記録がある。 <関市内で生息の可能性のある地域：市全域>
ハクサンマイマイ <i>Euhadra latispira</i> <i>latispira</i> マイマイ目 オナジマイマイ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 殻の直径 50mm になる陸産巻貝である。殻は光沢が強く、色は黄褐色～濃赤褐色で、茶褐色の筋があることが多い。軟体の背面に黒い色帯が見られる。 【生息環境】 ブナ帯上部から亜高山帯のダケカンバ、チシマザサ、シシウドの群落地域にかけて生息する。 【分布状況】 日本固有種。この原種は主として白山山系に分布する。石川県、福井県などで確認記録がある。県内では白川村、本巣市、揖斐川町などの県境一帯に分布している。 <関市内で生息の可能性のある地域：板取地域、上之保地域>

貝類

ナミマイマイ <i>Euhadra sandai communis</i> マイマイ目 オナジマイマイ科 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻長 4 cm 程度の大型種である。別系統のヒラマイマイと非常に近似しているが、軟体部に濃褐色の太い縦線があるので区別できる。 【生息環境】 良く保全された自然度の高い林内の朽木や落葉の下など湿度の高い場所に潜んでいる。 【分布状況】 主として滋賀県から兵庫県にかけての近畿地方に分布する。県内では美濃地方の大垣市、富加町で確認記録があり、分布域は濃尾平野の低地に限定するものと考えられる。 < 関市内で生息の可能性のある地域：関地域 >
ヒルゲンドルフマイマイ <i>Trishoplita hilgendorfi</i> マイマイ目 オナジマイマイ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻の高さ 8 mm、直径 11mm 程になる陸産巻貝である。色は赤褐色～黄褐色で鈍い光沢がある。殻口外唇はやや厚く広がって淡色になる。 【生息環境】 石灰岩地域の高茎草原や夏季は涼しくて湿り気がある落葉広葉樹林帯の林縁草地に見られることが多い。 【分布状況】 滋賀県東部、三重県北部、当県中・西部に分布する。県内では美濃市、本巣市、山県市、関市、大垣市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町、郡上市などに確認記録がある。 < 関市内で生息の可能性のある地域：武芸川地域、関地域 >
オバエボシガイ <i>Inversidens brandti</i> イシガイ目 イシガイ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅰ類	【形態の特徴】 日本産イシガイ科貝類としては最も小型種で殻長は約 5 cm、輪郭は方形に近い。殻頂付近には弱い縮緬状の彫刻がある。収足筋痕は前閉殻筋痕とつながる。 ※関市に生息しているのはオリエボシガイあり、オバエボシガイの亜種である。環境省レッドリストではオリエボシを亜種として区分しておらず、ここではオバエボシガイと記載する。 【生息環境】 本種の属するイシガイ科貝類は河川の下流域や平野部の用水路などの緩やかな流れで、水量が多く、水質の良い砂泥底を生息場所としている。 【分布状況】 日本固有種。当県より西の本州から九州に分布する。本種の属するイシガイ科貝類全般の分布域が著しく減少しており、特に水質の良い場所を生息場所とする本種の分布域は非常に減少している。 < 関市内で生息の可能性のある地域：関地域 >
トンガリササノハガイ <i>Lanceolaria grayana</i> イシガイ目 イシガイ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 日本産イシガイ科貝類としては大型で殻長は 15cm に成長する個体もある。また特に湖沼産の個体は大型になる。殻長に比べて殻高が著しく小さく細長く、後端はとがる。 【生息環境】 本種の属するイシガイ科貝類は河川の下流域や平野部の用水路などの緩やかな流れで、水量が多く、水質の良い砂泥底を生息場所としている。 【分布状況】 日本固有種。愛知県以西の本州から四国、九州に分布する。本種の属するイシガイ科貝類全般の分布域が著しく減少している。比較的普通に見られた本種の生息場所も近年著しく狭められている。 < 関市内で生息の可能性のある地域：関地域 >
カタハガイ <i>Obovalis omiensis</i> イシガイ目 イシガイ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 日本産イシガイ科貝類としては中型で殻長は約 8 cm、左右両殻ともやや強い三角形の 1 主歯を持つが後側歯はない。この特徴が片歯（かたは）という和名の由来である。 【生息環境】 本種の属するイシガイ科貝類は河川の下流域や平野部の用水路などの緩やかな流れで底質が砂泥底で水質の良い場所を生息場所としている。 【分布状況】 日本固有種。当県以西の本州から九州に分布する。本種の属するイシガイ科貝類全般の分布域が著しく減少しており、特に水質の良い場所を生息場所とする本種の分布域は非常に減少している。 < 関市内で生息の可能性のある地域：関地域 >

貝類

マツカサガイ <i>Pronodularia japonensis</i> イシガイ目 イシガイ科 環境省：準絶滅危惧 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 日本産イシガイ科貝類としては中型で殻長は約 5 cm であるが、湖沼産の個体は大型になる。殻長に比べて殻高がやや小さく楕円形で、殻のほぼ全面に強いさざ波状の彫刻がある。 【生息環境】 本種の属するイシガイ科貝類は河川の下流域や平野部の用水路などの緩やかな流れで、水量が多く、水質の良い砂泥底を生息場所としている。 【分布状況】 日本固有種。北海道から本州、四国、九州にかけて分布する。本種の属するイシガイ科貝類全般の分布域が著しく減少している。比較的普通に見られた本種の生息場所も近年著しく狭められている。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：関地域＞
イシガイ <i>Unio douglasiae nipponensis</i> イシガイ目 イシガイ科 岐阜県：絶滅危惧Ⅱ類	【形態の特徴】 日本産イシガイ科貝類としては中型、殻長は約 8 cm であるが、湖沼産の個体は大型になる。殻長に比べて殻高が小さく細長い方形で、殻頂部分には弱いさざ波状の彫刻がある。 【生息環境】 本種の属するイシガイ科貝類は河川の下流域や平野部の用水路などの緩やかな流れで、水量が多く、水質の良い砂泥底を生息場所としている。 【分布状況】 日本固有種。北海道から本州、四国、九州にかけて分布する。本種の属するイシガイ科貝類全般の分布域が著しく減少している。比較的普通に見られた本種の生息場所も近年著しく狭められている。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：関地域＞
マシジミ <i>Corbicula leana</i> マルスダレガイ目 シジミ科 環境省：絶滅危惧Ⅱ類 岐阜県：準絶滅危惧	【形態の特徴】 殻長 30mm 程度の三角形に近い形をした二枚貝である。殻表の成長脈はやや荒く、殻の色彩は黄褐色から黒色である。 【生息環境】 丘陵部から平野部の河川中・下流域の本流から支流、用水路、湖沼の砂泥底に生息する。 【分布状況】 日本固有種。東北から九州に分布する。カネツケシジミを含むタイワンシジミ類が日本に移入、定着した例は、1985 年岡山県で最初に確認され、その後兵庫県など西日本において報告されている。 ＜関市内で生息の可能性のある地域：関地域＞

用語解説

環境全般

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。家庭から出る廃棄物のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目について、排出者（使用者）、小売業者、製造業者の三者が役割を分担し、冷媒用フロンや部品を回収し、リサイクルすることが義務づけられた。平成13年4月1日より本格施行。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。平成25年4月1日より施行。

【地球サミット】

正式名称は「環境と開発に関する国際連合会議」。1992年6月3日から14日にかけて、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された。180カ国の政府代表者のほか、産業団体や市民団体などのNGOも参加し、のべ参加人数は4万人を超えた。

【COP】

COP Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。

【特定外来生物】

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。飼育や栽培、保管や運搬、販売、野外へ放つなどの行為を禁止されており、違反には罰則がある。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【ISO14001（環境マネジメントシステム）】

国際標準化機構（International Organization for Standardization：略称

ISO) が定めた、環境マネジメントシステムを構築し、事業活動が環境に及ぼす影響について継続的な改善を進めていくための国際規格。ISOから承認を受けた認証機関が企業や自治体などに認証を与えるが、定期的な点検が義務付けられる。

【環境マネジメント】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

環境汚染、公害等

【BOD(Biochemical Oxygen Demand)】

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物によって分解されるのに必要な酸素量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

【COD(Chemical Oxygen Demand)】

化学的酸素要求量。水中の有機物を化学的に分解するのに必要な酸素量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

【DO(Dissolved Oxygen)】

溶存酸素量。水中に解けている酸素の量のこと。汚濁の進んだ水は、微生物などの有機物分解によって酸素が消費されるため、この数値が低くなる。

【MSDS制度】

MSDSは、Material Safety Data Sheet（化学物質安全性データシート）の略で、化学物質に関する情報を記載した文書又は電子データのこと。単にSDSと言うこともある。PRTR法において、指定化学物質を取り扱う事業者が、他の事業者へ指定化学物質を譲渡又は提供する場合に、化学物質の性状及び取扱い情報（＝MSDS）の提供を義務づける制度。

【pg-TEQ】

極小単位。1 pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム、TEQは毒性等量を表す。ダイオキシン類は約75種類の存在が確認されているが、毒性の異なる複数のダイオキシンが同時発生するため、発生する毒性の総量を2,3,7,8-四塩化ダイオ

キシン（最も毒性が強いダイオキシン）の発生量に換算したことを示す符号としてTEQが使われる。

【pH(Potential Hydrogen)】

水素イオン濃度指数。pH 7 が中性で、数値が低いと酸性が強いことを示し、逆に数値が高い場合はアルカリ性が強いことを示す。通常の水道水としては、6.5～8.5が望ましい。

【ppm】

parts par millionの頭文字で、百万分の一を意味する極小単位。1 m³の大気中に1 cm³、1 kgの水中に1 mgの物質が存在する場合の濃度を1 ppmという。

【PRTR法】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）」の略称。PRTR制度とMSDS制度を柱とする。平成8年のOECD（経済協力開発機構）勧告を受けて、環境庁（現環境省）と通商産業省（現経済産業省）が法制化した。

【PRTR制度】

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出移動登録）の頭文字。PRTR法に基づき、人体や生態系に有害となる化学物質を使用する事業所が、環境（大気、水、土壌）排出量及び廃棄物などとしての移動量の把握と国への届出をし、国が、排出量及び移動量を集計、公表する制度。

【SS(Suspended Solids)】

水中に浮遊している物質の量。この数値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

【アルキル水銀】

メチル水銀やエチル水銀などの有機水銀化合物の総称で、非常に強い毒性を持つ。水俣病（熊本県、富山県）の原因となった物質がメチル水銀であり、有機水銀中毒による中枢神経疾患を引き起こす。脂溶性の物質であるために生物濃縮が起こりやすく、食物連鎖で上位にいる個体ほど影響を受けやすい。

【一酸化炭素】

炭素化合物が酸素不足の状態で燃焼する際に発生する無色無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬能力を阻害する。発生源の大部分は自動車の排気ガスといわれ、交通量が多い道路や交差点付近では濃度が高くなる。

【カドミウム】

金属元素の一種で、ニッカド電池や塗料などに使われている。人体に入ると腎臓機能障害を起こすほか、IARC（国際がん研究機関）は発がん性を勧告している。イタイイタイ病（富山県）の原因物質と考えられている。

【環境基準】

人の健康保護と生活環境の保全のために、維持されることが望ましい基準。環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の基準について、国が定める。

【公害】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の状態又は水底の底質悪化を含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物掘採のための土地の掘削によるものを除く）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産や動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずること（環境基本法第2条第3項）をいい、この7種類の公害を「典型7公害」と呼んでいる。

【公害防止管理者】【公害防止主任管理者】

社団法人産業環境管理協会が実施する「公害防止管理者等国家試験」に合格しなければならない。

【公害防止統括者】

常時使用する従業員が21人以上いる特定工場は、選任が義務づけられる。

【光化学オキシダント】

紫外線の光化学作用により炭化水素や窒素化合物から生成される強酸化性物質の総称。光化学スモッグを引き起こすため、大気汚染防止法で監視対象になっている。

【光化学スモッグ】

大気中の光化学オキシダントが高濃度になった状態を指す。人体（目や呼吸器など）のほか、農作物など植物にも影響を与える。

【公共用水域】

河川、湖沼、港湾、沿岸流域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定された公共下水道、流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除く。

【ジクロロメタン】

PRTR法第一種指定化学物質。塩化メチレンとも。有機化合物の溶解や難燃性の利点があり、製造業などで有機溶剤や脱脂洗浄剤として幅広く用いられている。しかし、安定性が非常に高いために自然分解されにくく、皮膚の炎症や神経麻痺、発がん性などの有毒性が指摘されている。

【指標生物】

あらかじめ汚濁の程度に応じた生物種を選定して指標生物とすることで、水域中の生物相の調査により汚濁の程度がわかる。

【騒音・振動】

本書で扱う数値については人間の感覚に相当する周波数特性に基づいて補正を加えた騒音・振動の大きさを示す数値。デシベル（dB）であらわす。

【ダイオキシン類】

有機塩素化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のように、ダイオキシン類と同様の毒性を持つ物質をダイオキシン類似化合物というが、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）ではダイオキシン類として定義した。ごみ焼却の他に、たばこの煙や自動車の排気ガスなど、ものを燃やす際の副生成物として発生し、自然界においても森林火災や火山活動などで生じるといわれている。通常は無色の固体で、水に溶けにくく脂肪などに溶けやすい性質を持つ。

【大腸菌】

バクテリアの一種で腸内細菌でもあるが、腸内細菌全体に占める割合は0.1%未満である。し尿とともに体外に排出されるため、し尿が直接河川等に流入することは水質汚濁の一因となる。そのため、水質調査の指標として大腸菌群数が用いられている。

【炭化水素】

炭素と水素の化合物の総称。化石燃料の不完全燃焼や有機溶剤の蒸発などが発生源といわれている。エチレンなどのオレフィン類は紫外線を受けて窒素化合物と反応し、オキシダントを形成する。

【テトラクロロエチレン】

PRTR法第一種指定化学物質。ドライクリーニングの洗浄剤、金属製品の脱脂洗浄剤などのほか、他の化合物の原料や一般商品などに広く用いられている。常温では不燃性の液体だが、揮発性が高く、人体に対しても有害で、特に吸入した場合は中枢神経を麻痺させ、最悪の場合は死亡する。

【特定施設】

公害の発生源となる機器、設備等のこと。公害ごとの個別法に基づき定められている。

【トリクロロエチレン】

PRTR法第一種指定化学物質。半導体製造やドライクリーニングの脱脂洗浄剤として広く用いられていたが、発がん性を持つと推定されたことにより、代替物質に移行しつつある。吸入した場合は中枢神経を麻痺させ、最悪の場合は死亡する。

【二酸化硫黄】

燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって排出される無色の気体。刺激性があり、呼吸器などに影響を与える。

【二酸化窒素】

燃料などに含まれる窒素の燃焼によって排出される赤褐色の気体。刺激性があり、呼吸器などに影響を与える。

【ばい煙】

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいう。

【粉じん】

ものの粉碎・選別などに伴って発生又は飛散する物質。極めて微細な粒子（ $0.5\sim 10\mu\text{m}$ 程度）は重力で降下しないため、大気中に浮遊する。また、アスベストなどの人体に悪影響を与える物質を特定粉じんと呼んでそれ以外の一般粉じんと区別している。

【ベンゼン】

炭素を含む物質の不完全燃焼によって生成されるため、火山の噴火や森林火災、喫煙などでも発生する。自動車用ガソリンなどに含まれているが、工業ガソリンとして使われるベンジンとはまったく異なる物質。体内に入ると血液または血液循環系に作用して障害を起こし、死亡事故も発生した。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ 2.5mm の千分の1）以下の大気中に浮遊している粒子状物質。PM_{2.5}は、髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸系や循環器系への影響が心配されている。

【自動車騒音の常時監視】

自動車騒音の状況および対策の効果等を把握することにより、自動車騒音公害防止の基礎資料となるように道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じた平均的な状況について、継続的に把握すること。

【面的評価】

幹線道路に面した地域の道路端から50mの範囲において、それぞれの建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法。

関市環境基本条例

平成12年 3 月28日
関市条例第28号

前文

私たち関市民は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、先人の英知と努力により、多くの伝統的文化を守り育てながら、何世代にもわたり栄えてきた。

しかし、今日の繁栄を支える社会経済活動や物質的な豊かさを追求する生活の営みは、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、自然の生態系や人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に、健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、豊かな環境の恵みを楽しむ一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識し、これまで以上に環境の保全に努力するのみならず、更に豊かで快適な環境を作り出すことで、人と自然とが共生することのできる社会の実現に努めなければならない。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに新たに創出し、持続的な発展が可能な社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある

財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、すべての市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創出は、すべての者が公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を自主的かつ積極的に図ることによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、市の区域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等を図るとともに、森林、農地、河川、湿地等における多様な自然環境の保全及び創出を図ること。

(3) 文化財及び歴史的資産の保存を図るとともに、自然と調和した潤いと安らぎがある良好な景観並びに居住環境その他快適な生活環境の保全及び創出を図ること。

(4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。

(5) 廃棄物の適正処理並びに減量化及び再利用を促進すること。

(6) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努め、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に

協力する責務を有する。

（環境基本計画の策定）

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第15条に規定する関市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第10条 市は、事業者又は市民が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置を助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する施策に関し、環境の保全上の効果、影響等を十分に調査及び研究をし、必要な措置を講ずることができるものとする。

（環境教育、学習の推進等）

第11条 市は、事業者及び市民が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進並びに広報活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動を促進するための措置）

第12条 市は、事業者及び市民が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収運動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、第11条の教育及び学習の推進並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査及び審議する。
- 3 審議会は、前項に掲げるもののほか環境の保全及び創出に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について知識及び意見を持っている者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(市の施策の推進のための措置)

第16条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策を推進するため、環境調整会議の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

関市環境審議会規則

平成12年 6 月28日
関市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市環境基本条例(平成12年関市条例第28号)第17条の規定に基づき、関市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、必要に応じて審議会を招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 審議会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会務を総括し、必要に応じて部会を招集する。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日規則第１５号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月７日規則第９号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

関市ポイ捨て等防止条例

平成9年9月30日

関市条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃を行う等により空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶

等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

3 公共の場所において印刷物を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物を回収しなければならない。

4 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収すること。

(2) 公共の場所のうち公園等の砂場で飼い犬等にふんをさせないこと。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための必要な措置を講ずるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

(良好な生活環境を確保するための市民行動の日)

第12条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民の関心と理解を深めるため、毎年5月30日をごみゼロの日、11月1日を清潔ないい1日と定め、環境美化並びにその啓発及び推進に努めるものとする。

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第13条 市長は、地域における空き缶等の散乱及びふん害防止のために、関市清潔なまちづくり推進指導委員を委嘱し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項

(2) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱すること

ができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(関係法令の活用)

第14条 市長は、この条例の施行に関し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第9条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、交付の日から施行する。

関市ポイ捨て等防止条例施行規則

平成9年9月30日
関市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市ポイ捨て等防止条例（平成9年関市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置場所等)

第2条 条例第8条第2項に規定する回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内又は同一敷地内で、かつ、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器（以下「飲料容器」という。）を容易に回収できる場所とする。

2 条例第8条第2項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。

(3) 安定性があり、かつ、飲料容器の投入が容易で美観を損なわないものであること。

(勧告)

第3条 条例第11条第1項の規定による勧告は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第1号

(2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第2号

(命令)

第4条 条例第11条第2項の規定による命令は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第3号

(2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第4号

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第5条 条例第13条第1項に規定する関市清潔なまちづくり推進指導委員（以下「委員」という。）の人数は、関市自治会連合会（以下「自治連」という。）の支部ごとに若干名とする。

2 委員は、地域の環境美化に熱意を有し、奉仕的に活動できる者として自治連の支部長が推薦したもののうちから市長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 7 月12日規則第65号）
この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月 1 日規則第36号）
この規則は、公布の日から施行する。

（様式省略）

関市市民環境部環境課

令和元年12月

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話 0575-22-3131（代表）

E-Mail kankyo@city.seki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.seki.lg.jp>